官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○消費生活協同組合法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働九二）　一
〔法規的告示〕
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（こども家庭庁・厚生労働七）　七
○大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示（文部科学一一一）　二
○国際競争力けん引学部等の認定等に関する規程（同一一二）　三
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（厚生労働二五三）　一四
〔その他告示〕
○学校教育法第百十条第五項の規定に基づく認証評価機関からの変更の届出に関する件（文部科学一一三）　一七
○食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進に関する基本的な方針（農林水産一四四〇）　一九
○肥料の登録の有効期間を更新した件（同一四四一）　二三
○生産業者の名称及び住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件（同一四四二）　二六
○肥料の登録が失効した件（同一四四三）　二六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二七
特殊法人等
国立研究開発法人情報通信研究機構
令和六事業年度財務諸表関係　二七
地方公共団体
行旅死亡人関係　二九
会社その他
会社決算公告　三六

省　令

○厚生労働省令第九十二号

消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十三条、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第七十八条の二第三項、第九十八条第三項及び第百一条、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百十条、年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）第四十九条並びに年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令（平成三十年政令第三百六十四号）第三十七条の規定に基づき、消費生活協同組合法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月二十四日

厚生労働大臣　福岡　資麿

消費生活協同組合法施行規則等の一部を改正する省令

（消費生活協同組合法施行規則の一部改正）

第一条　消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（貸付事業の運営に関する措置）	（貸付事業の運営に関する措置）
第五十一条　法第十三条の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる措置とする。	**第五十一条**　法第十三条の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる措置とする。
一～四十二　（略）	一～四十二　（略）
四十三　貸付けの契約について、債務者等から、当該債務者等が特定公正証書（債務者等が貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合に直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載され、又は記録された公正証書をいう。以下この条及び第五十七条において同じ。）の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任することを証する書面又は電磁的記録を取得しないようにするための措置	四十三　貸付けの契約について、債務者等から、当該債務者等が特定公正証書（債務者等が貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合に直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載された公正証書をいう。以下この条及び第五十七条において同じ。）の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任することを証する書面を取得しないようにするための措置
四十四　（略）	四十四　（略）
四十五　貸付けの契約について、特定公正証書の作成を公証人に嘱託する場合には、あらかじめ（当該貸付けの契約に係る資金需要者等との間で特定公正証書の作成を公証人に嘱託する旨を約する契約を締結する場合にあつては、当該契約を締結するまでに）、債務者等となるべき資金需要者等に対し、次に掲げる事項について書面を交付して説明をするための措置	四十五　貸付けの契約について、特定公正証書の作成を公証人に嘱託する場合には、あらかじめ（当該貸付けの契約に係る資金需要者等との間で特定公正証書の作成を公証人に嘱託する旨を約する契約を締結する場合にあつては、当該契約を締結するまでに）、債務者等となるべき資金需要者等に対し、次に掲げる事項について書面を交付して説明をするための措置
イ　（略）	イ　（略）
ロ　特定公正証書に記載され、又は記録された内容の債務の不履行の場合には、組合は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をすることができる旨	ロ　特定公正証書に記載された内容の債務の不履行の場合には、組合は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をすることができる旨
四十六～五十七　（略）	四十六～五十七　（略）
2～13　（略）	2～13　（略）

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令の一部改正）

第二条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令（平成二十七年厚生労働省令第百三十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（離婚等をした場合における標準報酬の改定の特例等に関する経過措置）	（離婚等をした場合における標準報酬の改定の特例等に関する経過措置）
第二条　二以上の種別の被保険者であった期間を有する者（改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法をいう。以下同じ。）第七十八条の二十二に規定する二以上の種別の被保険者であった期間を有する者をいう。以下同じ。）が被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第十五条第一項各号のいずれかに該当する場合における、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成二十七年厚生労働省令第三百四十二号）第一	**第二条**　二以上の種別の被保険者であった期間を有する者（改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法をいう。以下同じ。）第七十八条の二十二に規定する二以上の種別の被保険者であった期間を有する者をいう。以下同じ。）が被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第十五条第一項各号のいずれかに該当する場合における、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成二十七年厚生労働省令第三百四十二号）第一

条の規定による改正後の厚生年金保険法施行規則（以下「改正後厚生年金保険法施行規則」という。）第七十八条の四の規定の適用については、同条第一項第一号イ中「按分割合」とあるのは「按分割合（平成二十四年一元化法第一条の規定による改正前の法第七十八条の二第一項第一号、平成二十四年一元化法改正前国共済法第九十三条の五第一項第一号、平成二十四年一元化法改正前地共済法第百五条第一項第一号又は平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する平成二十四年一元化法改正前国共済法第九十三条の五第一項第一号に規定する請求すべき按分割合をいう。以下この項において同じ。）」と、「抄本、その旨が記録された公正証書に記録されている事項の全部若しくは一部を出力した書面又はその旨が記載された」とあるのは「抄本（平成二十四年一元化法の施行の日前に作成されたものに限る。）又は同日前に」と、同号ロ中「（前条第二項の規定が適用される場合にあつては、請求すべき按分割合を定めた確定した審判の謄本又は抄本及び当該審判の申立てをした日を証する書類）」とあるのは「、当該審判の申立てをした日を証する書類（当該請求すべき按分割合に関する人事訴訟法第三十二条第一項の規定による処分の申立てをした日を証する書類）及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号。以下この項において「平成二十七年経過措置政令」という。）第十五条第一項第二号イからニまでに掲げる情報」と、同号ハ中「（前条第二項の規定が適用される場合にあつては、請求すべき按分割合を定めた調停についての調停調書の謄本又は抄本及び当該調停の申立てをした日を証する書類）」とあるのは「、当該調停の申立てをした日を証する書類（当該請求すべき按分割合に関する人事訴訟法第三十二条第一項の規定による処分の申立てをした場合にあつては、当該処分の申立てをした日を証する書類）及び平成二十七年経過措置政令第十五条第一項第二号イからニまでに掲げる情報」と、同号ニ及びホ中「抄本」とあるのは「抄本、請求すべき按分割合に関する人事訴訟法第三十二条第一項の規定による処分の申立てをした日を証する書類及び平成二十七年経過措置政令第十五条第一項第二号イからニまでに掲げる情報」とする。

第三条　二以上の種別の被保険者であった期間を有する者が、平成二十四年一元化法の施行の日（以下「一元化法施行日」という。）前に、改正前厚生年金保険法（平成二十四年一元化法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。以下同じ。）第七十八条の四第一項、改正前国共済法（平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）をいう。以下同じ。）第九十三条の七第一項（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号。以下「昭和六十一年国共済経過措置政令」という。）第六十六条の四第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）、改正前地共済法（平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）をいう。以下同じ。）第百七条第一項（地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号。以下「昭和六十一年地共済経過措置政令」という。）第七十八条の五第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）又は改正前私学共済法（平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）をいう。以下同じ。）第二十五条において準用する改正前国共済法第九十三条の七第一項（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十一年国共済経過措置政令第六十六条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定により按分割合の範囲（改正前厚生年金保険法第七十八条の三第一項、改正前国共済法第九十三条の六第一項（昭

条の規定による改正後の厚生年金保険法施行規則（以下「改正後厚生年金保険法施行規則」という。）第七十八条の四の規定の適用については、同条第一項第一号イ中「按分割合」とあるのは「按分割合（平成二十四年一元化法第一条の規定による改正前の法第七十八条の二第一項第一号、平成二十四年一元化法改正前国共済法第九十三条の五第一項第一号、平成二十四年一元化法改正前地共済法第百五条第一項第一号又は平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する平成二十四年一元化法改正前国共済法第九十三条の五第一項第一号に規定する請求すべき按分割合をいう。以下この項において同じ。）」と、「抄本、その旨が記録された公正証書に記録されている事項の全部若しくは一部を出力した書面又はその旨が記載された」とあるのは「抄本（平成二十四年一元化法の施行の日前に作成されたものに限る。）又は同日前に」と、同号ロ中「（前条第二項の規定が適用される場合にあつては、請求すべき按分割合を定めた確定した審判の謄本又は抄本及び当該審判の申立てをした日を証する書類）」とあるのは「、当該審判の申立てをした日を証する書類（当該請求すべき按分割合に関する人事訴訟法第三十二条第一項の規定による処分の申立てをした場合にあつては、当該処分の申立てをした日を証する書類）及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号。以下この項において「平成二十七年経過措置政令」という。）第十五条第一項第二号イからニまでに掲げる情報」と、同号ハ中「（前条第二項の規定が適用される場合にあつては、請求すべき按分割合を定めた調停についての調停調書の謄本又は抄本及び当該調停の申立てをした日を証する書類）」とあるのは「、当該調停の申立てをした日を証する書類（当該請求すべき按分割合に関する人事訴訟法第三十二条第一項の規定による処分の申立てをした場合にあつては、当該処分の申立てをした日を証する書類）及び平成二十七年経過措置政令第十五条第一項第二号イからニまでに掲げる情報」と、同号ニ及びホ中「抄本」とあるのは「抄本、請求すべき按分割合に関する人事訴訟法第三十二条第一項の規定による処分の申立てをした日を証する書類及び平成二十七年経過措置政令第十五条第一項第二号イからニまでに掲げる情報」とする。

第三条　二以上の種別の被保険者であった期間を有する者が、平成二十四年一元化法の施行の日（以下「一元化法施行日」という。）前に、改正前厚生年金保険法（平成二十四年一元化法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。以下同じ。）第七十八条の四第一項、改正前国共済法（平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）をいう。以下同じ。）第九十三条の七第一項（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号。以下「昭和六十一年国共済経過措置政令」という。）第六十六条の四第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）、改正前地共済法（平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）をいう。以下同じ。）第百七条第一項（地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号。以下「昭和六十一年地共済経過措置政令」という。）第七十八条の五第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）又は改正前私学共済法（平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）をいう。以下同じ。）第二十五条において準用する改正前国共済法第九十三条の七第一項（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十一年国共済経過措置政令第六十六条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定により按分割合の範囲（改正前厚生年金保険法第七十八条の三第一項、改正前国共済法第九十三条の六第一項（昭

和六十一年国共済経過措置政令第六十六条の四第三項の規定において準用する場合を含む。）、改正前地共済法第百六条第一項（昭和六十一年地共済経過措置政令第七十八条の五第三項の規定において準用する場合を含む。）又は改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第九十三条の六第一項（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十一年国共済経過措置政令第六十六条の四第三項の規定において準用する場合を含む。）に規定する按分割合の範囲をいう。以下この条及び次条において同じ。）について情報の提供（改正前厚生年金保険法第七十八条の五、改正前国共済法第九十三条の八（昭和六十一年国共済経過措置政令第六十六条の四第三項において準用する場合を含む。）、改正前地共済法第百七条の二（昭和六十一年地共済経過措置政令第七十八条の五第三項において準用する場合を含む。）及び改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第九十三条の八（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十一年国共済経過措置政令第六十六条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定による裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官が受けた資料の提供を含み、これが複数あるときは、その最後のもの。以下この条及び次条において同じ。）を受けた場合における厚生年金保険法第七十八条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める場合は、厚生年金保険法施行規則第七十八条の五の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一～三　（略）

四　情報の提供を受けた日が対象期間の末日以後である場合であって、一元化法施行日前に当事者が標準報酬改定請求をすること及び請求すべき按分割合について合意している旨が記載され、若しくは記録された公正証書を作成した場合若しくは一元化法施行日前に私署証書について公証人の認証を受けた場合又は請求すべき按分割合に関する審判若しくは調停の申立てをしたとき

（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

第三条　厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（口座振替による納付に係る納入告知書の送付）	（口座振替による納付に係る納入告知書の送付）
第二十五条の四　機構は、法第八十三条の二の規定により前条の申出を承認したときは、法第八十三条の二の保険料の納付に必要な納入告知書を同条の金融機関へ送付しなければならない。ただし、当該保険料の納付に関し必要な事項について同条の金融機関に電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつて認識することができない方式（第八十七条の二第二項において「電磁的方式」という。）で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により通知をしたときは、この限りでない。	**第二十五条の四**　機構は、法第八十三条の二の規定により前条の申出を承認したときは、法第八十三条の二の保険料の納付に必要な納入告知書を同条の金融機関へ送付しなければならない。ただし、当該保険料の納付に関し必要な事項について同条の金融機関に電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつて認識することができない方式（第八十七条の三第二項において「電磁的方式」という。）で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により通知をしたときは、この限りでない。
（未支給の保険給付の請求）	（未支給の保険給付の請求）
第四十二条　老齢厚生年金の受給権者が死亡した場合（次項に規定する場合を除く。）において、法第三十七条の規定による未支給の保険給付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。	**第四十二条**　老齢厚生年金の受給権者が死亡した場合（次項に規定する場合を除く。）において、法第三十七条の規定による未支給の保険給付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。
一～四　（略）	一～四　（略）
五　請求者より先順位の法第三十七条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と受給権者との身分関係	五　請求者以外に法第三十七条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と受給権者との身分関係
六　（略）	六　（略）
2～4　（略）	2～4　（略）

（未支給の保険給付の請求）

第五十八条　障害厚生年金又は障害手当金の受給権者が死亡した場合（次項に規定する場合を除く。）において、法第三十七条の規定による未支給の保険給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。

一～四　（略）

五　請求者より先順位の法第三十七条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と受給権者との身分関係

六　（略）

2～4　（略）

（未支給の保険給付の請求）

第七十五条　遺族厚生年金の受給権者が死亡した場合（次項に規定する場合を除く。）において、法第三十七条の規定による未支給の保険給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。

一～四　（略）

五　請求者より先順位の法第三十七条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と受給権者との身分関係

六　（略）

2～4　（略）

（未支給の脱退一時金の請求）

第七十六条の四　脱退一時金の受給権者が死亡した場合において、法附則第二十九条第九項において準用する法第三十七条第一項の規定による未支給の脱退一時金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。

一～四　（略）

五　請求者より先順位の法第三十七条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と受給権者との身分関係

六　（略）

2　（略）

（未支給の保険給付の請求）

第七十七条の二　旧法による脱退手当金（旧船員保険法による脱退手当金を含む。）の受給権者が死亡した場合において、旧法第三十七条の規定による未支給の保険給付の支給を受けようとする者又は旧船員保険法第二十七条ノ二の規定による未支給の保険給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。この場合において、請求者が旧法第三十七条第三項又は旧船員保険法第二十七条ノ二第二項の規定に該当するものであるときは、併せて、前条の例により請求書を提出しなければならない。

一～三　（略）

四　請求者より先順位の旧法第三十七条第一項又は旧船員保険法第二十七条ノ二第一項の規定に該当する者があるときは、その者の氏名及び生年月日並びにその者と受給権者との身分関係

五　（略）

2　（略）

（未支給の保険給付の請求）

第五十八条　障害厚生年金又は障害手当金の受給権者が死亡した場合（次項に規定する場合を除く。）において、法第三十七条の規定による未支給の保険給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。

一～四　（略）

五　請求者以外に法第三十七条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と受給権者との身分関係

六　（略）

2～4　（略）

（未支給の保険給付の請求）

第七十五条　遺族厚生年金の受給権者が死亡した場合（次項に規定する場合を除く。）において、法第三十七条の規定による未支給の保険給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。

一～四　（略）

五　請求者以外に法第三十七条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と受給権者との身分関係

六　（略）

2～4　（略）

（未支給の脱退一時金の請求）

第七十六条の四　脱退一時金の受給権者が死亡した場合において、法附則第二十九条第九項において準用する法第三十七条第一項の規定による未支給の脱退一時金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。

一～四　（略）

五　請求者以外に法第三十七条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と受給権者との身分関係

六　（略）

2　（略）

（未支給の保険給付の請求）

第七十七条の二　旧法による脱退手当金（旧船員保険法による脱退手当金を含む。）の受給権者が死亡した場合において、旧法第三十七条の規定による未支給の保険給付の支給を受けようとする者又は旧船員保険法第二十七条ノ二の規定による未支給の保険給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。この場合において、請求者が旧法第三十七条第三項又は旧船員保険法第二十七条ノ二第二項の規定に該当するものであるときは、併せて、前条の例により請求書を提出しなければならない。

一～三　（略）

四　請求者以外に旧法第三十七条第一項又は旧船員保険法第二十七条ノ二第一項の規定に該当する者があるときは、その者の氏名及び生年月日並びにその者と受給権者との身分関係

五　（略）

2　（略）

（法第七十八条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める方法）

第七十八条の四　法第七十八条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　次のいずれかに掲げる書類の添付

イ　当事者が標準報酬改定請求をすること及び請求すべき按分割合について合意している旨が記載された公正証書の謄本若しくは抄本、その旨が記録された公正証書に記録されている事項の全部若しくは一部を出力した書面又はその旨が記載された公証人の認証を受けた私署証書（第一号改定者（法第七十八条の二第一項に規定する第一号改定者をいう。以下同じ。）及び第二号改定者（同項に規定する第二号改定者をいう。以下同じ。）の氏名及び生年月日並びに当該第一号改定者及び第二号改定者のうち基礎年金番号通知書の交付を受けた者の基礎年金番号が記載されたものに限る。）

ロ～ホ　（略）

二　（略）

２　（略）

（国民年金法施行規則の一部改正）

第四条　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（未支給年金の請求） **第二十五条**　法第十九条の規定による未支給の年金の支給の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。この場合において、当該請求が法第十九条第三項の規定に該当することに係るものであるときは、併せて、第十六条、第十六条の二第三項又は第十六条の三の例により、老齢基礎年金の裁定請求書及びこれに添えるべき書類を提出しなければならない。 一～四　（略） 五　請求者より先順位の法第十九条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と受給権者との身分関係 六　（略） ２・３　（略）	（未支給年金の請求） **第二十五条**　法第十九条の規定による未支給の年金の支給の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。この場合において、当該請求が法第十九条第三項の規定に該当することに係るものであるときは、併せて、第十六条、第十六条の二第三項又は第十六条の三の例により、老齢基礎年金の裁定請求書及びこれに添えるべき書類を提出しなければならない。 一～四　（略） 五　請求者以外に法第十九条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と受給権者との身分関係 六　（略） ２・３　（略）

（年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則（平成三十年厚生労働省令第百五十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（未支払の老齢年金生活者支援給付金の請求） **第十五条**　法第九条の規定による未支払の老齢年金生活者支援給付金の支給の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。 一～四　（略） 五　請求者より先順位の法第九条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と老齢年金生活者支援給付金受給者との身分関係 六　（略） ２・３　（略）	（未支払の老齢年金生活者支援給付金の請求） **第十五条**　法第九条の規定による未支払の老齢年金生活者支援給付金の支給の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。 一～四　（略） 五　請求者以外に法第九条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と老齢年金生活者支援給付金受給者との身分関係 六　（略） ２・３　（略）

（未支払の補足的老齢年金生活者支援給付金の請求）

第三十条　法第十四条において準用する法第九条の規定による未支払の補足的老齢年金生活者支援給付金の支給の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。

一～四　（略）

五　請求者より先順位の法第十四条において準用する法第九条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と補足的老齢年金生活者支援給付金受給者との身分関係

六　（略）

２・３　（略）

（未支払の障害年金生活者支援給付金の請求）

第四十五条　法第十九条において準用する法第九条の規定による未支払の障害年金生活者支援給付金の支給の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。

一～四　（略）

五　請求者より先順位の法第十九条において準用する法第九条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と障害年金生活者支援給付金受給者との身分関係

六　（略）

２・３　（略）

（未支払の遺族年金生活者支援給付金の請求）

第六十一条　法第二十四条において準用する法第九条の規定による未支払の遺族年金生活者支援給付金の支給の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。

一～四　（略）

五　請求者より先順位の法第十四条において準用する法第九条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と補足的老齢年金生活者支援給付金受給者との身分関係

六　（略）

２・３　（略）

附　則

この省令は、令和七年十一月一日から施行する。ただし、第一条の規定、第二条の規定及び第三条中厚生年金保険法施行規則第七十八条の四第一項の改正規定は同年十月一日から、第三条中厚生年金保険法施行規則第二十五条の四の改正規定は公布の日から施行する。

法規的告示

○こども家庭庁厚生労働省告示第七号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十三号）の施行に伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年九月二十四日

こども家庭庁長官　渡辺由美子

厚生労働大臣　福岡　資麿

（未支払の補足的老齢年金生活者支援給付金の請求）

第三十条　法第十四条において準用する法第九条の規定による未支払の補足的老齢年金生活者支援給付金の支給の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。

一～四　（略）

五　請求者以外に法第十四条において準用する法第九条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と補足的老齢年金生活者支援給付金受給者との身分関係

六　（略）

２・３　（略）

（未支払の障害年金生活者支援給付金の請求）

第四十五条　法第十九条において準用する法第九条の規定による未支払の障害年金生活者支援給付金の支給の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。

一～四　（略）

五　請求者以外に法第十九条において準用する法第九条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と障害年金生活者支援給付金受給者との身分関係

六　（略）

２・３　（略）

（未支払の遺族年金生活者支援給付金の請求）

第六十一条　法第二十四条において準用する法第九条の規定による未支払の遺族年金生活者支援給付金の支給の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。

一～四　（略）

五　請求者以外に法第十四条において準用する法第九条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と補足的老齢年金生活者支援給付金受給者との身分関係

六　（略）

２・３　（略）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第一条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表 介護給付費等単位数表 第１～第14の２　（略） 第14の３　自立生活援助 １～８　（略） ９　居住支援連携体制加算　35単位 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、住宅確保要配慮者居住支援法人（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第59条第１項に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。以下同じ。）又は住宅確保要配慮者居住支援協議会（同法第81条第１項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会をいう。以下同じ。）に対して、１月に１回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、１月につき所定単位数を加算する。 10・11　（略） 第15　（略）	**別表** 介護給付費等単位数表 第１～第14の２　（略） 第14の３　自立生活援助 １～８　（略） ９　居住支援連携体制加算　35単位 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、住宅確保要配慮者居住支援法人（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。以下同じ。）又は住宅確保要配慮者居住支援協議会（同法第51条第１項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会をいう。以下同じ。）に対して、１月に１回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、１月につき所定単位数を加算する。 10・11　（略） 第15　（略）

（こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準の一部改正）

第二条　こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第五百四十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一～三十九　（略） 三十九の二　介護給付費等単位数表第14の３の９の注の厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第五十九条第一項に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人又は同法第八十一条第一項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会との連携により、利用者の住宅の確保及び居住の支援を図る体制を確保していること。 ロ　（略） 三十九の三～四十一　（略）	一～三十九　（略） 三十九の二　介護給付費等単位数表第14の３の９の注の厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第四十条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人又は同法第五十一条第一項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会との連携により、利用者の住宅の確保及び居住の支援を図る体制を確保していること。 ロ　（略） 三十九の三～四十一　（略）

（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正）

第三条　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成二十九年厚生労働省告示第百十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項 一　（略） 二　障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方 １・２　（略）	第一　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項 一　（略） 二　障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方 １・２　（略）

3　グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助（障害者総合支援法第五条第十七項に規定する自立生活援助をいう。以下同じ。）、地域移行支援（同条第二十一項に規定する地域移行支援をいう。以下同じ。）及び地域定着支援（同条第二十二項に規定する地域定着支援をいう。以下同じ。）、自立訓練等の推進により、入所等から地域生活への移行を進める。

障害者が希望する一人暮らし等を実現するため、これらのサービスと居住支援法人（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第五十九条第一項に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。）との連携を推進するとともに、グループホームにおける希望する障害者への一人暮らし等に向けた支援等の充実を図る必要がある。

なお、入所等から地域生活への移行を進めるに当たっては、重度化・高齢化した障害者や日常生活を営む上での理解力及び生活力を補う必要のある障害者であっても地域生活を希望する者が地域で暮らすことができるよう、日中サービス支援型指定共同生活援助や自立生活援助等も含め、重度障害者や、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた精神保健医療福祉体制の基盤整備等を一層推進することにより地域移行が図られる精神障害者についての必要なサービス量を見込む等、適切に管内の支援に係るニーズの把握に努める必要がある。

また、必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを保障することによって、障害者等の地域における生活の維持及び継続が図られるようにする。

さらに、一の3に掲げる体制の整備による地域生活への移行の支援及び地域生活支援の機能をさらに強化するため、地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターを配置して、地域の支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関の連携等を進め、効果的な支援体制を構築する等により、その機能の充実を図る。なお、障害者支援施設（障害者総合支援法第五条第十一項に規定する障害者支援施設をいう。以下同じ。）を地域生活支援拠点等とする際には、当該障害者支援施設については、小規模化等を進めるとともに、地域における関係機関との連携により、施設入所者の地域生活への移行、地域との交流機会の確保、地域の障害者等に対する支援を行うことなど、地域に開かれたものとすることが必要である。また、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の整備を行う場合には、個々の機関が有機的な連携の下に障害者等に対する支援を確保していることが必要である。

4～6　（略）

三　相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

1～3　（略）

4　協議会の活性化

障害者等への支援体制の整備を図るため、都道府県及び市町村は、関係機関、関係団体、障害者等及びその家族、障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下単に「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

3　グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助（障害者総合支援法第五条第十七項に規定する自立生活援助をいう。以下同じ。）、地域移行支援（同条第二十一項に規定する地域移行支援をいう。以下同じ。）及び地域定着支援（同条第二十二項に規定する地域定着支援をいう。以下同じ。）、自立訓練等の推進により、入所等から地域生活への移行を進める。

障害者が希望する一人暮らし等を実現するため、これらのサービスと居住支援法人（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第四十条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。）との連携を推進するとともに、グループホームにおける希望する障害者への一人暮らし等に向けた支援等の充実を図る必要がある。

なお、入所等から地域生活への移行を進めるに当たっては、重度化・高齢化した障害者や日常生活を営む上での理解力及び生活力を補う必要のある障害者であっても地域生活を希望する者が地域で暮らすことができるよう、日中サービス支援型指定共同生活援助や自立生活援助等も含め、重度障害者や、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた精神保健医療福祉体制の基盤整備等を一層推進することにより地域移行が図られる精神障害者についての必要なサービス量を見込む等、適切に管内の支援に係るニーズの把握に努める必要がある。

また、必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを保障することによって、障害者等の地域における生活の維持及び継続が図られるようにする。

さらに、一の3に掲げる体制の整備による地域生活への移行の支援及び地域生活支援の機能をさらに強化するため、地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターを配置して、地域の支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関の連携等を進め、効果的な支援体制を構築する等により、その機能の充実を図る。なお、障害者支援施設（障害者総合支援法第五条第十一項に規定する障害者支援施設をいう。以下同じ。）を地域生活支援拠点等とする際には、当該障害者支援施設については、小規模化等を進めるとともに、地域における関係機関との連携により、施設入所者の地域生活への移行、地域との交流機会の確保、地域の障害者等に対する支援を行うことなど、地域に開かれたものとすることが必要である。また、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の整備を行う場合には、個々の機関が有機的な連携の下に障害者等に対する支援を確保していることが必要である。

4～6　（略）

三　相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

1～3　（略）

4　協議会の活性化

障害者等への支援体制の整備を図るため、都道府県及び市町村は、関係機関、関係団体、障害者等及びその家族、障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下単に「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

協議会は、関係機関等の有機的な連携の下で地域の課題の改善に取り組むとともに、都道府県又は市町村が障害福祉計画等を定め、又は変更しようとする際に、意見を求められた場合には、地域の課題の解決に向けた積極的な提言を行うことが重要である。

令和四年障害者総合支援法等改正法により、協議会における個別事例の検討を通じて地域における障害者の支援体制の整備の取組を着実に進めていくため、令和六年四月から、協議会の構成員に対して守秘義務が課されるとともに、関係機関による協議会への情報提供に関する努力義務が課されることとなった。

上記を踏まえ、協議会の運営においては、協議会における個別事例の検討等を通じて抽出される課題を踏まえて地域の支援体制の整備の取組の活性化を図ることが重要である。例えば、医療を必要とする者が地域で安心・安全に生活できるようにするため、精神科病院その他の医療機関や保健所と連携の上、障害者等の実態把握、障害者等の支援に係る地域資源の評価、必要な支援体制の構築及びその運営状況に対する評価、支援体制の改善等を行うことが望ましい。また、協議会の下に設置された専門部会等の活動に当事者が参画することも重要である。さらに、障害者等が安心して地域に住むことができるよう、都道府県及び市町村においては、協議会と居住支援協議会（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第八十一条第一項の住宅確保要配慮者居住支援協議会をいう。）との連携に努めることが求められる。また、都道府県と市町村が設置する協議会が相互に連携し、都道府県内の各地域の取組を共有することや、課題によっては広域で支援体制を確保すること等も必要である。さらに、発達障害者等や重症心身障害児者、医療的ケア児、高次脳機能障害者及び難病患者等への支援体制の整備が重要な課題となってきていることを踏まえ、都道府県及び指定都市が設置する協議会においては、発達障害者支援センターや医療的ケア児支援センター、高次脳機能障害支援拠点、難病相談支援センター等の専門機関との連携を確保することが必要である。また、これらの支援体制の整備について検討を行うに当たっては、都道府県（発達障害者等に関する事案にあっては指定都市を含む。）が設置する協議会において、当該専門機関の出席を求め、協力を得ることが望ましい。

さらに、都道府県及び指定都市は、地域における発達障害者等の課題について情報共有を図るとともに、支援体制の整備状況や発達障害者支援センターの活動状況等について検証し、地域の実情に応じた体制整備について協議を行う発達障害者支援地域協議会（発達障害者支援法第十九条の二に規定する発達障害者支援地域協議会をいう。）を設置し、活用することも重要である。

なお、複数の分野にまたがる議題について検討する場合等、関係する複数の協議会を合同で開催すること等により、効果的な運営の確保を図ることも重要である。

四　（略）

第二～第四　（略）

附　則

この告示は、令和七年十月一日から適用する。

協議会は、関係機関等の有機的な連携の下で地域の課題の改善に取り組むとともに、都道府県又は市町村が障害福祉計画等を定め、又は変更しようとする際に、意見を求められた場合には、地域の課題の解決に向けた積極的な提言を行うことが重要である。

令和四年障害者総合支援法等改正法により、協議会における個別事例の検討を通じて地域における障害者の支援体制の整備の取組を着実に進めていくため、令和六年四月から、協議会の構成員に対して守秘義務が課されるとともに、関係機関による協議会への情報提供に関する努力義務が課されることとなった。

上記を踏まえ、協議会の運営においては、協議会における個別事例の検討等を通じて抽出される課題を踏まえて地域の支援体制の整備の取組の活性化を図ることが重要である。例えば、医療を必要とする者が地域で安心・安全に生活できるようにするため、精神科病院その他の医療機関や保健所と連携の上、障害者等の実態把握、障害者等の支援に係る地域資源の評価、必要な支援体制の構築及びその運営状況に対する評価、支援体制の改善等を行うことが望ましい。また、協議会の下に設置された専門部会等の活動に当事者が参画することも重要である。さらに、障害者等が安心して地域に住むことができるよう、都道府県及び市町村においては、協議会と居住支援協議会（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第五十一条第一項の住宅確保要配慮者居住支援協議会をいう。）との連携に努めることが求められる。また、都道府県と市町村が設置する協議会が相互に連携し、都道府県内の各地域の取組を共有することや、課題によっては広域で支援体制を確保すること等も必要である。さらに、発達障害者等や重症心身障害児者、医療的ケア児、高次脳機能障害者及び難病患者等への支援体制の整備が重要な課題となってきていることを踏まえ、都道府県及び指定都市が設置する協議会においては、発達障害者支援センターや医療的ケア児支援センター、高次脳機能障害支援拠点、難病相談支援センター等の専門機関との連携を確保することが必要である。また、これらの支援体制の整備について検討を行うに当たっては、都道府県（発達障害者等に関する事案にあっては指定都市を含む。）が設置する協議会において、当該専門機関の出席を求め、協力を得ることが望ましい。

さらに、都道府県及び指定都市は、地域における発達障害者等の課題について情報共有を図るとともに、支援体制の整備状況や発達障害者支援センターの活動状況等について検証し、地域の実情に応じた体制整備について協議を行う発達障害者支援地域協議会（発達障害者支援法第十九条の二に規定する発達障害者支援地域協議会をいう。）を設置し、活用することも重要である。

なお、複数の分野にまたがる議題について検討する場合等、関係する複数の協議会を合同で開催すること等により、効果的な運営の確保を図ることも重要である。

四　（略）

第二～第四　（略）

○文部科学省告示第百十一号

大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年九月二十四日

文部科学大臣　阿部　俊子

大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示

大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成十五年文部科学省告示第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第一条　［略］	**第一条**　［同上］
1～3　［略］	1～3　［同上］
4　大学等に関する法第四条第一項の認可の申請に係る大学等に置く学部等（申請の日において当該学部等の設置後当該学部等における修業年限に相当する年数を経過していないもの又は当該学部等の収容定員を変更した後修業年限に相当する年数（編入学定員を変更した学部等にあっては、当該学部等の修業年限に相当する年数と編入学定員を設けている年次の年数との差に相当する年数に一年を加えた年数）を経過していないものを除く。）であって当該大学等の国際競争力の向上に資するものとして文部科学大臣が別に定めるところにより認定するものに対する第一項第三号の規定の適用については、同号中「一・一五倍」とあるのは「一・二〇倍」と、「一・一〇倍」とあるのは「一・一五倍」と、「一・〇五倍」とあるのは「一・一〇倍」とする。	［項を加える。］
5　外国に学部又は学科を設ける大学及び外国に学科を設ける短期大学に対する第一項第三号の規定の適用については、収容定員充足率に当該大学が外国に設ける学部（学部のうち一部の学科のみを外国に設ける場合には当該一部の学科）又は当該短期大学が外国に設ける学科（以下この条において「外国に設ける学部等」という。）のうち開設後修業年限に相当する年数が経過していないものに係る収容定員充足率を含まないものとし、同号中「一・〇五倍」とあるのは、「一・〇五倍、第六項に規定する外国に設ける学部等であって、設置後修業年限に相当する年数が経過したものにあっては一・三〇倍」とする。	4　外国に学部又は学科を設ける大学及び外国に学科を設ける短期大学に対する第一項第三号の規定の適用については、収容定員充足率に当該大学が外国に設ける学部（学部のうち一部の学科のみを外国に設ける場合には当該一部の学科）又は当該短期大学が外国に設ける学科（以下この条において「外国に設ける学部等」という。）のうち開設後修業年限に相当する年数が経過していないものに係る収容定員充足率を含まないものとし、同号中「一・〇五倍」とあるのは、「一・〇五倍、第五項に規定する外国に設ける学部等であって、設置後修業年限に相当する年数が経過したものにあっては一・三〇倍」とする。
6・7　［略］	5・6　［同上］
第四条　第一条第七項の規定により同条第一項第五号の規定が適用されない場合における臨床薬学に関する学科の設置等の認可の申請の審査については、当該大学が行おうとする地域における薬剤師の確保のための教育内容及び薬剤師が不足すると見込まれる地域の医療機関又は薬局に将来勤務しようとする当該大学の臨床薬学に関する学科の学生に対する修学資金の貸与その他の支援（第一条第七項の文部科学大臣が別に定める基準に該当する区域の都道府県が行うもの又は当該都道府県の知事が認めたものに限る。）の内容（臨床薬学に関する学科の収容定員増に係る学則の変更にあっては、医療介護総合確保法第四条第一項の都道府県計画その他の都道府県が作成する計画に当該大学の臨床薬学に関する学科の入学定員等の増加として記載された人数の支援に必要な内容を含むものとする。）に照らして行うものとする。	**第四条**　第一条第六項の規定により同条第一項第五号の規定が適用されない場合における臨床薬学に関する学科の設置等の認可の申請の審査については、当該大学が行おうとする地域における薬剤師の確保のための教育内容及び薬剤師が不足すると見込まれる地域の医療機関又は薬局に将来勤務しようとする当該大学の臨床薬学に関する学科の学生に対する修学資金の貸与その他の支援（第一条第六項の文部科学大臣が別に定める基準に該当する区域の都道府県が行うもの又は当該都道府県の知事が認めたものに限る。）の内容（臨床薬学に関する学科の収容定員増に係る学則の変更にあっては、医療介護総合確保法第四条第一項の都道府県計画その他の都道府県が作成する計画に当該大学の臨床薬学に関する学科の入学定員等の増加として記載された人数の支援に必要な内容を含むものとする。）に照らして行うものとする。

附　則

［略］

この告示の施行の際現にされている大学の設置等（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）第一条に規定する大学の設置等をいう。次項において同じ。）の認可の申請に係る審査に対する改正後の第一条第一項第三号及び第六項の規定は、なお従前の例による。

令和五年度に行おうとする国際連携学科等の設置等（大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第五十条第一項、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第四十三条第一項、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第六十二条第一項及び専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第五十九条第一項に規定する国際連携学科の設置、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第三十五条第一項及び専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第三十五条第一項に規定する国際連携専攻の設置並びに国際連携専攻に係る課程の変更をいう。）及び令和六年度に行おうとする大学の設置等の認可の申請（令和六年三月以後に申請が行われるものを除く。）に係る審査に対する第一条第一項第三号及び第五項並びに附則第二項及び第四項の規定の適用については、同条第一項第三号中「が、」とあるのは「又は平均入学定員超過率（大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示（令和四年文部科学省告示第百二十九号）による改正前の第一条第一項第三号に規定する平均入学定員超過率をいう。以下同じ。）が、」と、同条第四項中「収容定員充足率」とあるのは「収容定員充足率又は平均入学定員超過率」と、附則第二項及び第四項中「の算定」とあるのは「又は平均入学定員超過率の算定」と、「学生」とあるのは「学生又は入学者」とする。

4　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

［同上］

この告示の施行の際現にされている大学の設置等（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）第一条に規定する大学の設置等をいう。次項において同じ。）の認可の申請に係る審査に対する改正後の第一条第一項第三号及び第五項の規定は、なお従前の例による。

令和五年度に行おうとする国際連携学科等の設置等（大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第五十条第一項、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第四十三条第一項、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第六十二条第一項及び専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第五十九条第一項に規定する国際連携学科の設置、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第三十五条第一項及び専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第三十五条第一項に規定する国際連携専攻の設置並びに国際連携専攻に係る課程の変更をいう。）及び令和六年度に行おうとする大学の設置等の認可の申請（令和六年三月以後に申請が行われるものを除く。）に係る審査に対する第一条第一項第三号及び第四項並びに附則第二項及び第四項の規定の適用については、同条第一項第三号中「が、」とあるのは「又は平均入学定員超過率（大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示（令和四年文部科学省告示第百二十九号）による改正前の第一条第一項第三号に規定する平均入学定員超過率をいう。以下同じ。）が、」と、同条第四項中「収容定員充足率」とあるのは「収容定員充足率又は平均入学定員超過率」と、附則第二項及び第四項中「の算定」とあるのは「又は平均入学定員超過率の算定」と、「学生」とあるのは「学生又は入学者」とする。

4　［同上］

○文部科学省告示第百十二号

大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成十五年文部科学省告示第四十五号）第一条第四項の規定に基づき、国際競争力けん引学部等の認定等に関する規程を次のように定める。

令和七年九月二十四日

文部科学大臣　阿部　俊子

国際競争力けん引学部等の認定等に関する規程

（認定の基準）

第一条　国際競争力けん引学部等（大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（以下「認可基準告示」という。）第一条第四項の規定により大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）の国際競争力の向上に資するものとして文部科学大臣が認定する学部等（学部又は学科（短期大学及び高等専門学校の学科に限る。）をいう。以下同じ。）をいう。）としての認定（以下「認定」という。）の申請があった場合の認定の基準は、次のとおりとする。

一　認定を受けようとする学部等を置く大学等が、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制が十分整備されていること並びに教育研究活動等の状況を積極的に公表していること。

二　認定を受けようとする学部等を置く大学等が、当該申請の日の直近の認証評価（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百九条第三項の規定により専門職大学院を置く大学が受けるものを除く。第九条第二項第七号において同じ。）において適合認定を受けていること。

三　認定を受けようとする学部等を置く大学等が、当該申請の日前三年以内において次のいずれにも該当しないこと。

イ　法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分、寄附行為又は定款に違反したこと。

ロ　財政状況が健全でなくなったこと。

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、教育条件又は管理運営が適正を欠くに至ったこと。

四　認定を受けようとする学部等を置く大学等が、当該申請の日の属する年度及び前二箇年度の各年度において次のいずれにも該当しないこと。

イ　五月一日現在の収容定員（通信教育に係るものを除く。以下同じ。）の数に対する学生（通信教育に係る課程に在籍する者を除く。以下同じ。）の数の割合（当該割合の小数点以下二位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。以下同じ。）が、認可基準告示第一条第一項第三号で定める水準（同条第三項に規定する学部等及び同条第五項に規定する外国に設ける学部等にあっては、当該各項の規定により同号の規定を読み替えて適用するものを含む。）以上となったこと。

ロ　五月一日現在の収容定員の数に対する学生の数の割合が、〇・九倍未満となったこと。

五　次に掲げる事項が、次条の申請計画書において明らかにされていること。

イ　当該申請に係る大学等における外国人留学生（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の四の表の留学の在留資格をもって在留する者をいう。ロ及びハにおいて同じ。）の適切な受入れ環境の整備及び教育研究活動の水準の向上に必要な取組。

ロ　当該申請に係る学部等に在籍する学生の総数に対する外国人留学生の数の割合の目標及び当該目標を達成するための方法。

ハ　外国人留学生の出身の国及び地域の多様性の確保のための方法。

ニ　イからハまでに掲げるもののほか、当該申請に係る大学等の国際競争力の向上を図るための取組。

（認定の申請）

第二条　認定を受けようとする学部等を置く大学等の学長（高等専門学校にあっては校長。次条において同じ。）は、申請書に申請計画書その他別に定める書類を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。

（認定の手続等）

第三条　文部科学大臣は、前条の申請があった場合には、有識者の意見を聴いて、当該申請に係る認定をするかどうかを決定し、当該申請をした大学等の学長に対し、速やかにその結果を通知するものとする。第五条第一項の規定により認定するときも同様とする。

２　認定は、第九条の規定により認定を取り消されるまでの間、その効力を有する。

（公示）

第四条　文部科学大臣は、認定をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示するものとする。次条第二項の規定による変更の届出があったとき並びに第九条第一項又は第二項の規定により認定を取り消したときも同様とする。

（申請計画書の内容変更）

第五条　認定を受けた学部等を置く大学等は、第二条の申請計画書に記載した事項（次項の別に定める事項を除く。）を変更しようとするときは、文部科学大臣の認定を受けなければならない。

２　認定を受けた学部等を置く大学等は、第二条の申請計画書に記載した事項のうち別に定める事項を変更する場合には、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。ただし、別に定める軽微な変更については、この限りでない。

（実施状況報告書等）

第六条　認定を受けた学部等を置く大学等は、毎計画年度（認定期間をその開始の日から一年ごとに区分した各期間（最後に一年未満の期間を生じたときは、その一年未満の期間）をいう。）、実施状況報告書を作成し、当該計画年度終了後一月以内に、文部科学大臣に提出しなければならない。

２　認定を受けた学部等を置く大学等は、インターネットの利用により別に定める書類を公表している場合には、当該書類を公表しているウェブサイトのアドレスを記載した書類の提出をもって前項の規定による実施状況報告書の提出に代えることができる。

（報告の徴収等）

第七条　文部科学大臣は、認定を受けた学部等を置く大学等が行う第二条の申請計画書に記載した事項の実施状況を確認するため必要があると認めるときは、当該大学等に対し、当該事項の実施状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は調査を行うことができる。

（措置の要求）

第八条　文部科学大臣は、認定を受けた学部等を置く大学等が行う第二条の申請計画書に記載した事項の適正な実施のため必要があると認めるときは、当該大学等に対し、当該事項の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

（認定の取消し）

第九条　文部科学大臣は、認定を受けた学部等を置く大学等から認定の取消しの申請があったときは、当該認定を取り消さなければならない。

２　文部科学大臣は、認定を受けた学部等を置く大学等が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すことができる。

一　偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。

二　第五条第一項の規定により認定を受けなければならない事項を同項の認定を受けないで変更したとき。

三　第五条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四　第七条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき又は同条の調査に応じなかったとき。

五　前条の規定による措置をとらなかったとき。

六　教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備並びに教育研究活動等の状況の公表が不十分であるとき。

七　認定を受けた後に行われた認証評価において適合認定を受けられなかったとき。

八　法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分、寄附行為又は定款に違反したとき。

九　財政状況が健全でなくなったとき。

十　収容定員の数に対する学生の数の割合が、認可基準告示第一条第四項の規定により読み替えて適用する同条第一項第三号で定める水準以上となったとき又は〇・九倍未満となったとき。

十一　第六号から前号までに掲げるもののほか、教育条件又は管理運営が適正を欠くに至ったとき。

３　文部科学大臣は、前項の規定により認定を取り消すに当たっては、有識者の意見を聴いて、行うものとする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○厚生労働省告示第二百五十三号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十三号）の施行に伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年九月二十四日

厚生労働大臣　福岡　資麿

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第一条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表 地域相談支援給付費単位数表 第１　地域移行支援 １～５　（略） ６　居住支援連携体制加算　35単位 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所において、住宅確保要配慮者居住支援法人（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第59条第１項に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。以下同じ。）又は同法第81条第１項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会（以下「居住支援法人等」という。）に対して、１月に１回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、１月につき所定単位数を加算する。 ７　（略） 第２　（略）	**別表** 地域相談支援給付費単位数表 第１　地域移行支援 １～５　（略） ６　居住支援連携体制加算　35単位 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所において、住宅確保要配慮者居住支援法人（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。以下同じ。）又は同法第51条第１項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会（以下「居住支援法人等」という。）に対して、１月に１回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、１月につき所定単位数を加算する。 ７　（略） 第２　（略）

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部改正）

第二条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成三十年厚生労働省告示第百十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一～五　（略） 六　算定告示別表第１の６の居住支援連携体制加算を算定すべき指定地域移行支援事業所及び第２の４の居住支援連携体制加算を算定すべき指定地域定着支援事業所（指定基準第四十条において準用する指定基準第三条第一項に規定する指定地域定着支援事業所をいう。以下同じ。）の基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第五十九条第一項に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人又は同法第八十一条第一項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会との連携により、利用者の住宅の確保及び居住の支援を図る体制を確保していること。 ロ　（略） 七～八　（略）	一～五　（略） 六　算定告示別表第１の６の居住支援連携体制加算を算定すべき指定地域移行支援事業所及び第２の４の居住支援連携体制加算を算定すべき指定地域定着支援事業所（指定基準第四十条において準用する指定基準第三条第一項に規定する指定地域定着支援事業所をいう。以下同じ。）の基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第四十条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人又は同法第五十一条第一項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会との連携により、利用者の住宅の確保及び居住の支援を図る体制を確保していること。 ロ　（略） 七～八　（略）

（困難な問題を抱える女性くの支援のための施策に関する基本的な方針の一部改正）

第三条　困難な問題を抱える女性くの支援のための施策に関する基本的な方針（令和五年厚生労働省告示第百十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第２　困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項 １～４　（略） ５．支援の内容 ⑴～⑺　（略） ⑻　自立支援 困難な問題を抱える女性への支援において、自立とは経済的な自立のみを指すものではなく、個々の支援対象者の状況や希望、意思に応じて、必要な福祉的サービス等も活用しながら、安定的に日常生活や社会生活を営み、その人らしい暮らしを実現することを含むものである。 女性相談支援センターや市町村において個別のケースにおける自立支援の方針を検討するに当たっては、本人の希望や意思を引き出すための十分な情報提供に基づく丁寧なソーシャルワークを行った上で、支援調整会議における個別ケース検討会議の場も活用し、検討を行う。 また、女性自立支援施設においては、支援調整会議における個別ケース検討会議で議論された内容等も踏まえつつ、本人の希望や意思を最大限に尊重するため、健康状態が許さない場合等の例外を除き本人の参画を得て個別支援のための計画を策定する。 困難な問題を抱える女性の自立に向けては、例えば以下のような観点から検討されることが重要である。 ①～③　（略） ④　居住支援 支援対象者が地域社会において安定的な生活を営むためには、住まいの確保が重要である。女性相談支援センター、女性相談支援員及び女性自立支援施設（当該女性自立支援施設に入所している場合）は、支援対象者が住まいを確保できるように、地方公共団体や住宅確保要配慮者居住支援法人（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第59条第１項に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。）等と連携する必要がある。住まいの確保に当たっては、公営住宅、ＵＲ賃貸住宅等の活用を図ることも有効と考えられる。また、民間賃貸住宅への入居に際して必要な保証人が確保できない場合、女性相談支援センター、女性相談支援員及び女性自立支援施設は、民間の保証会社等に関する情報提供を行う等により支援する。 ⑼　（略） ６～11　（略）	第２　困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項 １～４　（略） ５．支援の内容 ⑴～⑺　（略） ⑻　自立支援 困難な問題を抱える女性への支援において、自立とは経済的な自立のみを指すものではなく、個々の支援対象者の状況や希望、意思に応じて、必要な福祉的サービス等も活用しながら、安定的に日常生活や社会生活を営み、その人らしい暮らしを実現することを含むものである。 女性相談支援センターや市町村において個別のケースにおける自立支援の方針を検討するに当たっては、本人の希望や意思を引き出すための十分な情報提供に基づく丁寧なソーシャルワークを行った上で、支援調整会議における個別ケース検討会議の場も活用し、検討を行う。 また、女性自立支援施設においては、支援調整会議における個別ケース検討会議で議論された内容等も踏まえつつ、本人の希望や意思を最大限に尊重するため、健康状態が許さない場合等の例外を除き本人の参画を得て個別支援のための計画を策定する。 困難な問題を抱える女性の自立に向けては、例えば以下のような観点から検討されることが重要である。 ①～③　（略） ④　居住支援 支援対象者が地域社会において安定的な生活を営むためには、住まいの確保が重要である。女性相談支援センター、女性相談支援員及び女性自立支援施設（当該女性自立支援施設に入所している場合）は、支援対象者が住まいを確保できるように、地方公共団体や住宅確保要配慮者居住支援法人（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。）等と連携する必要がある。住まいの確保に当たっては、公営住宅、ＵＲ賃貸住宅等の活用を図ることも有効と考えられる。また、民間賃貸住宅への入居に際して必要な保証人が確保できない場合、女性相談支援センター、女性相談支援員及び女性自立支援施設は、民間の保証会社等に関する情報提供を行う等により支援する。 ⑼　（略） ６～11　（略）

（生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者家計改善支援事業及び生活困窮者居住支援事業の全国的な実施及び支援の質の向上を図るための体制の整備等に関する指針）

第四条　生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者家計改善支援事業及び生活困窮者居住支援事業の全国的な実施及び支援の質の向上を図るための体制の整備等に関する指針（令和七年厚生労働省告示第百三十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一　三事業の全国的な実施等 三事業について、都道府県等によっては、支援ニーズの多少や地域資源の偏在といった個別の事情により、事業の実施が困難として実施に至っていない実態も見受けられることから、各都道府県等において三事業の実施体制の整備等を行う際の考え方について以下のとおり示す。 一　三事業の立上げ等に当たっての考え方 1　（略） 2　支援ニーズの少なさやマンパワーの不足、地域資源の不足等の事情を抱える都道府県等においても、三事業について、以下のような地域の実情に応じた柔軟な方法や既存の地域資源を活用した方法により実施することも考えられることから、これらの方法によることも含め、三事業の立上げについて積極的に検討を行うこと。また、既に三事業のいずれか又は全てを実施している都道府県等においても、支援実績が低調である場合やマンパワーが不足している場合等は、持続的な事業運営を行うため、以下のような方法に移行することも考えられる。 (1)・(2)　（略） (3)　障害福祉サービス事業を行う者、消費生活相談における家計に関する相談を行う者、住宅確保要配慮者居住支援法人（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第五十九条第一項に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。第二の三において同じ。）等に事業を委託することも含め、これらの地域資源との連携により事業を実施すること。 二　（略） 第二　三事業による支援の質の向上 三事業による支援の質の向上のためには、複雑かつ複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、包括的な支援を提供すること、また、そのために、当該生活困窮者の抱える課題や支援のニーズに応じて、関連事業や地域資源と連携しながら支援を行うことが重要であることから、その体制整備等に当たっての考え方を以下のとおり示す。 一・二　（略） 三　関連機関等との連携及び地域づくりに当たっての考え方 生活困窮者自立支援制度の基本理念である包括的な支援のためには、複雑かつ複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、当該生活困窮者が抱える課題やニーズに応じて必要な支援を組み合わせること等によりきめ細かな支援を提供するため、三事業に限った支援を行うのではなく、各事業及び民間団体等による支援も含む関連事業と連携しながら支援を行うことや、各事業による支援の終了後も、必要な支援を地域全体で継続的に行うことが重要である。また、前述のとおり、法第八条第二項において、都道府県等が生活困窮者を把握した場合の利用勧奨等の努力義務を規定している。このように、包括的な支援の提供を行うこと及び生活困窮者を各事業の利用につなげること等の観点から、都道府県等の各所掌事務の担当部局間	第一　三事業の全国的な実施等 三事業について、都道府県等によっては、支援ニーズの多少や地域資源の偏在といった個別の事情により、事業の実施が困難として実施に至っていない実態も見受けられることから、各都道府県等において三事業の実施体制の整備等を行う際の考え方について以下のとおり示す。 一　三事業の立上げ等に当たっての考え方 1　（略） 2　支援ニーズの少なさやマンパワーの不足、地域資源の不足等の事情を抱える都道府県等においても、三事業について、以下のような地域の実情に応じた柔軟な方法や既存の地域資源を活用した方法により実施することも考えられることから、これらの方法によることも含め、三事業の立上げについて積極的に検討を行うこと。また、既に三事業のいずれか又は全てを実施している都道府県等においても、支援実績が低調である場合やマンパワーが不足している場合等は、持続的な事業運営を行うため、以下のような方法に移行することも考えられる。 (1)・(2)　（略） (3)　障害福祉サービス事業を行う者、消費生活相談における家計に関する相談を行う者、住宅確保要配慮者居住支援法人（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第四十条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。第二の三において同じ。）等に事業を委託することも含め、これらの地域資源との連携により事業を実施すること。 二　（略） 第二　三事業による支援の質の向上 三事業による支援の質の向上のためには、複雑かつ複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、包括的な支援を提供すること、また、そのために、当該生活困窮者の抱える課題や支援のニーズに応じて、関連事業や地域資源と連携しながら支援を行うことが重要であることから、その体制整備等に当たっての考え方を以下のとおり示す。 一・二　（略） 三　関連機関等との連携及び地域づくりに当たっての考え方 生活困窮者自立支援制度の基本理念である包括的な支援のためには、複雑かつ複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、当該生活困窮者が抱える課題やニーズに応じて必要な支援を組み合わせること等によりきめ細かな支援を提供するため、三事業に限った支援を行うのではなく、各事業及び民間団体等による支援も含む関連事業と連携しながら支援を行うことや、各事業による支援の終了後も、必要な支援を地域全体で継続的に行うことが重要である。また、前述のとおり、法第八条第二項において、都道府県等が生活困窮者を把握した場合の利用勧奨等の努力義務を規定している。このように、包括的な支援の提供を行うこと及び生活困窮者を各事業の利用につなげること等の観点から、都道府県等の各所掌事務の担当部局間

及び都道府県等と関係機関等との間の連携体制の構築を図ること。なお、当該連携に当たっては、他制度における支援員等による支援会議及び支援調整会議への参画や、各事業の支援員による他制度における会議体等への参画も有効である。特に、居住支援に当たっては、地域における住まいに関する専門機関と連携しながら住まいの確保につなげることが必要であることから、住宅確保要配慮者居住支援協議会（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第八十一条第一項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会をいう。）への参画等による住宅部局及び福祉部局間の連携や、地域における住宅確保要配慮者居住支援法人との連携を図られたい。さらに、日頃から、地域において活動する様々な人材も含めた地域資源を把握し、必要に応じて連携が可能となるような関係構築を行うことも重要である。特に、生活困窮者就労準備支援事業においては、関係機関等とともに、就労先や就労体験先の開拓にも努めること。

四～六　（略）

附　則

この告示は、令和七年十月一日から適用する。

その他告示

○文部科学省告示第百十三号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百十条第二項の規定に基づき認証をした次の認証評価機関から、同条第五項の規定により、大学評価基準、評価方法等の変更の届出があったので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年九月二十四日

文部科学大臣　阿部　俊子

一　公益財団法人大学基準協会

1　大学評価基準

変更前	公益財団法人大学基準協会の定める「公衆衛生系専門職大学院基準」（令和二年九月二日改定）による
変更後	公益財団法人大学基準協会の定める「公衆衛生系専門職大学院基準」（令和七年三月十七日改定）による

2　大学の評価に係る事項の変更

評価方法及び評価の実施体制

変更前	公益財団法人大学基準協会の定める「公益財団法人大学基準協会大学評価に関する規程」（令和六年一月三十一日改定）による
変更後	公益財団法人大学基準協会の定める「公益財団法人大学基準協会大学評価に関する規程」（令和七年三月十七日改定）による

3　短期大学の評価に係る事項の変更

評価方法及び評価の実施体制

変更前	公益財団法人大学基準協会の定める「公益財団法人大学基準協会短期大学認証評価に関する規程」（令和六年五月二十一日改定）による
変更後	公益財団法人大学基準協会の定める「公益財団法人大学基準協会短期大学認証評価に関する規程」（令和七年三月十七日改定）による

4　専門職大学院のうち法科大学院及びグローバル法務系分野の評価に係る事項の変更

評価方法及び評価の実施体制

変更前	公益財団法人大学基準協会の定める「公益財団法人大学基準協会法科大学院認証評価及びグローバル法務系専門職大学院認証評価に関する規程」（令和六年五月二十一日改定）による
変更後	公益財団法人大学基準協会の定める「公益財団法人大学基準協会専門職大学院認証評価に関する規程」（令和七年三月十七日決定）による

5　専門職大学院のうち経営系分野の評価に係る事項の変更

評価方法及び評価の実施体制

変更前	公益財団法人大学基準協会の定める「公益財団法人大学基準協会経営系専門職大学院認証評価に関する規程」（令和六年五月二十一日改定）による
変更後	公益財団法人大学基準協会の定める「公益財団法人大学基準協会専門職大学院認証評価に関する規程」（令和七年三月十七日決定）による

6　専門職大学院のうち公共政策系分野の評価に係る事項の変更

評価方法及び評価の実施体制

変更前	公益財団法人大学基準協会の定める「公益財団法人大学基準協会公共政策系専門職大学院認証評価に関する規程」（令和六年五月二十一日改定）による
変更後	公益財団法人大学基準協会の定める「公益財団法人大学基準協会専門職大学院認証評価に関する規程」（令和七年三月十七日決定）による

7　専門職大学院のうち公衆衛生系分野の評価に係る事項の変更

評価方法及び評価の実施体制

変更前	公益財団法人大学基準協会の定める「公益財団法人大学基準協会公衆衛生系専門職大学院認証評価に関する規程」（令和六年五月二十一日改定）による
変更後	公益財団法人大学基準協会の定める「公益財団法人大学基準協会専門職大学院認証評価に関する規程」（令和七年三月十七日決定）による

及び都道府県等と関係機関等との間の連携体制の構築を図ること。なお、当該連携に当たっては、他制度における支援員等による支援会議及び支援調整会議への参画や、各事業の支援員による他制度における会議体等への参画も有効である。特に、居住支援に当たっては、地域における住まいに関する専門機関と連携しながら住まいの確保につなげることが必要であることから、住宅確保要配慮者居住支援協議会（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第五十一条第一項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会をいう。）への参画等による住宅部局及び福祉部局間の連携や、地域における住宅確保要配慮者居住支援法人との連携を図られたい。さらに、日頃から、地域において活動する様々な人材も含めた地域資源を把握し、必要に応じて連携が可能となるような関係構築を行うことも重要である。特に、生活困窮者就労準備支援事業においては、関係機関等とともに、就労先や就労体験先の開拓にも努めること。

四～六　（略）

8　専門職大学院のうち知的財産系分野の評価に係る事項の変更

評価方法及び評価の実施体制

変更前	公益財団法人大学基準協会の定める「公益財団法人大学基準協会知的財産専門職大学院認証評価に関する規程」（令和六年五月二十一日改定）による
変更後	公益財団法人大学基準協会の定める「公益財団法人大学基準協会専門職大学院認証評価に関する規程」（令和七年三月十七日決定）による

9　専門職大学院のうちグローバル・コミュニケーション系分野の評価に係る事項の変更

評価方法及び評価の実施体制

変更前	公益財団法人大学基準協会の定める「公益財団法人大学基準協会グローバル・コミュニケーション系専門職大学院認証評価に関する規程」（令和六年五月二十一日改定）による
変更後	公益財団法人大学基準協会の定める「公益財団法人大学基準協会専門職大学院認証評価に関する規程」（令和七年三月十七日決定）による

10　専門職大学院のうちデジタルコンテンツ系分野の評価に係る事項の変更

評価方法及び評価の実施体制

変更前	公益財団法人大学基準協会の定める「公益財団法人大学基準協会デジタルコンテンツ系専門職大学院認証評価に関する規程」（令和六年五月二十一日改定）による
変更後	公益財団法人大学基準協会の定める「公益財団法人大学基準協会専門職大学院認証評価に関する規程」（令和七年三月十七日決定）による

11　専門職大学院のうち広報・情報系分野の評価に係る事項の変更

評価方法及び評価の実施体制

変更前	公益財団法人大学基準協会の定める「公益財団法人大学基準協会広報・情報系専門職大学院認証評価に関する規程」（令和六年五月二十一日改定）による
変更後	公益財団法人大学基準協会の定める「公益財団法人大学基準協会専門職大学院認証評価に関する規程」（令和七年三月十七日決定）による

二　公益財団法人日弁連法務研究財団

1　法科大学院の評価に係る事項の変更

評価の実施体制

変更前	公益財団法人日弁連法務研究財団の定める「法科大学院認証評価事業基本規則」（令和二年三月二十三日改正）による
変更後	公益財団法人日弁連法務研究財団の定める「法科大学院認証評価事業基本規則」（令和七年三月十九日改正）による

2　役員の氏名の変更

変更前	理事長　内田貴 専務理事　早稲田祐美子 常務理事　伊豆隆義、鈴木誠、高須順一、藤原浩、山野目章夫、山本昌平 理事　奥原玲子、鈴木雅之、水野武夫、山岸良太 監事　澤野正明、仙波春雄
変更後	理事長　内田貴 専務理事　矢吹公敏 常務理事　伊豆隆義、鈴木誠、藤原浩、山野目章夫、山本昌平 理事　奥原玲子、鈴木雅之、水野武夫、山岸良太 監事　澤野正明、仙波春雄

三　一般社団法人日本技術者教育認定機構

大学評価基準

変更前	一般社団法人日本技術者教育認定機構の定める「産業技術系専門職大学院基準（平成二十一年十月制定）」による
変更後	一般社団法人日本技術者教育認定機構の定める「産業技術系専門職大学院基準（令和七年四月改訂）」による

四　一般財団法人教員養成評価機構

1　評価に係る手数料の額

変更前	一研究科あたり三百五十万円（消費税別）
変更後	一研究科あたり三百二十万円（消費税別）

2　役員の氏名の変更

変更前	理事長　田村哲夫 副理事長　國分充 理事　小原芳明、加治佐哲也、添田久美子、牧山助友、坂本淳一 監事　佐々木弘司、三石初雄
変更後	理事長　中村公一 副理事長　國分充 理事　小原芳明、加治佐哲也、添田久美子、牧山助友 監事　佐々木弘司、三石初雄

○農林水産省告示第千四百四十号

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和七年法律第六十九号）附則第二条第一項の規定に基づき、同法第一条の規定による改正後の食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第五条第一項の規定の例により、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進に関する基本的な方針を次のように定めたので、同条第五項の規定の例により公表する。なお、食品等の流通の合理化に関する基本方針（平成三十年農林水産省告示第二千二百七十九号）は、令和七年九月三十日限り廃止する。

令和七年九月二十四日　　農林水産大臣　小泉進次郎

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進に関する基本的な方針

我が国で生産される農林水産物の65％は食品産業による製造・加工を経て消費者に流通するなど、食品産業は、農林漁業者と一般消費者とをつなぐ重要な役割を果たしており、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）においても、農業者や消費者と並び、食品産業は、食料システムの主たる構成員として明確に位置付けられている。

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成３年法律第59号。以下「法」という。）は、食品等事業者による食品等の持続的な供給の実現に向けた事業活動の促進と食品等の取引の適正化のための措置を講じることで、食料システムの関係者により、食品等の価格形成において食品等の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにするとともに、食品等事業者の生産性の向上と付加価値の向上を図ることで、食品等の持続的な供給を実現しようとするものである。

現在、我が国の食品等事業者は、世界の食料の需給及び貿易が不安定な状況となっている中で、原材料の安定調達が大きな課題となっていること、我が国の労働人口の減少・高齢化により、人手不足が深刻化していること、気候変動、生物多様性の損失等食料システムをとりまく環境が変化する中で、環境負荷の低減への対応が求められていること等、大きな変化に直面している。

こうした課題に対処し、生産性の向上と付加価値の向上を図っていくとともに、食品等事業者がこうした課題に対処する意義について消費者が正しく理解し、購買行動や価値観の変容につなげていくことが食品等の持続的な供給を実現する上で必要であり、法では食品等事業者による事業活動に関する計画認定制度を措置し、食品等事業者によるこうした取組を促進していくこととしている。

食品等事業者によるこうした取組の促進に当たっては、常に食品等のサプライチェーン全体の最適化を目指すことが重要であり、個別の事業者の取組が重要であるのは言うまでもないが、それが部分最適に陥るのではなく、各事業者の「協調」によるサプライチェーン全体を通じた取組を促進させることが重要である。あわせて、若い世代を中心に新たな人材が活躍しやすい環境を整備することも重要である。

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）は、このような認識の下に、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進を図るため、必要な事項を定めるものである。

第１　安定取引関係確立事業活動等の促進に関する事項

１　安定取引関係確立事業活動等の促進の意義及び目標

⑴　安定取引関係確立事業活動等の促進の意義

①　安定取引関係確立事業活動

食品等の持続的な供給を実現する上では、食品等事業者がその原材料である農林水産物を安定的に調達できるようにすることが必要不可欠である。

一方、世界における人口の増加、気候変動等により世界の食料の需給及び貿易が不安定な状況となっている中で、食品等事業者はその調達体制の見直しを行わなければ、これまでどおり原材料となる農林水産物やその取り扱う生鮮食料品等を安定的に調達することが困難になることも予想される。

このため、食品等事業者においては、これまでのように自らは原材料となる農林水産物の生産には直接関与せずに中間流通業者を通じて原材料を調達する体制から、自らも積極的に農林漁業生産に関与することで必要な原材料を安定的に調達する体制への移行が求められ、農林漁業者との安定的な取引関係の確立を図ることが重要となっている。

農林漁業者との安定的な取引関係の確立を図るためには、食品等事業者の協力により、農林漁業者が安定的に原材料を生産できる環境を整備することが重要であり、食品等事業者が、契約による農林漁業者との安定的な取引関係の構築、農林漁業者に対する人的支援及び物的支援、安定的な取引関係の強化や協業を進めるための地域の農林漁業者への出資、食品等事業者自らの農林漁業への参入等に取り組むことが有効となる。

このような観点から、これらの取組を含む、安定取引関係確立事業活動を促進することにより、食品等事業者による原材料の安定調達を図り、食品等の持続的な供給の実現を目指すものとする。

②　流通合理化事業活動

食品等の持続的な供給を実現する上では、食品等事業者が省力化やサプライチェーン全体での効率化を図るとともに、新たな需要の開拓や付加価値の向上を図ることが重要である。

人口減少・高齢化による人手不足が深刻化する中で、食品産業は労働集約型の産業であり人的労働力に大きく依存している。多品目かつ品質管理が重要な食品等を高頻度で流通させる手間がある一方で、業務の標準化・デジタル化が進んでおらず、各社の運用に手作業での対応が多く残存しているため、現状、他産業と比較して労働生産性が低くなっている。こうした課題は個別の事業者の取組によって改善されることもある一方、例えば商品情報の標準化、発着連携による荷役の軽減など複数の食品等事業者が関わる課題の場合、サプライチェーン全体で取り組むことが必要となる。

このため、食品等事業者においては、限られた人的労働力の中で食品等の持続的な供給を実現するため、生産性が低く非効率となっている業務を見直し、食品等事業者による省力化投資や食品等の流通の最適化、これらをサプライチェーン全体で協調して行うための標準化・デジタル化を推進することで流通の効率化を図ることが重要となっている。

これを推進するためには、自動化技術の活用や、少ない労力で効果を出す仕組みの導入等が重要であり、省力化に向けた設備・システム等の導入、食品等の物流の効率化、個別の事業者を超えた関係者の協調による省力化の機器等の開発・普及、個別の事業者を超えたサプライチェーン全体での標準化の推進等に取り組むことが有効である。

加えて、国内における人口が減少傾向にある中でも食品産業が発展し続けるためには、消費者から選ばれて購買される商品を継続的に製造・流通・販売しなければならない。消費量を増やす観点からは、成長する世界の食市場や、国内での高齢者世帯、共働き世帯の増加等を踏まえ、新たな需要を開拓していくことが重要である。また、食品等の持続的な供給に要する費用を考慮した価格形成を進める中で消費者から購買され続けるためには、例えば高度な品質管理設備の導入などを通じて、消費者が納得する付加価値の高い商品の提供を行っていくことが不可欠である。

こうした新たな需要の開拓と付加価値の向上を図るためには、食品等事業者が新たな食品等の開発、品質管理又は衛生管理の高度化、海外展開等に取り組むことが有効となる。

このような観点から、これらの取組を含む、流通合理化事業活動を促進することにより、食品等事業者の業務の省力化やサプライチェーン全体での効率化、新たな需要の開拓と付加価値向上を図り、食品等の持続的な供給を目指すものとする。

③　環境負荷低減事業活動

食品等の持続的な供給を実現するためには、食品等事業者が、温室効果ガスの排出量や食品ロス等の削減を図り、その事業活動における環境負荷の低減を図ることが重要である。

全産業共通の課題である温室効果ガスの削減は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき、事業者に努力義務が課されており、令和７年４月には取組を後押しするため「事業活動に伴う温室効果ガスの排出削減等及び日常生活における温室効果ガスの排出削減への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」（令和５年３月内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省告示第１号）が改正された。また、みどりの食料システム戦略（令和３年５月12日みどりの食料システム戦略本部決定。以下「みどり戦略」という。）においては、事業系食品ロスの最小化、食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現等を目指すこととされている。加えて、食品産業と密接な関係のある事業系食品ロスに関して、2030年度までに、2000年度比で半減するという政府目標の早期達成を踏まえ、目標を上方修正し60％減少させるという新たな目標が「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（令和７年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第１号）において掲げられた。さらに、我が国のプラスチック製品全体の消費量の約１／４を占めている食品容器包装をはじめ、食品産業においては多くのプラスチック製品を使用していることから、廃プラスチック排出抑制、再生プラスチックの利用拡大などの資源循環の取組を推進することが求められている。

こうした温室効果ガスの削減や資源の有効利用の課題は、個別の事業者の取組のみによって改善させることは難しく、サプライチェーン全体で事業活動を見直し、他の事業者と協調して取り組むことで、環境負荷の低減を図ることが重要となってくる。

環境負荷の低減を図るためには、温室効果ガスの削減の他、食品産業固有の環境課題に取り組むことが重要であることから、食品ロスの削減及び食品リサイクルの推進、プラスチックの排出抑制及び再生利用等に取り組むことが有効となる。

このような観点から、これらの取組を含む、環境負荷低減事業活動を促進することにより、サプライチェーン全体における環境負荷の低減を図り、食品等の持続的な供給を目指すものとする。

④　消費者選択支援事業活動

食品等の持続的な供給を実現するためには、環境負荷の低減や合理的なコスト等を考慮した食品等が消費者から選ばれ、継続的に購買されることが不可欠である。

食品等事業者による食品等の持続的な供給を実現するための取組は、食料システムの一員である消費者の購買によって初めて一連の経済活動として完結するため、消費者が納得の上で商品を購買することが必要不可欠となる。しかし現状では、値頃感やコスト割れか否かにかかわらずより安い商品を購入する消費傾向が根強く残っている中で、食品等の持続的な供給に資する取組が消費者に十分に伝わっておらず、実際の消費行動の変化にまで繋がっていない側面もある。

消費者から継続的に選択されるためには、消費者が食品等の持続的な供給に係る取組の意義について正しく理解し、消費者の購買行動や価値観の変容につなげていくことが重要であり、食品等事業者が環境負荷低減等のサステナビリティに関する情報、食品等のコスト構造、地域の農林水産物に関する情報等の「見える化」を進め、消費者に対する情報提供等に取り組むことが有効となる。

このような観点から、これらの取組を含む、消費者選択支援事業活動を促進することにより、食品等の背景情報に関する消費者の理解の増進を図り、食品等の持続的な供給を実現することを目指すものとする。

⑵　安定取引関係確立事業活動等の促進の目標

これらの事業活動の取組数が2030年までに1,000件となることを通じて、「農業・食料関連産業の国内生産額」を令和12年（2030年）に150兆円とすることを目指すものとする。

２　安定取引関係確立事業活動等の実施に関する基本的な事項

⑴　安定取引関係確立事業活動等の重点取組事項

食品等の持続的な供給を実現するため、安定取引関係確立事業活動等を通じて、次に掲げる取組を重点的に促進することとし、食品等事業者は、安定取引関係確立事業活動等の実施に当たっては、これらのいずれかに重点的に取り組むものとする。

①　農林漁業との連携の強化

世界における人口の増加、気候変動等により世界の食料の需給及び貿易が不安定な状況となっている中で、食品等事業者が原材料となる農林水産物やその取り扱う生鮮食料品等を安定的に調達していくためには、食品等事業者が地域の農林漁業者との連携を強化し、両者の安定的な取引関係を確立していくことが重要である。

このため、次に掲げるような食品等事業者による地域の農林漁業者との連携強化の取組を重点的に促進していく。

ア　契約による農林漁業者との安定的な取引関係の確立

・　原材料の調達先の切替えに伴う、直接取引に基づいた地域の農林水産物の利用拡大
・　原材料の調達先の多角化のための新たな産地からの農林水産物の調達
・　原材料の調達安定化のための既に取引のある国内産地との計画的な連携による農林水産物の利用拡大

イ　食品等事業者による農林漁業者に対する人的支援及び物的支援

・　原材料の調達先の農林漁業者の人手不足解消のための作業代行
・　加工ニーズに合致した原材料の出荷等に対応してもらうために行う、契約先農林漁業者に対する収穫機械や選別機等の貸与
・　産地に加工ニーズに沿った良質・多量な食品原材料を生産してもらうために行う、社員や専門家の派遣による生産作業補助・技術指導
・　品質の高位平準化に向けた契約農業者間の情報共有支援
・　食品等事業者が求める加工用品種を産地に生産してもらうための種苗の提供

ウ　安定的な取引関係の強化や協業を進めるための地域の農林漁業者への出資

・　取引先農林漁業者の経営拡大及び施設設備等に必要な資金に供するための出資

エ　食品等事業者自らの農林漁業への参入

・　取引先の産地の生産力の維持・強化のために、担い手となる農業法人を自ら設立

②　食品等の流通の効率化

トラックドライバーの人手不足など物流を取り巻く環境が変化する中でも、将来にわたり消費者が食品等を安定的に入手できる状態を維持していくためには、食品等の流通の効率化を図ることが重要である。

このため、次に掲げるような食品等事業者による食品等の流通の効率化の取組を重点的に促進していく。

ア　食品等の物流の効率化

・　中継共同物流拠点の整備による長距離輸送の削減と積載効率の向上
・　共同輸送等の実施による積載効率の向上と荷の大ロット化
・　トラック予約受付システムの導入等による荷待ち時間の短縮
・　納品時における事前出荷情報を活用した検品レスの実現や標準仕様パレットの導入等による荷役等時間の短縮

イ　トラック輸送への依存度の低減と鉄道、船舶等へのモーダルシフト

・　定期運行化を含む食品等の鉄道・船舶輸送の増大
・　青果物、鮮魚等の航空・新幹線輸送
・　モーダルシフトに必要な輸送機器や予冷設備等の整備

ウ　卸売市場の機能強化
・　卸売市場における施設整備や設備導入等による流通オペレーションの効率化・省力化
・　卸売市場でのオンライン取引の導入による産地から小売までの流通最適化
・　卸売市場の食品等の冷蔵機能を強化するための設備等の導入

③　新たな需要の開拓と付加価値の向上

国内人口が縮小傾向にある中で食品等の販路を拡大していくためには、食品等事業者において新たな需要の開拓に取り組むとともに、多様化する消費者のニーズに対応し、食品等の付加価値の向上に取り組んでいくことが重要である。

このため、次に掲げるような食品等事業者による新たな需要の開拓と付加価値の向上の取組を重点的に促進していく。

ア　新たな食品等の開発及び販売
・　植物由来原材料を用いた代替食品、発酵技術を活用した食品、栄養価の高い食品等、多様な需要に対応する新たな食品の開発
・　スマイルケア（新しい介護食品）等消費者ニーズに対応した新商品の販売

イ　品質保持及び衛生管理の高度化
・　品質・衛生管理に優れた冷蔵設備等の導入による生鮮食品の付加価値向上

ウ　食品等事業者の海外展開・海外市場の開拓
・　海外における製造・販売拠点の設置
・　輸出先国・地域の規制やニーズに対応した加工・流通施設の整備

④　環境負荷の低減

気候変動、生物多様性の損失等食料システムを取り巻く環境が変化する中で、食品産業の持続的な発展と食品等の持続的な供給を実現していくためには、食品等事業者において環境負荷の低減に取り組むことが重要である。

このため、次に掲げるような食品等事業者による環境負荷の低減の取組を重点的に促進していく。

ア　食品ロスの削減及び食品リサイクルの促進
・　新たな製造設備の導入・更新による原材料の歩留まり向上
・　新たな鮮度保持技術の導入やそれらを活用した賞味期限の延長
・　地域の未利用資源を利用した新商品やアップサイクル商品の開発及び販売
・　ＡＩを活用した需要予測システムの導入、計量器の導入を通じた廃棄物量の可視化による食品廃棄物の削減
・　食品廃棄物の飼料化・肥料化と地域農業者への譲渡による資源の有効利用

イ　プラスチックの排出抑制及び再生利用
・　紙等の代替素材への切替えによるプラスチック削減
・　外食店舗での容器類の共同回収・再利用によるリサイクル率向上
・　再生プラスチック利用容器包装製品の設計と利用の促進

ウ　温室効果ガスの排出量削減
・　製造・物流拠点における省エネ型設備や自家消費型太陽光発電設備の導入
・　店舗におけるＬＥＤ電球への切替え、エアコンの入替え、天井・壁の断熱化の実施
・　輸送時におけるモーダルシフト
・　原材料調達時における温室効果ガス削減等に配慮して生産された農産物の導入

エ　資本・業務面でのパートナーシップ構築
・　フードシェアリングやケミカルリサイクル事業者等への出資を通じた業務提携

⑤　消費者理解の増進

食品等の持続的な供給の実現に配慮した商品が消費者に選択されるようにするためには、食品等事業者による消費者への適切な情報伝達等を通じて、消費者の理解を深めることが重要である。

このため、次に掲げるような食品等事業者による消費者理解の増進の取組を重点的に促進していく。

ア　サステナビリティに関する情報の見える化
・　温室効果ガス排出量を算定するシステムや仕組みの導入による見える化
・　小売店舗における環境・人権への配慮や生産現場の実態等のラベルやＰＯＰ、映像等による表示
・　食品ロス削減等のサステナビリティ課題に配慮した新商品とその背景事情の広報

イ　食品等のコスト構造の見える化
・　食品等の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮された価格形成に資するための、食品等の生産、製造、流通等の各段階に係るコストの把握と消費者への情報発信

ウ　地域の農林水産物に関する情報の見える化
・　農林水産物の生産現場の実態等の理解に資する体験型イベントの実施その他の情報の消費者への発信
・　地域の農林水産物の価値等の理解に資する情報の消費者への発信

⑥　省力化投資の促進

現状においても食品等事業者の人手不足は顕著であるが、今後も我が国の生産年齢人口は減少し、労働供給制約がますます厳しくなることが見込まれる中で、食品等事業者が食品等の持続的な供給という役割を果たしていくためには、労働集約的な業態にとどまることなく、積極的な省力化投資を通じて生産性の向上を図っていくことが重要である。

このため、次に掲げるような食品等事業者による省力化投資の取組を重点的に促進していく。

ア　省力化に向けた設備・システム等の導入
・　人手不足に対応し、生産性の向上に向けた、省力化設備・機器等の導入
・　生産性の向上に向けた、デジタル化・データ連携等に必要な設備・機器等の導入

イ　個別の事業者を超えた関係者の協調による省力化の機器等の開発・普及
・　ユーザーである食品等事業者と機械メーカー等の協同プロジェクトにより、中小事業者も導入可能な省力化設備・機器等の開発・量産化

⑦　サプライチェーン全体での標準化・デジタル化

食品等のサプライチェーンの関係者は極めて多岐にわたる中で、部分最適にとどまることなく、サプライチェーン全体を通じた効率化を実現するためには、個別の事業者を超えた関係者の協調によるサプライチェーン全体での標準化やデジタル化を図ることが重要である。

このため、次に掲げるような食品等事業者の協調によるサプライチェーン全体での標準化やデジタル化の取組を重点的に促進していく。

ア　個別の事業者を超えたサプライチェーン全体での標準化の推進
・　製造、卸売、小売といったサプライチェーンの各段階の関係者の協調による商品情報の標準化
・　製造過程の生産性向上を目的とした食品製造機械のデータ標準化に対応する設備・機器等の導入

イ　サプライチェーンの関係者の協調によるデジタル化の推進
・　関係者の協調により、個別の事業者を超えたサプライチェーン全体の効率化に向けた、食品等の在庫管理、自動発注システム等の導入
・　物流情報のデジタル化、データ連携等、サプライチェーンの多様な主体の連携円滑化

⑧　フードテックビジネスの推進

食に関する新技術（フードテック）を活用したビジネスは、持続的な食料供給や生産性の向上、豊かで健康な食生活の実現といった食に関する社会課題の解決に貢献すること、イノベーションが食品産業の持続的発展に貢献することから、日本発のフードテックビジネスの創造を目指すことが重要である。

このため、次に掲げるようなフードテックビジネスの推進の取組を重点的に促進していく。

ア　日本の強みを活かしたフードテックビジネスの展開

・　日本の食素材（大豆、麹、海藻等）や技術（発酵、美味しさ技術等）の優位性を活かしたフードテックビジネスの展開

・　高齢化等課題先進国のポジションを活かした健康分野などにおけるフードテックビジネスの展開

イ　地域の資源を活用したフードテックビジネスの展開

・　地方における大学や中小企業等の食品等事業者との協業により地域の強みを活かしたフードテックビジネスの展開

ウ　異業種との連携によるフードテックビジネスの展開

・　機械・ＩＴ・ＡＩ産業など「食」に限らない他分野との協業を通じたフードテックビジネスの展開

エ　海外の技術を活用したフードテックビジネスの展開

・　先進的な海外の技術を活用したフードテックビジネスの展開

オ　スタートアップによるフードテックビジネスの展開

・　スタートアップとの協業による新規事業の創出

⑨　技術開発・先端的な技術の活用

技術開発や先端的な技術の活用は、①～⑧に掲げる取組の促進をはじめ、食品産業の持続的な発展と食品等の持続的な供給の実現に向けた課題解決の鍵となることから、こうした技術開発や先端的な技術の活用を進めていくことが重要である。

このため、次に掲げるような技術開発・先端的な技術の活用の取組を重点的に促進していく。

ア　機械・ＩＴ・ＡＩなど関連事業分野との協業による省力化技術の開発

・　スタートアップ、中小・中堅事業者の少量多品種製造や受託製造に対応し、効率的な生産が可能な製造設備・制御システム等の開発

・　ＡＩを活用した食品の需要予測システムの開発等、流通効率向上に資する技術の研究開発

イ　サステナビリティ対応技術の開発

・　資源循環に対応した食品容器包装の開発

・　食品の鮮度や温室効果ガスを数値化する基盤となる新たなシステムの開発

ウ　品質保持及び衛生管理の高度化技術の開発

・　品質・衛生管理に優れた冷蔵設備等の製造技術の研究開発

・　原材料の長期保存を可能にする技術等、食品等の付加価値向上につながる技術の開発

⑩　円滑な事業承継の推進

食品等事業者の大宗を中小零細事業者が占め、後継者がいない、後継者が決まっていないという事業者が多く存在する中で、円滑な事業承継を推進していくことが重要である。

このため、次に掲げるような円滑な事業承継の推進の取組を重点的に促進していく。

ア　地域の特色ある食品等事業者の円滑な事業承継

・　食品等事業者が他の地域の伝統的な食品製造業者の事業を譲り受け、地域の農産物を用いた商品を引き続き製造・販路を拡大

イ　後継者不在の食品等事業者の円滑な事業承継

・　取引先企業の経営者引退に伴う当該取引先事業の承継による、サプライチェーンの維持・発展

⑪　事業再編を通じた食品産業の事業基盤の強化

①～⑨に掲げる取組を拡大しようとする食品等事業者や、海外も含めて幅広く事業展開しそこで得た利益を地域に還元しようとする地域の食品等事業者においては、相当程度の事業基盤の強化が必要であり、⑩の事業承継も含め、事業再編を通じて事業基盤を強化していくことが重要である。

このため、次に掲げるような事業基盤の強化のための事業再編の取組を重点的に促進していく。

ア　事業基盤の強化のための事業再編

・　省力化投資、物流の効率化等を図るための資本提携、事業承継等による事業再編

・　オンライン販売、アップサイクル商品の開発・販売等の新規事業を展開するための資本提携、会社設立等の事業再編

イ　地域を先導する意欲のある食品等事業者による業界再編

・　海外も含めて幅広く事業を展開し、そこで得た利益を地域に還元しようとする地域の先導的な食品等事業者による事業再編

⑵　安定取引関係確立事業活動等の実施期間

安定取引関係確立事業活動等は原則５年以内で取り組むものとする。

⑶　その他の事項

法は食品等事業者による食品等の持続的な供給のための取組を促進するものであることから、環境負荷低減事業活動には、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第２条第14項に規定する産業競争力基盤強化商品（電気自動車等、グリーンスチール、グリーンケミカル、持続可能な航空燃料、半導体）の生産及び販売は、含まないものとする。

第２　連携支援事業の促進に関する事項

１　連携支援事業の促進の意義及び目標

⑴　連携支援事業の促進の意義

食品等事業者は中小企業の占める割合が高く、食品産業に新たに参画したスタートアップも同様に、限りのある経営資源の中では食品等の持続的な供給を実現するための事業活動を行うには限界があり、資本、技術、ノウハウ等の支援を必要としている。また、食品等事業者の抱える課題が多様化・複雑化する中にあっては、個別の事業者では解決できない課題も数多く存在している。

このため、安定取引関係確立事業活動等を促進し、食品産業が将来にわたりその持続的な発展を図るためには、地方公共団体、食品産業協議会、金融機関、大学等の高等教育機関、商工会議所・商工会等の商工系団体、試験研究機関など食品等事業者に対する支援の事業を行う者（以下「支援機関」という。）が、食品等事業者に対して商品開発や資金調達等を支援する取組や、個別の事業者では解決できない共通の課題に対して各事業者の「協調」により課題解決を目指す取組が重要である。これらの取組は、複数の支援機関が役割と責任を明確化した上で補完的に支援を行うことで、その効果は一層高まる。このため、支援機関が連携して一体的に食品等事業者を支援する体制を構築する地域発の食ビジネス創出支援や共通課題解決型支援等に取り組むことが有効となる。

このような観点から、これらの取組を含む、連携支援事業活動を促進することにより、支援機関の連携により安定取引関係確立事業活動等の促進を図り、食品等の安定的な供給を実現することを目指すものとする。

⑵　連携支援事業の促進の目標

当該事業を実施する都道府県が2030年までに47都道府県となることを通じて、第１の１⑵に掲げる目標を達成することを目指すものとする。

2　連携支援事業の実施に関する基本的な事項

⑴　連携支援事業の重点取組事項

1⑴の意義に照らし、支援機関は次のような取組を連携して実施し、食品等事業者の支援を図ることが特に重要である。

①　地域発の食ビジネス創出支援

・　地方公共団体を中心とした農林漁業者、食品等事業者、観光事業者、機械メーカーなどを含むプラットフォームの構築と大学等の高等教育機関、金融機関等との連携による商品・サービス開発支援、資金調達支援、後継者育成研修の実施

・　地元食材を活用したビジネスに取り組むスタートアップ企業を対象にした施設共有、専門家派遣及び販路開拓の支援に向けたマッチング支援等の実施

②　共通課題解決型支援

・　一般社団法人等が実施する食品産業の横断的課題解決（サプライチェーン全体での標準化・デジタル化、環境課題への対応等）に向けた情報交換会・技術セミナーや共同の実証・研究の実施

・　食品等事業者による事業承継を円滑に進めるためのネットワークの構築

⑵　連携支援事業の実施期間

連携支援事業は、原則５年以内で取り組むものとする。

第３　安定取引関係確立事業活動等及び連携支援事業の促進に関するその他重要事項

1　食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進のための重要事項

⑴　人権に関する課題への対応

企業活動のグローバル化によってバリューチェーンが世界中に広がる中で、企業活動による人権侵害リスクの顕在化を受けて、平成23年、国連の人権理事会は「ビジネスと人権に関する指導原則」を定めた。さらに、世界的にも人権尊重を理由とする法規制の導入等が進む中、日本政府も令和４年９月に「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を公表し、日本企業による人権尊重の取組に対する理解の深化と取組の促進を図っている。特にサプライチェーンのプロセスが多い食品産業における人権尊重の取組は、リスク管理やＥＳＧ投資への対応として重要であることはもちろん、少子高齢化で労働力人口が減少する中で、我が国の食品産業が雇用を確保するためにも重要である。

このため、食品等事業者は「食品企業向け人権尊重の取組のための手引き」（令和５年12月農林水産省作成）等を参考に、人権を保護しながら事業活動を実施するものとする。

⑵　栄養に関する課題への対応

人は食を通じて栄養を摂取することで、エネルギー源にするとともに心身の健康を維持することができるものであり、栄養は食の価値を定量的に評価する重要な評価軸である。世界的に栄養不良の三重負荷（低栄養、微量栄養素欠乏、過栄養が同時に存在すること）が課題となる中、健康で持続的な社会の実現に資する取組の重要性は高まっており、食品産業の企業評価においても、栄養・健康に関する取組を評価する投資家の増加もみられる。

このため、食品等事業者は、より栄養価の高い食品の開発や手頃な価格での供給等に取り組むとともに、マーケティングや広告においても栄養に関心のある消費者の選択に資する情報提供に努めるものとする。また、国は栄養課題に対する国際的な議論が進展している中で、我が国の食品等事業者の栄養課題の解決に向けた取組が世界でも適切に評価される環境をつくるため、積極的かつ戦略的に国際的な議論に参画するとともに、食品等事業者の取組の国内外における情報発信に努めるものとする。

⑶　農林漁業における環境への負荷の低減

法は、食品等事業者が行う環境負荷低減事業活動により環境負荷の低減を促進するものであるが、食品等の持続的な供給を実現するためには、食品等のサプライチェーン全体を通じた環境負荷の低減を図ることが重要であり、農林漁業者がみどり戦略に基づいた生産過程の環境負荷の低減に取り組むことも必要である。

このため、国は、地方公共団体と連携して、農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う事業活動を促進するための措置を含む環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和４年法律第37号）を適切に運用するものとする。

⑷　食品等の輸出の促進

世界の農林水産物・食品市場が拡大する中で、我が国の食品等の輸出のポテンシャルは高く、食品等の持続的な供給を図るためにも、今後、食品等の輸出の促進を図り、食品産業を成長させることが重要である。

このため、国は令和７年５月30日に「農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議」で改訂された「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づく施策の展開及び農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）の適切な運用により、食品等事業者の輸出の促進を図るものとする。

2　基本方針の規定の見直し

国は、第１の１⑵及び第２の１⑵に定める目標の達成状況等を踏まえて、必要に応じて基本方針の規定を見直すものとする。

○農林水産省告示第千四百四十一号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項（同法第二十二条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和七年八月八日付けをもつて次のように肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項（同法第二十二条の二第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき告示する。

令和七年九月二十四日　　農林水産大臣　小泉進次郎

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者、輸入業者又は登録外国生産業者及び国内管理人の氏名又は名称及び住所

有効期間が令和10年８月９日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第36681号	化成肥料	くみあい苦土有機入り化成A800号	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第74088号	化成肥料	有機入り複合秀峰５号	株式会社ことぶき	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第74102号	液状肥料	液状複合肥料３－７－５	株式会社南産業	熊本県八代市古閑浜町2665番地６
生第74103号	液状肥料	液状複合肥料７－５－３	株式会社南産業	熊本県八代市古閑浜町2665番地６
生第78624号	液状肥料	クイック１号	株式会社ことぶき	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第78625号	液状肥料	クイック２号	株式会社ことぶき	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第81786号	化成肥料	梨有機入りタブレット872号	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第81797号	汚泥肥料	長柄肥料	長柄町	千葉県長生郡長柄町大字桜谷712番地
生第85317号	化成肥料	くみあい有機入り化成005	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第85319号	化成肥料	くみあい微量要素・有機入り化成特A805号	セントラル化成株式会社	山口県宇部市大字沖宇部5254番地の７
生第85326号	化成肥料	PK55号	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941番地

生第85337号	汚泥肥料	かみふらの工房肥料	株式会社かみふらの工房	北海道空知郡上富良野町丘町四丁目5037番地１
生第85339号	汚泥肥料	折田山田汚泥コンポスト	中之条町	群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091番地
生第85340号	汚泥肥料	キラット	安芸市	高知県安芸市土居82番地１
生第85341号	汚泥肥料	食品汚泥ゆうき	株式会社パブリック	香川県観音寺市大野原町福田原241番地１
生第88179号	化成肥料	くみあい苦土入り複合肥料B575号	朝日アグリア株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第88182号	化成肥料	チッカリン化成肥料特号	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第88183号	化成肥料	ニュー大八洲化成肥料	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第88195号	液状肥料	有機入り液状複合肥料特１号	有限会社エーリン	大阪府大阪市福島区玉川四丁目10番19号シンセイビル33号室
生第88196号	液状肥料	有機入り液状複合肥料特A号	有限会社エーリン	大阪府大阪市福島区玉川四丁目10番19号シンセイビル33号室
生第88200号	汚泥肥料	新・大地	人吉球磨広域行政組合	熊本県人吉市中神町字城本1348番地１
生第91267号	化成肥料	くみあいほう素・有機入り複合肥料855特号	朝日アグリア株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第91268号	化成肥料	くみあい苦土・有機入り複合肥料S300特Z号	朝日アグリア株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第91269号	化成肥料	くみあい硝安・マンガン・ほう素・有機入り複合肥料S500特Z号	朝日アグリア株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第91270号	化成肥料	ホウ素入り高度複合250号	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第91271号	化成肥料	マルゴAタイプ	株式会社ワコー農材	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第91274号	液状肥料	清和液状肥料675号	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第91276号	液状肥料	複合液肥３－５－10	株式会社南産業	熊本県八代市古閑浜町2665番地６
生第91277号	液状肥料	複合液肥５－３－５－Mg－１	株式会社南産業	熊本県八代市古閑浜町2665番地６
生第91278号	液状肥料	複合液肥６－７－３－Mg－１	株式会社南産業	熊本県八代市古閑浜町2665番地６
生第91285号	汚泥肥料	中川汚泥肥料	柏崎市上下水道局	新潟県柏崎市鏡町１番11号
生第102642号	汚泥肥料	畑の恵	三木バイオテック株式会社	兵庫県三木市口吉川町南畑849番地の１
生第102644号	化成肥料	ナチュラリー665	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町２番地
生第102652号	化成肥料	有機入り複合肥料オール10	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第102653号	化成肥料	苦土有機入り化成エース８号	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第102655号	液状肥料	有機入り液肥１号（鉄添加）	株式会社ワコー農材	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第102656号	液状肥料	フィッシュブル液肥２号	株式会社ワコー農材	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第102659号	化成肥料	マルジュウエース	福栄肥料株式会社	兵庫県尼崎市昭和南通３丁目26番地
生第102663号	配合肥料	Zn.Cu有機入り配合肥料809号	株式会社扶相	北海道河西郡芽室町西２条５丁目２番地７
生第102664号	配合肥料	くみあい苦土被覆尿素入り粒状複合967―Cu	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第102679号	化成肥料	くみあい有機・ほう素入り複合肥料202―１号	セントラル化成株式会社	山口県宇部市大字沖宇部5254番地の７
生第102687号	化成肥料	有機入り化成867―16	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第102690号	化成肥料	苦土・マンガン・ほう素・有機入り複合肥料872号	朝日アグリア株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第102691号	化成肥料	有機入り複合肥料128特号	朝日アグリア株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第102693号	化成肥料	苦土・有機入り複合肥料S775号	朝日アグリア株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第102695号	化成肥料	苦土・有機入り複合肥料S126号	朝日アグリア株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第107460号	汚泥肥料	汚泥肥料	株式会社新和コンサルタント	福岡県太宰府市水城二丁目18番37号
生第107469号	化成肥料	新・くみあい有機入りペレット782号	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
輸第9510号	液状肥料	Flora Bloom	諏訪下　亮	大阪府門真市本町２番２号
輸第9513号	家庭園芸用複合肥料	Flora Gro	諏訪下　亮	大阪府門真市本町２番２号
輸第9514号	家庭園芸用複合肥料	Flora Micro	諏訪下　亮	大阪府門真市本町２番２号
輸第10990号	化成肥料	10―43化成肥料	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目１番７号
輸第12550号	化成肥料	GMチリカマグ複合肥料	株式会社洛陽	滋賀県甲賀市信楽町江田607
輸第102670号	配合肥料	ヌタック　エクストラP	エイムス株式会社	神奈川県横浜市戸塚区下倉田町1269番地
輸第102671号	配合肥料	ヌタック　ハイN	エイムス株式会社	神奈川県横浜市戸塚区下倉田町1269番地
輸第102684号	配合肥料	くみあい全農養液１号	全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目３番１号
輸第102685号	配合肥料	くみあい全農養液S１号	全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目３番１号
輸第107458号	乾燥菌体肥料	乾燥菌体肥料4.5―1.0	トミクラ産業株式会社	兵庫県姫路市花田町高木209番地の１

有効期間が令和10年８月10日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第60912号	液状肥料	東商尿素有機入り複合液状肥料スーパーI	株式会社東商	静岡県焼津市本中根350番地の１
生第69661号	化成肥料	マルナカ複合肥料10108	中部飼料株式会社	愛知県名古屋市中区錦二丁目13番19号

有効期間が令和10年８月11日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第93438号	化成肥料	有機入り粒状複合肥料1488号	株式会社プラントフードコーポレーション	大阪府吹田市西御旅町７番16号
生第93439号	液状肥料	苦土入り液肥170号	緑産業株式会社	大阪府大阪市福島区玉川四丁目10番19号シンセイビル33号室
生第93441号	配合肥料	くみあい苦土セラコートＲ入り粒状複合256―Cu	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第93442号	配合肥料	アサヒ養液肥料Ｓ１号	旭化学工業株式会社	奈良県生駒郡斑鳩町大字高安500番地
生第93445号	家庭園芸用複合肥料	PSTE家庭園芸用複合肥料	サナテックシード株式会社	東京都港区虎ノ門三丁目７番10号ランディック虎ノ門ビル
生第93447号	汚泥肥料	アースグリーン２号	株式会社アース・コーポレーション	富山県富山市中老田711番地
輸第13718号	副産肥料	骨りん２号	ベイシン貿易株式会社	東京都中央区日本橋三丁目１番２号
輸第13722号	副産肥料	アミノ酸副産肥料201	日本林業肥料株式会社	東京都中央区日本橋室町一丁目10番５号
輸第13723号	配合肥料	軽量早生一発25	株式会社せいだ	新潟県新発田市大伝540番地の１

有効期間が令和10年８月12日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第105392号	化成肥料	シンヒタチユーキ370	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町２番地

有効期間が令和13年８月９日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第15536号	化成肥料	千代田化成肥料472	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋小網町17番10
生第15537号	化成肥料	千代田化成肥料特255	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋小網町17番10
生第44025号	化成肥料	住友尿素入り化成肥料たま印	住友化学株式会社	東京都中央区日本橋二丁目７番１号
生第49764号	化成肥料	苦土入り高度複合072号	NCTアグリ株式会社	東京都千代田区外神田一丁目18番13号
生第55495号	化成肥料	くみあいIB化成高度280	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第55501号	成形複合肥料	丸桑粒状固形肥料特１号	日本肥糧株式会社	群馬県藤岡市岡之郷字戸崎559番３
生第55502号	成形複合肥料	丸桑粒状固形肥料特２号	日本肥糧株式会社	群馬県藤岡市岡之郷字戸崎559番３
生第55505号	成形複合肥料	丸桑粒状固形肥料10号	日本肥糧株式会社	群馬県藤岡市岡之郷字戸崎559番３
生第66425号	配合肥料	苦土入り複合肥料、カラーゲン	旭化学工業株式会社	奈良県生駒郡斑鳩町大字高安500番地
生第72121号	化成肥料	リン酸二アンモニウム	米山化学工業株式会社	大阪府大阪市北区西天満５丁目２番18号
生第74095号	成形複合肥料	丸桑粒状固形肥料Ｂ497	日本肥糧株式会社	群馬県藤岡市岡之郷字戸崎559番３
生第76270号	化成肥料	有機入り化成肥料206号	富士肥料株式会社	三重県四日市市西末広町４番17号
生第78619号	化成肥料	化成14号	自然応用科学株式会社	愛知県名古屋市中区錦一丁目13番26号
生第78633号	配合肥料	BBたまねぎ464	株式会社JAグリーンとちぎ	栃木県宇都宮市中岡本町字丸山2713番１
生第88190号	化成肥料	くみあい硫加燐安410号	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第88203号	配合肥料	AD配合１号	ダン化学株式会社	静岡県藤枝市高田169番地の12
生第91282号	配合肥料	側条用コープショート一発20	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第102649号	配合肥料	バイタルアップ―B10	丸尾カルシウム株式会社	兵庫県明石市魚住町西岡1455番地
輸第3758号	化成肥料	りん安複合肥料Ｚ―949別号	全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目３番１号
輸第5321号	尿素	46.0尿素	赤城物産株式会社	東京都千代田区神田和泉町１番地１―７東陽ビル２階
輸第7882号	石灰窒素	21石灰窒素	株式会社インターファーム	東京都中央区銀座三丁目11番５号
輸第7885号	甲殻類質肥料粉末	カニガラ（CRAB SHELL）	日基インダストリー株式会社	千葉県野田市中野台465番地１
輸第7890号	なたね油かす及びその粉末	圧さくなたね油かす	弓場貿易株式会社	鹿児島県鹿児島市卸本町８番地20
輸第10988号	加工りん酸肥料	Mg双焼燐	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
輸第11000号	魚かす粉末	魚骨粉８号	ベイシン貿易株式会社	東京都中央区日本橋三丁目１番２号
輸第11002号	ひまし油かす及びその粉末	5.1ひまし油かす１号	ベイシン貿易株式会社	東京都中央区日本橋三丁目１番２号
輸第11004号	カポック油かす及びその粉末	カポック油かす１号	三井物産アグロビジネス株式会社	東京都中央区日本橋小伝馬町１番５号
輸第11006号	化成肥料	10―51燐安	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目１番７号
輸第11007号	化成肥料	11―52燐安	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目１番７号
輸第11008号	化成肥料	化成肥料14―14―14	三井物産アグロビジネス株式会社	東京都中央区日本橋小伝馬町１番５号
輸第11014号	化成肥料	燐酸一アンモニア３号	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
輸第12547号	混合窒素肥料	混合窒素肥料１号	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
外第200号	硫酸苦土肥料	硫酸苦土肥料	山東雲涛有機肥料有限公司	中華人民共和国山東省維坊市峡山区峡山街道済青高速峡山口向南1000米
			雲涛有機株式会社（国内管理人）	京都府相楽郡和束町大字中小字平田13番地の１

有効期間が令和13年８月10日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第69663号	化成肥料	中日本高度化成464	中日本肥料株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅５丁目23番12号

有効期間が令和13年８月11日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第93440号	配合肥料	カルパワーC837N号	株式会社サンキョウ	北海道北見市東相内町123番地２
生第93449号	化成肥料	化成肥料555新	日本肥糧株式会社	群馬県藤岡市岡之郷字戸崎559番３
輸第13717号	混合窒素肥料	硫硝酸アンモニウム	新ケミカル商事株式会社	福岡県北九州市小倉北区京町三丁目１番１号
輸第13726号	化成肥料	有機入り420	シーアイマテックス株式会社	東京都港区芝三丁目８番２号
輸第13727号	化成肥料	CG硝酸化成12―20―10MB	セントラルグリーン株式会社	新潟県新発田市本田3418番地

有効期間が令和13年８月12日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第105393号	化成肥料	高度化成NS286	日東エフシー株式会社	愛知県名古屋市港区いろは町１丁目23番地
生第105407号	過りん酸石灰	17.5過りん酸石灰	中日本肥料株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅５丁目23番12号
生第105440号	成形複合肥料	UF苦土有機入り粒状固形肥料S820	日本肥糧株式会社	群馬県藤岡市岡之郷字戸崎559番３
生第105444号	被覆窒素肥料	くみあい41被覆尿素LPコートS70	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第105445号	加工りん酸肥料	30BM苦土りん肥	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
輸第105434号	化成肥料	有機入り化成H―16号	大東肥料株式会社	熊本県八代市鏡町鏡1159番地３
輸第105439号	水酸化苦土肥料	NT―水酸化マグネシウム	日本タルク株式会社	大阪府大阪市浪速区幸町三丁目１番17号
輸第105441号	副産肥料	70軽焼マグ	蝶理株式会社	大阪府大阪市中央区淡路町四丁目２番13号
輸第105442号	硝酸ソーダ	15.5チリ硝石	三菱商事アグリサービス株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
輸第105443号	硝酸ソーダ	15.7チリ硝石	三菱商事アグリサービス株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
輸第105446号	被覆窒素肥料	39.0被覆窒素	株式会社横浜グリーン	神奈川県横浜市中区不老町一丁目１番５号
輸第105448号	化成肥料	化成肥料　14―15―10―３―0.５	アイアグリ株式会社	茨城県土浦市北神立町２番地12

２　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○農林水産省告示第千四百四十二号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第一項及び第四項の規定に基づき、次のように生産業者の名称及び住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があったので、同法第十六条第二項の規定に基づき告示する。

令和七年九月二十四日　　農林水産大臣　小泉進次郎

１　生産業者の名称及び住所の変更

登録番号　生第104200号
　変更前　鳥取県日野郡江府町大字江尾1717番地１
　変更後　鳥取県日野郡江府町大字佐川２番地
登録番号　生第107868号
　変更前　滋賀県蒲生郡日野町大字鎌掛2503番地
　変更後　滋賀県蒲生郡日野町大字鎌掛字杉谷4137番地１
登録番号　生第108240号
　変更前　株式会社ナチュラルファーム
　変更後　株式会社発酵堂

２　肥料の名称の変更

登録番号　生第109267号
　変更前　くみあいほう素有機入り355号―２
　変更後　くみあいほう素入り355号―２
登録番号　輸第100089号
　変更前　ＮＫタブ
　変更後　重炭酸加里入りＮＫ肥料
登録番号　輸第109279号
　変更前　Ｌ―40　被覆尿素
　変更後　被覆尿素43.0
登録番号　輸第109282号
　変更前　Ｓ―40　被覆尿素
　変更後　被覆尿素41.0

○農林水産省告示第千四百四十三号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

令和七年九月二十四日　　農林水産大臣　小泉進次郎

１　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者の名称及び住所

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第93465号	化成肥料	くみあい熔成けい酸りん肥・CFA混合肥料50	南九州化学工業株式会社	宮崎県児湯郡高鍋町大字蚊口浦5029番地

２　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

公告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

国立研究開発法人情報通信研究機構令和６事業年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項の規定に基づき、国立研究開発法人情報通信研究機構の令和６事業年度財務諸表について次のとおり公告します。
なお、同法第38条第４項の規定により、附属明細書その他主務省令で定める書類は、当機構のホームページで公告しております。

令和７年９月24日

東京都小金井市貫井北町４丁目２番１号　国立研究開発法人情報通信研究機構　理事長　徳田　英幸

貸　借　対　照　表

（令和７年３月31日）　（単位：円）

科　目	一般勘定	基盤技術研究促進勘定	債務保証勘定	出資勘定	一般型情報通信研究開発基金勘定	電波有効利用型情報通信研究開発基金勘定	調　整	法人単位
資産の部								
Ⅰ　流動資産								
現金及び預金	37,209,606,212	468,128,370		24,486,193	101,383,597,976	15,126,004,338		154,211,823,089
棚卸資産	590,781,707							590,781,707
前渡金	16,184,422,166							16,184,422,166
前払費用	311,576,092							311,576,092
未収収益				166,027				166,027
未収入金	16,356,615,365				297,801,314	64,263,133	△ 899,497,302	15,819,182,510
賞与引当金見返	484,362,814				8,045,813	6,211,492		498,620,119
流動資産合計	71,137,364,356	468,128,370	0	24,652,220	101,689,445,103	15,196,478,963	△ 899,497,302	187,616,571,710
Ⅱ　固定資産								
1　有形固定資産								
建物	56,471,783,428							56,471,783,428
減価償却累計額	△ 29,980,130,716							△ 29,980,130,716
減損損失累計額	△ 37,666,230							△ 37,666,230
構築物	9,563,474,373							9,563,474,373
減価償却累計額	△ 7,816,885,117							△ 7,816,885,117
減損損失累計額	△ 1,962,660							△ 1,962,660
機械装置	1,056,657,268							1,056,657,268
減価償却累計額	△ 1,042,593,994							△ 1,042,593,994
車両運搬具	26,254,360							26,254,360
減価償却累計額	△ 26,254,352							△ 26,254,352
工具器具備品	195,010,444,455				2,961,869,690	7,355,678,086		205,327,992,231
減価償却累計額	△ 152,276,657,087				△ 777,351,555	△ 1,416,243,275		△ 154,470,251,917
減損損失累計額	△ 155,408,240							△ 155,408,240
土地	37,086,661,043							37,086,661,043
減損損失累計額	△ 1,567,968,235							△ 1,567,968,235
建設仮勘定	2,718,645,010							2,718,645,010
有形固定資産合計	109,028,393,306	0	0	0	2,184,518,135	5,939,434,811	0	117,152,346,252

2　無形固定資産								
特許権	246,382,613							246,382,613
施設利用権	450,425							450,425
ソフトウェア	5,871,199,957				177,975,982	612,680,153		6,661,856,092
電話加入権	2,697,000							2,697,000
著作権	12,600,000							12,600,000
工業所有権仮勘定	262,856,058							262,856,058
無形固定資産合計	6,396,186,053	0	0	0	177,975,982	612,680,153	0	7,186,842,188
3　投資その他の資産								
投資有価証券	15,000,000			150,000,000				165,000,000
関係会社株式				812,712,775				812,712,775
敷金・保証金	16,303,476							16,303,476
退職給付引当金見返	2,635,083,958				57,330	44,839		2,635,186,127
投資その他の資産合計	2,666,387,434	0	0	962,712,775	57,330	44,839	0	3,629,202,378
固定資産合計	118,090,966,793	0	0	962,712,775	2,362,551,447	6,552,159,803	0	127,968,390,818
資産合計	189,228,331,149	468,128,370	0	987,364,995	104,051,996,550	21,748,638,766	△ 899,497,302	315,584,962,528
負債の部								
Ⅰ　流動負債								
運営費交付金債務	30,348,249,852							30,348,249,852
未払金	14,627,012,811	7,582,139		276,602	19,796,313,991	12,490,890,596	△ 899,497,302	46,022,578,837
未払費用	93,344,900	20,377		835	356,975	275,593		93,998,680
未払法人税等	734,709	83		4	1,244	960		737,000
未払消費税等	1,276,936,600							1,276,936,600
契約負債	23,163,549,532	1,366,951						23,164,916,483
預り金	28,761,350							28,761,350
引当金								
賞与引当金	484,362,814	494,685		20,096	8,045,813	6,211,492		499,134,900
流動負債合計	70,022,952,568	9,464,235	0	297,537	19,804,718,023	12,497,378,641	△ 899,497,302	101,435,313,702

Ⅱ　固定負債								
資産見返負債								
資産見返運営費交付金	9,875,694,350							9,875,694,350
資産見返補助金等	31,256,626,341				2,362,494,117	6,552,114,964		40,171,235,422
資産見返寄附金	139,685,317							139,685,317
資産見返物品受贈額	566							566
建設仮勘定見返運営費交付金	268,430,010							268,430,010
建設仮勘定見返補助金等	8,085,000							8,085,000
建設仮勘定見返施設費	14,850,000							14,850,000
長期預り補助金等					81,884,727,080	2,699,100,322		84,583,827,402
引当金								
退職給付引当金	2,635,083,958	29,063		855	57,330	44,839		2,635,216,045
資産除去債務	569,763,498							569,763,498
固定負債合計	44,768,219,040	29,063	0	855	84,247,278,527	9,251,260,125	0	138,266,787,610
負債合計	114,791,171,608	9,493,298	0	298,392	104,051,996,550	21,748,638,766	△ 899,497,302	239,702,101,312
純資産の部								
Ⅰ　資本金								
政府出資金	81,299,506,337	57,671,000,000		3,350,971,078				142,321,477,415
資本金合計	81,299,506,337	57,671,000,000	0	3,350,971,078	0	0	0	142,321,477,415
Ⅱ　資本剰余金								
資本剰余金	125,550,362,432							125,550,362,432
その他行政コスト累計額	△136,386,853,183							△136,386,853,183
減価償却相当累計額（△）	△100,569,733,947							△100,569,733,947
減損損失相当累計額（△）	△ 1,595,222,005							△ 1,595,222,005
利息費用相当累計額（△）	△ 140,947,067							△ 140,947,067
除売却差額相当累計額（△）	△ 34,080,950,164							△ 34,080,950,164
資本剰余金合計	△ 10,836,490,751	0	0	0	0	0	0	△ 10,836,490,751
Ⅲ　利益剰余金又は繰越欠損金								
前中長期目標期間繰越積立金	532,235,346							532,235,346
積立金	2,843,357,246							2,843,357,246
当期未処分利益（△当期未処理損失）	598,551,363	△ 57,212,364,928	0	△ 2,795,888,903	0	0		△ 59,409,702,468
（うち当期総利益）（△当期総損失）	(598,551,363)	(4,172,563)	(0)	(286,444)	(0)	(0)		(603,010,370)
利益剰余金合計（△繰越欠損金合計）	3,974,143,955	△ 57,212,364,928	0	△ 2,795,888,903	0	0	0	△ 56,034,109,876
Ⅳ　評価・換算差額等								
関係会社株式評価差額金				431,984,428				431,984,428
評価・換算差額等合計	0	0	0	431,984,428	0	0	0	431,984,428
純資産合計	74,437,159,541	458,635,072	0	987,066,603	0	0	0	75,882,861,216
負債純資産合計	189,228,331,149	468,128,370	0	987,364,995	104,051,996,550	21,748,638,766	△ 899,497,302	315,584,962,528

損　益　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）　（単位：円）

科　目	一般勘定	基盤技術研究促進勘定	債務保証勘定	出資勘定	一般型情報通信研究開発基金勘定	電波有効利用型情報通信研究開発基金勘定	調　整	法人単位
経常費用								
研究業務費								
人件費	9,138,341,091							9,138,341,091
減価償却費	16,849,818,496							16,849,818,496
その他の研究業務費	17,021,253,359							17,021,253,359
通信・放送事業支援業務費								
人件費	253,674,673			194,976	242,642,283	189,750,372		686,262,304
情報通信技術開発支援等助成金	637,597,200							637,597,200
減価償却費	3,815,150,216				672,878,993	1,370,980,630		5,859,009,839
その他の業務費	4,413,713,754			55,808	19,532,718,054	11,781,715,247		35,728,202,863
民間基盤技術研究促進業務費								
人件費		4,874,056						4,874,056
その他の業務費		842,760						842,760
国及び地方公共団体受託業務費								
人件費	497,201,258							497,201,258
減価償却費	435,484,097							435,484,097
その他の受託業務費	10,663,836,963							10,663,836,963
その他の団体受託業務費								
人件費	191,965,930							191,965,930
減価償却費	597,270,451							597,270,451
その他の受託業務費	1,234,025,295							1,234,025,295
一般管理費								
人件費	1,464,594,140	1,230,459		52,201	19,059,096	14,840,378		1,499,776,274
減価償却費	124,863,320							124,863,320
その他の一般管理費	1,067,741,906	721,126		30,246	10,817,570	8,351,987		1,087,662,835
財務費用								
為替差損	8,847,351							8,847,351
貸倒損失	22,198,074							22,198,074
雑損	15,037,199	11,773						15,048,972
経常費用合計	68,452,614,773	7,680,174	0	333,231	20,478,115,996	13,365,638,614	0	102,304,382,788

経常収益								
運営費交付金収益	25,779,525,555							25,779,525,555
施設費収益	85,073,842							85,073,842
補助金等収益	6,144,483,627				19,400,294,878	11,911,524,413		37,456,302,918
事業収入								
研究支援事業収入	51,742,529							51,742,529
基盤技術研究促進事業収入		11,472,701						11,472,701
受託収入								
国及び地方公共団体受託収入	11,235,863,295							11,235,863,295
その他の団体受託収入	3,147,194,464							3,147,194,464
寄附金収益	23,132,154							23,132,154
資産見返負債戻入								
資産見返運営費交付金戻入	5,357,959,607							5,357,959,607
資産見返補助金等戻入	15,357,945,286				672,878,993	1,370,980,630		17,401,804,909
資産見返寄附金戻入	83,966,437							83,966,437
賞与引当金見返に係る収益	484,362,814				8,045,813	6,211,492		498,620,119
退職給付引当金見返に係る収益	201,607,789				26,906	20,774		201,655,469
財務収益								
受取利息	30,539,835	376,471		19,679	56,199,560	12,463,560		99,599,105
有価証券利息				600,000				600,000
雑益								
消費税還付額					297,709,293	60,399,964		358,109,257
貸倒引当金戻入益	11							11
研究開発資産売却収入	2,581,359							2,581,359
雑益	466,205,445	3,648			42,961,797	4,038,741		513,209,631
経常収益合計	68,452,184,049	11,852,820	0	619,679	20,478,117,240	13,365,639,574	0	102,308,413,362
経常利益（△経常損失）	△ 430,724	4,172,646	0	286,448	1,244	960	0	4,030,574
臨時損失								
固定資産除却損	63,625,384							63,625,384
減損損失	825,159							825,159
臨時利益								
資産見返運営費交付金戻入	16,377,529							16,377,529
資産見返物品受贈額戻入	51							51
資産見返補助金等戻入	187,421							187,421
資産見返寄附金戻入	2,746,543							2,746,543
固定資産売却益	641,444							641,444
税引前当期純利益（△税引前当期純損失）	△ 44,928,279	4,172,646	0	286,448	1,244	960	0	△ 40,466,981
法人税、住民税及び事業税	734,709	83	0	4	1,244	960		737,000
当期純利益（△当期純損失）	△ 45,662,988	4,172,563	0	286,444	0	0	0	△ 41,203,981
前中長期目標期間繰越積立金取崩額	644,214,351							644,214,351
当期総利益（△当期総損失）	598,551,363	4,172,563	0	286,444	0	0	0	603,010,370

注　　記　　事　　項

Ⅰ．重要な会計方針

１．運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

なお、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く管理部門の活動については期間進行基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く。）

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	５年～50年
構築物	７年～60年
機械装置	７年～15年
車両運搬具	６年
工具器具備品	４年～15年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87第１項）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（独立行政法人会計基準第91）に係る減価償却に相当する額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産（リース資産を除く。）

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（３年～５年）に基づいております。

⑶　リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

⑴　賞与引当金

役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。なお、役職員の賞与については、運営費交付金及び国庫補助金により財源措置がなされる見込みである部分については、同額を賞与引当金見返として計上しております。

⑵　退職給付引当金

退職一時金については、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。このうち、運営費交付金及び国庫補助金により財源措置がなされる見込みである退職一時金については、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

４．有価証券の評価基準及び評価方法

⑴　満期保有目的債券

償却原価法（定額法）によっております。

⑵　関係会社株式

出資先持分額により評価（移動平均法による取得原価との評価差額は部分純資産直入法により処理）しております。

⑶　その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

５．棚卸資産の評価基準及び評価方法

⑴　仕掛品

個別法によっております。

⑵　貯蔵品

最終仕入原価法によっております。

６．収益及び費用の計上基準

⑴　受託研究に係る収益

受託研究に係る収益は、主に国、地方公共団体及び民間企業から支出された委託費であり、委託契約等に基づいてサービス等を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は、サービス等を引き渡す一時点において、顧客が当該サービス等に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

⑵　ロイヤリティ収入

研究開発成果に係る知的財産権に関するロイヤリティ収入は、契約相手先の売上収益等の発生時点で収益を認識しております。

７．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

８．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理については、税込方式によっております。

９．重要な会計上の見積り

翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある会計上の見積りはありません。

Ⅱ．貸借対照表

１．資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

⑴　当該資産除去債務の概要

当法人においては、所有する建物に係る建設リサイクル法に基づく処分費用及び不動産賃借契約における賃借期間終了時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。

⑵　当該資産除去債務の金額の算定方法

所有する建物については、耐用年数を47年から50年、割引率は2.484％から2.606％を採用しております。

また、不動産の賃借については、使用見込期間を15年から50年、割引率は0.268％から2.548％を採用しております。

⑶　当期における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	540,826,882円
当期増加額	28,936,616円
当期減少額	0円
期末残高	569,763,498円

２．減損処理

減損の認識

①　減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額の概要

場　　所	用　　途	種　　類	減損前帳簿価額	減　損　額
ア　京都府相楽郡精華町	電気設備等	附属設備	166,320円	166,319円
イ　茨城県鹿嶋市	工作物等	構築物	608,105円	608,101円
ウ　東京都小金井市	電気設備等	附属設備	658,842円	658,840円
合　　計			1,433,267円	1,433,260円

② 減損の認識に到った経緯
上記資産の全部を使用しないという決定を行ったため減損を認識しております。
③ 減損額のうち損益計算書に計上した金額及び計上しなかった金額

損益計算書に計上した金額	825,159円
損益計算書に計上しなかった金額	608,101円

④ 回収可能サービス価額の算定方法
備忘価格としております。

3．出資を財源に取得した資産
出資を財源に取得した資産に係るその他行政コスト累計額　29,360,512,995円

Ⅲ．行政コスト計算書

1．独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	111,858,838,080円
自己収入等	△ 15,465,117,875円
法人税等及び国庫納付額	△ 737,000円
機会費用	1,965,779,355円
独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	98,358,762,560円

2．機会費用の計上方法
⑴ 国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用
無償使用している財産については、減価償却費相当額を計上しております。
⑵ 政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率
10年利付国債の令和７年３月末利回りを参考に1.485％で計算しております。
⑶ 国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法
当該職員が国又は地方公共団体に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、給与規則に定める退職給付支給基準等を参考に計算しております。

Ⅳ．損益計算書

1．主要な費目の内訳
＊１．研究業務費　人件費の内訳

役員報酬	91,443,203円
給与	7,198,453,196円
退職手当	40,372,430円
共済掛金	745,657,360円
法定福利費	487,085,934円
賞与引当金繰入	400,824,474円
退職給付費用	174,504,494円

＊２．その他の研究業務費のうち主要な費目及び金額

委託料	9,758,470,125円
資材消耗品費	1,833,922,868円
光熱費	1,613,802,133円

＊３．通信・放送事業支援業務費
その他の業務費のうち主要な費目及び金額

委託料	19,546,593,104円
助成金	15,347,014,000円
資材消耗品費	665,707,838円

＊４．国及び地方公共団体受託業務費
その他の受託業務費のうち主要な費目及び金額

委託料	7,103,451,713円
資材消耗品費	2,501,672,074円
雑費	755,185,835円

＊５．その他の団体受託業務費
その他の受託業務費のうち主要な費目及び金額

雑費	608,288,146円
委託料	313,643,319円
資材消耗品費	262,261,656円

＊６．一般管理費　人件費の内訳

役員報酬	20,528,311円
給与	1,187,593,883円
退職手当	9,491円
共済掛金	131,932,117円
法定福利費	45,641,438円
賞与引当金繰入	86,918,196円
退職給付費用	27,152,838円

＊７．その他の一般管理費のうち主要な費目及び金額

委託料	652,663,999円
雑費	94,712,118円
光熱費	72,449,433円

＊８．雑益のうち主要な費目及び金額

個人研究助成金間接経費	65,741,055円
特許料収入	132,040,610円

Ⅴ．キャッシュ・フロー計算書

1．資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	154,211,823,089円
定期預金	0円
資金期末残高	154,211,823,089円

2．重要な非資金取引

⑴ 寄附による資産の取得	46,850,408円
⑵ 重要な資産除去債務の計上	28,936,616円

Ⅵ．金融商品の時価等に関する事項

1．金融商品の状況に関する事項
当法人は、資金運用については短期的な預金及び公社債等に限定しております。
また、投資有価証券は、独立行政法人通則法第47条の規定及び国立研究開発法人情報通信研究機構法第15条の規定等に基づき、株式、公債及び証券取引所に上場されている株式会社が発行する担保付社債又は信頼のある格付機関により最高位若しくはそれに準ずる格付けを付与された社債のみを保有しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれていません。また、「現金及び預金」「前渡金」「未収入金」「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

区　　分	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
投資有価証券	150,000,000円	116,490,000円	△　33,510,000円

㈱　市場価格のない株式等は次のとおりです。

区　　分	貸借対照表計上額
非上場株式	827,712,775円

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区　　分	時　　価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合　　計
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	116,490,000円	—	—	116,490,000円

㈱　時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

国債は相場価格を用いて評価しております。当法人が保有している国債は、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

Ⅶ．有価証券

１．満期保有目的の債券で時価のあるもの

区　　分		貸借対照表計上額	決算日における時価	差　　額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債・地方債等	—	—	—
	社債	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債・地方債等	150,000,000円	116,490,000円	△　33,510,000円
	社債	—	—	—
合　　計		150,000,000円	116,490,000円	△　33,510,000円

２．時価評価されていない有価証券

⑴　関係会社株式

関係会社株式で時価のあるものは、ありません。

⑵　その他有価証券

その他有価証券で時価のあるものは、ありません。

３．その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の決算日後における償還予定額

区　　分	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10　年　超
国債・地方債等	—	—	—	150,000,000円
社債	—	—	—	—
合　　計	—	—	—	150,000,000円

Ⅷ．退職給付に関する注記

１．採用している退職給付制度の概要

当法人は、国立研究開発法人情報通信研究機構役員退職手当規程及び国立研究開発法人情報通信研究機構パーマネント職員退職手当規程に基づく非積立型の退職一時金制度及び国家公務員共済組合法の退職等年金給付制度を採用しております。非積立型の退職一時金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

２．確定給付制度

⑴　簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	2,964,866,276円
退職給付費用	201,657,332円
退職給付の支払額	△　531,307,563円
期末における退職給付引当金	2,635,216,045円

⑵　退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	201,657,332円

３．退職等年金給付制度

当法人の退職等年金給付制度への要拠出額は、35,802,782円であります。

Ⅸ．収益認識に関する注記

当法人は、以下に記載する内容を除き、会計基準第86における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

⑴　収益の分解情報

当法人の主要な収益は、受託収入であり、主なサービス等の種類は、研究役務の提供であります。上記に係る一定の事業等のまとまりごとの区分における収益は、附属明細書13セグメント情報に記載のとおりであります。

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

当該事業年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

	当事業年度
１年以内	12,028,594,600円
１年超２年以内	11,020,062,900円
２年超３年以内	28,502,317,600円
３年超４年以内	14,582,286,400円
合　計	66,133,261,500円

Ⅹ．重要な債務負担行為

契　約　内　容	契　約　金　額	翌事業年度以降の支払金額
情報収集衛星９号機　衛星実機モデル製作試験（その１）	16,916,163,254円	16,489,940,254円
情報収集衛星10号機　衛星実機モデル製作試験（その１）	12,887,873,407円	12,717,873,407円
時間軸多様化衛星１号機　衛星実機モデル製作試験（その１）	10,089,200,000円	2,252,381,000円
時間軸多様化衛星２号機　衛星実機モデル製作試験（その１）	9,317,000,000円	6,402,174,000円
大規模言語モデル（ＬＬＭ）の学習データ整備等のための計算機設備等	8,808,800,000円	8,808,800,000円
情報収集衛星レーダ９号機・10号機　地上検証モデル（ＥＭ）の製作試験	7,512,487,623円	4,912,487,623円
時間軸多様化衛星１号機・２号機　衛星依存部製作・試験	1,464,540,000円	1,267,554,000円
2024―2026年度　情報システム運用のための総合サービス業務	1,114,300,000円	742,878,400円
Ｒ06　ユニバーサルコミュニケーション研究所　計算機設置に伴う設備整備工事	787,050,000円	504,550,000円
情報収集衛星レーダ９号機・10号機　ミッション系２　システム設計（その１）	775,497,800円	295,497,800円

Ⅺ．重要な後発事象

当該事項はありません。

Ⅻ．その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

１．革新的情報通信技術研究開発推進基金勘定廃止に伴う残余財産の承継

革新的情報通信技術研究開発推進基金勘定は、国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律（令和４年法律第93号）附則第１項の規定による改正前の国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号。以下「法」という。）附則第９条第１項の規定に基づき、令和６年４月１日付けで廃止されております。

なお、革新的情報通信技術研究開発推進基金補助金交付要綱（総国技第21号。最終改正令和６年２月21日）第15条第６号の規定に基づき、一般勘定に承継した残余の財産は以下のとおりであります。

資　産　の　部		負　債　の　部	
現金及び預金	526,506,451円	未払金	142,646,150円
未収入金	10,571,401円	未払費用	81,997円
賞与引当金見返	1,471,996円	未払法人税等	13,034円
工具器具備品	8,078,596,875円	賞与引当金	1,471,996円
減価償却累計額	△　3,448,089,845円	資産見返補助金等	5,323,734,344円
ソフトウェア	693,227,314円	長期預り補助金等	394,336,671円
退職給付引当金見返	51,390円	退職給付引当金	51,390円
資産合計	5,862,335,582円	負債合計	5,862,335,582円

また、法附則第９条第５項の規定に基づき国庫納付した額は以下のとおりであります。

392,813,285円

２．債務保証勘定に係る業務の終了に伴う残余財産の国庫納付と勘定の廃止

債務保証勘定は、国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律（令和５年法律第87号。以下「改正法」という。）第２条の規定による特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成２年法律第35号）の廃止に伴い令和６年４月１日に業務が終了し、改正法附則第３条第４項の規定により残余財産の額2,560,349,138円を国庫納付したことで、令和６年７月９日に廃止されました。

利益の処分又は損失の処理に関する書類

（単位：円）

科目	一般勘定	基盤技術研究促進勘定	債務保証勘定	出資勘定	一般型情報通信研究開発基金勘定	電波有効利用型情報通信研究開発基金勘定	合計
Ⅰ　当期未処分利益（当期未処理損失）	598,551,363	△　57,212,364,928	0	△　2,795,888,903	0	0	△　59,409,702,468
当期総利益	598,551,363	4,172,563	0	286,444	0	0	603,010,370
前期繰越欠損金		△　57,216,537,491		△　2,796,175,347		△　60,012,712,838	
Ⅱ　利益処分額							
積立金	598,551,363		0		0	0	598,551,363
Ⅲ　次期繰越欠損金		△　57,212,364,928		△　2,795,888,903			△　60,008,253,831

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

札幌市厚別区厚別西四条一丁目二番一五号

有限会社工藤

清算人　工藤　育男

解散公告

当社は、令和七年七月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

札幌市中央区北一条西九丁目三番地一　南大通ビルＮ１　六階

龍株式会社

代表清算人　管　国平

解散公告

当社は、令和七年八月十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

札幌市中央区南十二条西八丁目三番三〇号

株式会社トラストワン

代表清算人　黒瀬　通男

解散公告

当法人は、令和七年四月二十七日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

北海道旭川市旭神二条五丁目九―四―一〇六

特定非営利活動法人かむいクロカン情報局

清算人　上野　裕生

解散公告

当社は、令和七年八月十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

青森県五所川原市金木町中柏木鎧石二六三番地一

有限会社吉企画

清算人　鎌田　善人

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

宮城県仙台市若林区六丁の目中町一六番四五号

有限会社ハーバーグループ

清算人　中澤　恵子

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

仙台市太白区鈎取三丁目二番一一号

ヤマダイ仙台株式会社

代表清算人　稲葉美知子

解散公告

当法人は、令和七年八月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

福島県須賀川市舘ヶ岡字本郷六番地

特定非営利活動法人未来のかけはし福島

清算人　五十嵐喜美子

解散公告

当社は、令和七年八月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

茨城県取手市井野台五丁目八番二三号

有限会社マルサ企業

代表清算人　佐藤　稔

解散公告

当社は、令和七年八月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

栃木県鹿沼市麻苧町一五六一番地

有限会社江田油店

清算人　江田　啓路

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

群馬県高崎市下斎田町三九三番地三

株式会社リアルティー群馬

代表清算人　浦野由美子

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

埼玉県北葛飾郡杉戸町清地六丁目二二番七号

株式会社ツバサ建機

代表清算人　髙橋眞由美

解散公告

当社は令和七年八月三十一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

埼玉県深谷市新戒一四三一番地

合同会社ＴＭＰ

清算人　島田　宗広

解散公告

当社は、令和七年八月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

埼玉県川越市脇田本町二四―二一　一階

株式会社フィフスジャパン

代表清算人　坂口　孝

解散公告

当社は、令和七年八月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

埼玉県川口市幸町三丁目一〇番一〇号一階

アルゴウォーター株式会社

代表清算人　中澤　雅澄

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

埼玉県戸田市下前一丁目一四番二六号

有限会社インテリア細井

清算人　細井　昭汎

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

埼玉県所沢市上新井三丁目四四番地の一五

セレブラルダイナミックス株式会社

代表清算人　海津　成男

解散公告

当法人は、令和七年八月九日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

埼玉県比企郡嵐山町大字平澤二五四番地一一

特定非営利活動法人子ども食堂チ・アモ

清算人　山口　言

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

埼玉県さいたま市南区別所二丁目二六番五ノ一号

特定非営利活動法人ＫＥＮＳＥＩＫＡＮ

清算人　廣澤　勝幸

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

埼玉県春日部市南中曽根八〇〇番地一三二

株式会社エヌ・ケイ・ワールドインターナショナル　代表清算人　中村　昭二

解散公告

当社は、令和七年八月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

埼玉県さいたま市南区四谷三丁目一番二二号

株式会社あゆむ

代表清算人　大川　裕三

解散公告

当社は、令和七年八月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

埼玉県川口市大字里一六四〇番一号プラティーククレイヴ六〇六

ＨＥＡＲＴＳ株式会社

代表清算人　柳本　秀男

解散公告

当社は、令和七年六月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

埼玉県川口市西川口三丁目九―一二―一―Ａ号

長安合同会社

代表清算人　張　靖

解散公告

当法人は、令和七年六月十六日総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

千葉県市美浜区磯辺七丁目二四番一〇号

特定非営利活動法人生ごみ減量研究会

清算人　松元　繁夫

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

千葉県松戸市稔台三丁目二二番地一五

株式会社本宮製袋化工

代表清算人　本宮香代子

解散公告

当社は、令和七年六月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

千葉県市川市堀之内四丁目二〇番二三号

株式会社ｍａｒｒｙｍｅ

代表清算人　山下　優奈（平部　優奈）

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

千葉県八街市希望ヶ丘二六一番地八五

株式会社ＱＲＥＳｉＡ

代表清算人　大野　仁美

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

東京都千代田区東神田一丁目八番一一号

株式会社神田クラフトインダストリー

代表清算人　森　洋子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

東京都千代田区神田須田町二丁目一五番三号

愛美グローバル国際株式会社

代表清算人　李　昱暐

解散公告

当社は、令和七年九月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

東京都品川区戸越三丁目八番一六号

有限会社下里商店

清算人　下里　昌行

解散公告

当社は、令和七年九月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

東京都葛飾区東金町三丁目八番一二号

株式会社ユーテーエス

代表清算人　打矢　正雄

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

東京都新宿区早稲田鶴巻町五五三番地牛山第二ビル二〇一　一般社団法人チアフル

代表清算人　丸山　伸予

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

東京都目黒区自由が丘二丁目一六番一二号

ＲＪ三　モントンリーパー合同会社

清算人　横山　桂子

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

東京都港区六本木五丁目一七番六号

Ｃｌｅａｎ　Ｔｅｃｈ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表清算人　張　正達

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出がない時は清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

東京都港区芝浦四丁目一五番一号

ＣＨＩＨＩＲＯ＆ＶＩＣＴＯＲＩＡ合同会社

清算人　熊川　千尋

解散公告

当社は、総社員の同意により令和七年九月二十二日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　合同会社エーエスエーＧＫ３４

清算人　松澤　和浩

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

東京都港区高輪三丁目五番二〇―一四〇四号

株式会社ゐビス

代表清算人　島田　隆士

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

東京都多摩市豊ヶ丘一丁目五九番地一一タウンライフ多摩センター一―二〇七号

株式会社継業

代表清算人　チン　イキ

解散公告

当社は、令和七年九月三日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

東京都葛飾区堀切二丁目二番九号

ＳＦＲＯＮＴＩＥＲ合同会社

代表清算人　玉川　拓弥

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

東京都新宿区新宿二丁目二番一号ビューシティ新宿御苑七〇六号室

一般社団法人任意売却相談テラス

代表清算人　伊藤　英樹

解散公告

当社は、令和七年六月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

東京都世田谷区北烏山八丁目一〇番五号第１北烏山ヒミコマンション五〇二

有限会社建築事務所冬工房

清算人　村井　賢介

解散公告

当社は、令和七年四月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

東京都板橋区成増二丁目一〇番三―一〇三号

テレダイン・アディメック・エレクトロニック・イメージング株式会社

代表清算人　和田　直也

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日に総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

東京都港区三田三丁目五番一九号住友不動産東京三田ガーデンタワー一二階

ジンマー・バイオメット企画合同会社

清算人　ジンマー・バイオメット合同会社

職務執行者　内田　至皇

解散公告

当社は、令和七年八月二十五日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

東京都中央区日本橋三丁目二番一四号

合同会社ＰＵＥＮＥＲＯ

代表清算人　馬　鴻彬

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

東京都中央区新川一丁目六番一二号

株式会社トモシステクノロジーズ

代表清算人　伊香賀照宏

解散公告

当社は、令和七年八月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

横浜市港北区日吉本町六丁目一三番二六号

合同会社管理技術

清算人　片脇　順子

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

横浜市南区浦舟町五丁目七七番地

株式会社坂下工務店

代表清算人　坂下　照美

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

神奈川県川崎市高津区東野川二丁目二〇番二五号

東京エクスプレス合同会社

清算人　鳥井　天真

解散公告

当法人は、令和七年八月二十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

富山県高岡市袋町四番一号

特定非営利活動法人ニューグレープの会

清算人　今村千賀子

解散公告

当社は、令和七年七月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

山梨県北杜市小淵沢町上笹尾二五三八―一二九

合同会社ケプラー

清算人　青木あけ美

解散公告

当社は、令和七年八月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

長野県松本市原一三四番地五シルクハウスＢ一〇三

株式会社ファースン

代表清算人　嶋田　和明

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

静岡県沼津市戸田六九番地の二

有限会社ながしま

清算人　長島　孝好

解散公告

当社は、令和七年八月二十七日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

愛知県名古屋市瑞穂区雁道町二丁目二番七

有限会社ネッツ池山

清算人　池山　義明

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

愛知県一宮市浅井町大日比野二一〇九番地

有限会社安達木材

清算人　安達　正実

解散公告

当社は、令和七年六月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

静岡県周智郡森町向天方八七四番地の二

株式会社島商店

代表清算人　嶌　謙造

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

静岡県沼津市戸田六九番地の二

有限会社ながしま

清算人　長島　孝好

解散公告

当社は、令和七年八月二十七日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

愛知県名古屋市瑞穂区雁道町二丁目二番七

有限会社ネッツ池山

清算人　池山　義明

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

愛知県一宮市浅井町大日比野二一〇九番地

有限会社安達木材

清算人　安達　正実

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

愛知県一宮市西五城字杁先南五一番地五

株式会社ＬＡＮＤＩＮＧ

代表清算人　古田　恵美

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

名古屋市中村区日比津町二丁目二番八号

株式会社学生ジャパン

代表清算人　吉川　明宏

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

愛知県稲沢市大塚南二丁目三二番地

合資会社大功電気商会

清算人　柴田　昭夫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

愛知県小牧市小牧原四丁目一一八番地

株式会社武内鉄工所

代表清算人　武内　秀司

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

三重県四日市市北小松町二九八番地の三

有限会社堀工業所

清算人　堀　住夫

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

滋賀県栗東市上鈎一七番地四

合同会社Ｅａｒｔｈ　Ｂａｃｋ　Ｒｉｄｉｎｇ

清算人　須田　悦令

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

大阪市城東区成育五丁目一九番九号

株式会社ＮＥＸＴ　ＯＮＥ

代表清算人　世古　和也

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

大阪市北区西天満六―二―一四―一〇五

株式会社真心

代表清算人　木本　普之

解散公告

当社は、令和七年八月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

兵庫県西宮市小松西町二丁目六番一七―四〇五号

株式会社ＴＢＴ商会

代表清算人　藤巻加代子

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

奈良県桜井市大字阿部四八五番地の九

リンクハート株式会社

代表清算人　森本　広子

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

奈良市二名四丁目一一九三番地の三六

株式会社ＯＧＯ研究所

代表清算人　小河　勝

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

島根県松江市魚瀬町五五六番地

有限会社石倉組

清算人　石倉美和子

解散公告

当社は、令和元年八月八日の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

岡山県瀬戸内市邑久町北島六三二番地八

株式会社栄光水産

代表清算人　山下　壽幸

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

岡山市北区岡町一七番二八号

株式会社西村設備

代表清算人　西村　勝文

解散公告

当社は、令和七年八月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

広島県安芸郡海田町南明神町二番四一―七号

株式会社木下工業

代表清算人　木下　智之

第23期決算公告

令和７年９月24日

青森市大字宮田字玉水594番地

株式会社共友企画

代表取締役　佐藤　和世

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	58,916
	固定資産	73,441
	合計	132,357
負債及び純資産の部	流動負債	2,067
	株主資本	130,289
	資本金	10,000
	利益剰余金	120,289
	その他利益剰余金	120,289
	（うち当期純利益）	(377)
	合計	132,357

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

広島県三次市三次町一二六五番地

有限会社山下時計店

清算人　山下　俊明

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

福岡県大川市大字三丸一七七八番地三

株式会社関家具工房木馬

代表清算人　関　正

解散公告

当社は、令和七年六月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

福岡県大川市大字一木五六番地一

株式会社ルームウェア

代表清算人　関　正

解散公告

当社は、令和七年八月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

福岡県大川市大字幡保二〇一番地一

オール大川株式会社

代表清算人　関　文彦

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

福岡県嘉穂郡桂川町大字九郎丸八一五番地

株式会社クオン

代表清算人　佐伯　英治

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

長崎県大村市玖島三丁目七〇三番地七

合同会社中尾塾植松校

清算人　中尾　寿

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

大分県宇佐市大字松崎一番地の一三

有限会社佐々木海産

清算人　佐々木洋司

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

青森県弘前市大字御幸町八番地一〇

学校法人弘前厚生学院

清算人　鳴海　春輝

解散公告（第一回）

当組合は、令和七年八月八日京田辺市長の認可により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

京都府京田辺市山手東一―六―一

京田辺松井インター西土地区画整理組合

代表清算人　上田　俊次

解散公告（第一回）

当組合は、令和七年八月八日京都府知事の認可により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

京都府京田辺市山手東一―六―一

八幡インター南土地区画整理組合

代表清算人　西川　吉之

解散公告（第一回）

当組合は、令和七年七月二十五日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

福岡県田川郡福智町伊方五三九番地一

農事組合法人広谷営農組合

清算人　高津　定則

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年四月二十八日開催の臨時社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、令和七年八月二十五日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年九月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

東京都世田谷区宮坂一丁目二七番六号

医療法人社団圭仁会

清算人　橋本　圭司

解散公告（第二回）

当法人は、令和六年六月二十日開催の社員総会の決議並びに東京都の認可により、令和七年八月二十五日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年九月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

東京都多摩市落合一丁目二四番地一ルミエール一階

医療法人社団高佑会

清算人　長谷川高男

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年八月三十一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年九月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十四日

山口県熊毛郡田布施町大字上田布施二〇二六番地

農事組合法人国木

清算人　岡野　保雄

第 26 期 決 算 公 告

令和７年６月27日　東京都中央区日本橋３丁目12番２号

ＳＯＵシニアケア株式会社

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	861,254	流動負債	584,276
固定資産	2,365,989	引当金	65,903
		固定負債	1,532,211
		退職給付引当金	67,946
		株主資本	1,110,755
		資本金	100,000
		資本剰余金	799,170
		資本準備金	20,050
		その他資本剰余金	779,120
		利益剰余金	321,612
		利益準備金	4,950
		その他利益剰余金	316,662
		（うち当期純利益）	(17,993)
		自己株式	△110,027
資産合計	3,227,243	負債・純資産合計	3,227,243

第 23 期 決 算 公 告

令和７年８月29日　　大阪市中央区本町二丁目２番５号

アップル債権回収株式会社

代表取締役　中西　武雄

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,078	流動負債	74
固定資産	16	固定負債	1
		負債合計	**75**
		株主資本	1,019
		資本金	700
		資本剰余金	200
		資本準備金	200
		利益剰余金	119
		利益準備金	50
		その他利益剰余金	69
		純資産合計	**1,019**
資産合計	**1,094**	**負債・純資産合計**	**1,094**

損益計算書の要旨

（自　令和６年６月１日　至　令和７年５月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	441
売上原価	126
売上総利益	315
販売費及び一般管理費	137
営業利益	178
営業外収益	1
営業外費用	30
経常利益	149
特別利益	28
特別損失	0
税引前当期純利益	177
法人税、住民税及び事業税	58
法人税等調整額	△ 3
当期純利益	122

第 52 期 決 算 公 告

令和７年９月24日

愛知県碧南市港南町二丁目８番７
株式会社ＪＯＢ
代表取締役　生田　長司

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	774,990	流動負債	558,075
固定資産	356,847	（うち賞与引当金）	(1,554)
		固定負債	289,486
		（うち役員退職慰労引当金）	(21,676)
		株主資本	284,275
		資本金	50,000
		利益剰余金	234,275
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	221,775
		（うち当期純利益）	(109,029)
資産合計	1,131,837	負債・純資産合計	1,131,837

第 33 期 決 算 公 告

令和７年９月24日　東京都世田谷区池尻３丁目１番３号
ムトーアイテックス株式会社

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,274,975	流動負債	306,499
固定資産	242,437	賞与引当金	87,787
		固定負債	371,868
		役員退任慰労引当金	9,440
		退職給付引当金	362,428
		株主資本	1,835,724
		資本金	100,000
		資本剰余金	696,139
		（資本準備金）	(349,694)
		利益剰余金	1,039,585
		利益準備金	3,700
		その他利益剰余金	1,035,885
		（うち当期純利益）	(175,492)
		評価・換算差額等	3,321
資産合計	2,517,412	負債・純資産合計	2,517,412

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和７年９月24日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社ベストランド　②国土交通大臣(3)8159　③代表取締役　佐藤裕樹　④東京都千代田区外神田三丁目12番８号住友不動産秋葉原ビル　⑤1500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都八王子市明神町三丁目20番６号　株式会社ＡＱＵＡ　ＲＥＳＯＲＴ　代表取締役　佐藤裕樹

①堀内　②東京都知事13/7/72497　③代表　堀内**隆**　④東京都調布市下石原３丁目38番地12　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都調布市下石原３丁目38番地12　相澤由美子

①朝日住宅株式会社　②国土交通大臣(5)6185　③代表取締役　金子平八郎　④東京都新宿区西新宿一丁目８番１号　廃止した従たる事務所　東京都豊島区東池袋１―21―11　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都新宿区西新宿一丁目８番１号　朝日住宅株式会社　代表取締役　金子平八郎

①ピクセルエステート株式会社　②東京都知事(2)97113　③代表取締役　吉田弘明　④東京都港区虎ノ門四丁目１番40号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区南青山二丁目２番15号　株式会社ＴＨ　Ｇｒｏｕｐ　代表取締役　清水雅史

第７期決算公告

令和７年８月26日　京都府京丹後市弥栄町鳥取123

株式会社丹後王国ブルワリー

代表取締役社長　中川　正樹

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	428,997	流動負債	49,835
固定資産	166,563	賞与引当金	1,970
		固定負債	61,842
		退職給付引当金	604
		役員株式給付引当金	1,122
		株主資本	483,882
		資本金	30,000
		資本剰余金	603,841
		資本準備金	603,841
		利益剰余金	△149,958
		その他利益剰余金	△149,958
		（うち当期純損失）	(149,958)
資産合計	595,560	負債・純資産合計	595,560

第73期決算公告

令和７年９月24日

岡山県岡山市東区西大寺五明387番地１

カーツ株式会社

代表取締役　勝矢　雅一

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,466	流動負債	1,803
固定資産	1,803	固定負債	1,559
繰延資産	3	（うち退職給付引当金）	(124)
		株主資本	909
		資本金	100
		資本剰余金	157
		資本準備金	157
		利益剰余金	922
		その他利益剰余金	922
		（うち当期純利益）	(125)
		自己株式	△ 270
資産合計	4,273	負債・純資産合計	4,273

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月三十一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年九月二十四日

北海道帯広市西二十条南二丁目二二番地の七　株式会社テキサス　代表取締役　落合　寛良

北海道帯広市西二十条南二丁目二二番地の七　有限会社テキサスライスミル　代表取締役　落合　洋

第40期決算公告

令和７年９月24日

北海道帯広市西二十条南二丁目22番地の７

株式会社テキサス

代表取締役　落合　寛良

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	683,000
	固定資産	632,218
	合計	1,315,218
負債及び純資産の部	流動負債	618,623
	固定負債	396,552
	株主資本	300,043
	資本金	13,000
	資本剰余金	5,800
	資本準備金	5,800
	利益剰余金	281,243
	利益準備金	1,185
	その他利益剰余金	280,058
	（うち当期純損失）	(35,442)
	合計	1,315,218

第37期決算公告

令和７年５月30日

宮城県仙台市青葉区大町一丁目４番１号

株式会社エーシーエス

代表取締役　中本　剛志

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	130,384
	固定資産	122,499
	資産合計	252,884
負債及び純資産の部	流動負債	65,146
	固定負債	43,443
	賞与引当金	2,917
	株主資本	144,294
	資本金	30,000
	利益剰余金	114,294
	利益準備金	2,230
	その他利益剰余金	112,064
	（うち当期純損失）	(11,407)
	負債・純資産合計	252,884

第19期決算公告

令和７年６月23日

東京都豊島区池袋二丁目43番１号

株式会社ピークウェル

代表取締役　黒宮　健

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	144,457
	固定資産	952
	資産合計	**145,409**
負純資産の債及び部	流動負債	63,885
	固定負債	185,000
	株主資本	△103,475
	資本金	9,000
	利益剰余金	△112,475
	その他利益剰余金	△112,475
	（うち当期純損失）	(51,049)
	負債・純資産合計	**145,409**

第59期決算公告

令和７年９月24日

千葉県市原市牛久1249番地

串田商事株式会社

代表取締役　串田　務

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	61
	固定資産	1,164
	繰延資産	7
	合計	**1,233**
負純資産の債及び部	流動負債	72
	固定負債	870
	株主資本	290
	資本金	10
	利益剰余金	280
	利益準備金	1
	その他利益剰余金	278
	（うち当期純利益）	(18)
	合計	**1,233**

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金七千五百万円、資本準備金の額を金七千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十四日

千葉県市原市牛久一二四九番地

串田商事株式会社

代表取締役　串田　務

第８期決算公告

令和７年６月23日

東京都豊島区池袋二丁目43番１号

株式会社ファーマリー

代表取締役　黒宮　健

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	35,427
	固定資産	157
	資産合計	**35,584**
負純資産の債及び部	流動負債	4,146
	賞与引当金	312
	株主資本	31,438
	資本金	10,000
	利益剰余金	21,438
	その他利益剰余金	21,438
	（うち当期純利益）	(5,246)
	負債・純資産合計	**35,584**

第52期決算公告

令和７年９月24日

東京都千代田区神田猿楽町二丁目１番２号

株式会社教材企画

代表取締役　鎌形　浩史

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	145,643,879
	固定資産	615,752,864
	資産合計	**761,396,743**
負純資産の債及び部	流動負債	22,584,913
	固定負債	195,863,382
	株主資本	542,948,448
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	532,948,448
	利益準備金	10,000,000
	その他利益剰余金	522,948,448
	（うち当期純利益）	(28,637,217)
	負債・純資産合計	**761,396,743**

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和七年九月二十四日

東京都千代田区神田猿楽町二丁目一番二号

（甲）国立興産株式会社

代表取締役　鎌形　浩史

東京都千代田区神田猿楽町二丁目一番二号

（乙）株式会社教材企画

代表取締役　鎌形　浩史

第３期決算公告

令和７年６月23日

東京都豊島区池袋二丁目43番１号

株式会社メディカルコーディネート

代表取締役　滝澤　宏昌

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	9,991
	資産合計	**9,991**
負純資産の債及び部	流動負債	166
	株主資本	9,825
	資本金	10,000
	利益剰余金	△174
	その他利益剰余金	△174
	（うち当期純損失）	(191)
	負債・純資産合計	**9,991**

第13期決算公告

令和７年９月24日

東京都渋谷区道玄坂二丁目16番４号

株式会社医師のとも

代表取締役　柳川　圭子

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	662,241
	固定資産	38,474
	資産合計	**700,715**
負純資産の債及び部	流動負債	116,223
	賞与引当金	29,577
	固定負債	138,596
	株主資本	445,896
	資本金	25,153
	資本剰余金	15,153
	資本準備金	15,153
	利益剰余金	405,588
	その他利益剰余金	405,588
	（うち当期純利益）	(26,040)
	負債・純資産合計	**700,715**

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の婚活事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://doctorsbride.com/jx37c4ns75

（乙）左記のとおりです。

令和七年九月二十四日

東京都港区赤坂八丁目五番八号

（甲）株式会社ドクターズブライト

代表取締役　中谷　竜二

東京都渋谷区道玄坂二丁目一六番四号

（乙）株式会社医師のとも

代表取締役　柳川　圭子

第10期決算公告

令和７年６月23日

東京都豊島区池袋二丁目43番１号

株式会社ＥＰＡＲＫ人間ドック

代表取締役　堤　幸治

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	29,583
	資産合計	**29,583**
負純資産の債及び部	流動負債	52,492
	賞与引当金	1,095
	株主資本	△22,909
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,288,982
	資本準備金	813,482
	その他資本剰余金	475,500
	利益剰余金	△1,411,891
	その他利益剰余金	△1,411,891
	（うち当期純損失）	(24,804)
	負債・純資産合計	**29,583**

第11期決算公告

令和７年９月24日

東京都中央区日本橋茅場町一丁目９番２号

ＳＯＲＡＢＩＴＯ株式会社

代表取締役　博多　一晃

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	750,685
	固定資産	5,626
	合計	**756,312**
負純資産の債及び部	流動負債	196,818
	固定負債	756,250
	株主資本	△196,756
	資本金	10,000
	資本剰余金	235,626
	資本準備金	235,626
	利益剰余金	△442,382
	その他利益剰余金	△442,382
	（うち当期純損失）	(442,382)
	合計	**756,312**

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千九百九十万円減少し、資本準備金の額を三億三千五百五十二万六千二百三十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十四日

東京都中央区日本橋茅場町一丁目九番二号

ＳＯＲＡＢＩＴＯ株式会社

代表取締役　博多　一晃

第66期決算公告　令和７年９月24日
東京都多摩市東寺方一丁目２番地３
株式会社セイカ
代表取締役　吉田　善彦
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	772,152
	固定資産	175,778
	合計	947,931
負純資産及び債の部	流動負債	338,386
	固定負債	93,800
	株主資本	515,745
	資本金	13,000
	資本剰余金	8,000
	資本準備金	8,000
	利益剰余金	494,745
	利益準備金	290,000
	その他利益剰余金	204,745
	（うち当期純利益）	(73,908)
	合計	947,931

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。
令和七年九月二十四日
東京都多摩市東寺方一丁目二番地三
（甲）株式会社セイカ
代表取締役　吉田　善彦
東京都多摩市東寺方一丁目二番地三
（乙）有限会社セイカコーポレーション
代表取締役　吉田　善彦

第35期決算公告　令和７年６月23日
東京都豊島区池袋二丁目43番１号
ハイブリッジ株式会社
代表取締役　宮本　幸輝
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	225,737
	固定資産	218,545
	資産合計	444,282
負純資産及び債の部	流動負債	157,714
	賞与引当金	3,718
	固定負債	145,991
	株主資本	140,576
	資本金	90,000
	利益剰余金	50,577
	その他利益剰余金	50,577
	（うち当期純利益）	(115,324)
	負債・純資産合計	444,282

第８期決算公告　令和７年９月24日
東京都港区南青山一丁目12番３号
ストックマーク株式会社
代表取締役　林　　達
貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,009,467
	固定資産	40,063
	合計	1,049,531
負純資産及び債の部	流動負債	775,475
	固定負債	764,385
	株主資本	△698,822
	資本金	100,000
	資本剰余金	995,865
	その他資本剰余金	995,865
	利益剰余金	△1,794,688
	その他利益剰余金	△1,794,688
	（うち当期純損失）	(822,102)
	新株予約権	208,493
	合計	1,049,531

資本金及び準備金の額の減少公告
当社は、資本金の額を二十二億五千七百五十万円、資本準備金の額を二十二億五千七百五十万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年九月二十四日
東京都港区南青山一丁目一二番三号
ストックマーク株式会社
代表取締役　林　　達

第１期決算公告　令和７年５月26日
東京都豊島区池袋二丁目43番１号
株式会社メディカルコネクト
代表取締役　滝澤　宏昌
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	10,000
	資産合計	10,000
負純資産及び債の部	流動負債	264
	株主資本	9,735
	資本金	10,000
	利益剰余金	△264
	その他利益剰余金	△264
	（うち当期純損失）	(264)
	負債・純資産合計	10,000

令和６年度決算公告
令和７年９月24日
横浜市戸塚区上矢部町2022番地４
株式会社ベストシステム
代表取締役　玉田　義治
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	50,555
	固定資産	162,672
	合計	213,227
負純資産及び債の部	流動負債	119,726
	固定負債	187,646
	株主資本	△94,145
	資本金	20,000
	利益剰余金	△114,145
	その他利益剰余金	△114,145
	（うち当期純損失）	(42,058)
	合計	213,227

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額をを一千万円減少し、一千万円とすることにいたしました。
効力発生日は令和七年十一月四日であり、株主総会の決議は、令和七年七月二十五日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年九月二十四日
横浜市戸塚区上矢部町二〇二二番地四
株式会社ベストシステム
代表取締役　玉田　義治

第１期決算公告　令和７年６月23日
東京都豊島区池袋二丁目43番１号
薬剤師求人転職株式会社
代表取締役　川田　　敦
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	8,921
	資産合計	8,921
負純資産及び債の部	流動負債	232
	株主資本	8,688
	資本金	10,000
	利益剰余金	△1,311
	その他利益剰余金	△1,311
	（うち当期純損失）	(1,311)
	負債・純資産合計	8,921

第36期決算公告　令和７年９月24日
岐阜県郡上市明宝奥住3428番地１
明宝温泉開発株式会社
代表取締役　板倉　秀典
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	12,803
	固定資産	15,153
	資産合計	27,957
負純資産及び債の部	流動負債	9,175
	固定負債	3,826
	負債合計	13,001
	株主資本	14,955
	資本金	32,000
	利益剰余金	△17,044
	その他利益剰余金	△17,044
	（うち当期純損失）	(5,729)
	純資産合計	14,955
	負債・純資産合計	27,957

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年十月八日
掲載頁　五十八頁（号外第二三五号）
（乙）左記のとおりです。
令和七年九月二十四日
岐阜県郡上市明宝奥住字水沢上三四四七番地の一
（甲）めいほう高原開発株式会社
代表取締役　板倉　秀典
岐阜県郡上市明宝奥住三四二八番地一
（乙）明宝温泉開発株式会社
代表取締役　板倉　秀典

第11期決算公告　令和７年８月28日
東京都中央区入船三丁目７番２号
株式会社Ｒｈｅｌｉｘａ
貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	577,104
	固定資産	142,303
	資産合計	719,408
負純資産及び債の部	流動負債	169,597
	賞与引当金	5,022
	固定負債	120,527
	株主資本	428,230
	資本金	30,000
	資本剰余金	559,001
	資本準備金	559,001
	利益剰余金	△160,770
	その他利益剰余金	△160,770
	（うち当期純損失）	(48,641)
	新株予約権	1,053
	負債・純資産合計	719,408

第５期決算公告

令和７年９月24日
東京都港区赤坂二丁目12番７号
赤坂二丁目ビル２階
Leaseweb Japan株式会社
代表取締役　デューリー・ジョン・ケネス

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	441,372,260
	固定資産	468,381,611
	資産合計	909,753,871
負債及び純資産の部	流動負債	1,129,629,114
	賞与引当金	261,636
	有給休暇引当金	1,144,597
	株主資本	△219,875,243
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	△220,875,243
	その他利益剰余金	△220,875,243
	（うち当期純損失）	(70,161,654)
	負債・純資産合計	909,753,871

第27期決算公告

令和７年９月24日
名古屋市西区城北町三丁目52番地２
株式会社タケヒデ
代表取締役　林　武彦

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	655,761
	固定資産	1,827,169
	繰延資産	55
	合計	2,482,986
負債及び純資産の部	流動負債	228,031
	株主資本	2,254,954
	資本金	10,000
	利益剰余金	2,244,954
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	2,242,454
	（うち当期純利益）	(60,626)
	合計	2,482,986

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年九月二十四日

名古屋市西区城北町三丁目五二番地二
（甲）株式会社タケヒデ
代表取締役　林　武彦
名古屋市西区城北町三丁目五二番地二
（乙）合資会社林竹三郎商店
代表社員　林　武彦

第19期決算公告

令和７年９月24日
東京都港区虎ノ門三丁目22番10―201号
エル・スターズ・ワン特定目的会社
取締役　松澤　和浩

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	特定資産	440,977
	その他の資産	35,059
	資産合計	476,037
負債及び純資産の部	流動負債	50,121
	固定負債	468,651
	負債合計	518,772
	社員資本	△42,735
	特定資本金	100
	剰余金	△42,835
	（うち当期純損失）	(390)
	純資産合計	△42,735
	負債・純資産合計	476,037

第49期決算公告

令和７年９月24日
京都市下京区東洞院通仏光寺下る高橋町612番地
株式会社丸八たにかん
代表取締役　谷口　寛

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	107,573
	固定資産	51,363
	合計	158,936
負債及び純資産の部	流動負債	360
	固定負債	70
	株主資本	158,507
	資本金	30,000
	利益剰余金	128,507
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	121,007
	（うち当期純損失）	(6,151)
	合計	158,936

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十四日

京都市下京区東洞院通仏光寺下る高橋町六一二番地　株式会社丸八たにかん
代表取締役　谷口　寛

第19期決算公告

2025年９月19日
岐阜市六条大溝三丁目11番８号
テムコドームジャパン株式会社
代表取締役社長　小林　猛

貸借対照表の要旨（2025年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	68,783
	固定資産	266
	合計	69,049
負債及び純資産の部	流動負債	33,945
	固定負債	21,408
	（役員退職慰労引当金）	(7,683)
	株主資本	13,695
	資本金	33,000
	利益剰余金	△ 19,305
	その他利益剰余金	△ 19,305
	（うち当期純利益）	(20,208)
	合計	69,049

第71期決算公告

令和７年９月24日
広島市西区上天満町１番３号
ヤマガタ株式会社
代表取締役　村上　曜子

貸借対照表の要旨
（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	21,727
	固定資産	12,103
	合計	33,831
負債及び純資産の部	流動負債	6,641
	固定負債	6,045
	株主資本	21,144
	資本金	10,000
	利益剰余金	11,144
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	8,644
	（うち当期純利益）	(1,444)
	合計	33,831

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年九月二十四日

広島市西区上天満町一番三号
（甲）ヤマガタ株式会社
代表取締役　村上　曜子
広島市西区上天満町一番三号
（乙）有限会社初瀬
取締役　村上　璋子

第37期決算公告

令和７年６月23日
京都府京都市中京区蛸薬師通烏丸西入橋弁慶町225藤和ビル２階
株式会社メディカルＪＳＰ
代表取締役　堤　幸治

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	60,431
	固定資産	114,140
	資産合計	174,571
負債及び純資産の部	流動負債	73,474
	賞与引当金	615
	固定負債	19,905
	株主資本	81,192
	資本金	82,500
	利益剰余金	△1,307
	利益準備金	600
	その他利益剰余金	△1,907
	（うち当期純損失）	(30,386)
	負債・純資産合計	174,571

第27期決算公告

令和７年９月24日
香川県善通寺市吉原町3128番地１
株式会社キウイバードコーポレーション
代表取締役　島田　満沖

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	31,494
	固定資産	112,702
	合計	144,196
負債及び純資産の部	流動負債	5,942
	固定負債	111,521
	株主資本	26,733
	資本金	3,000
	利益剰余金	23,733
	その他利益剰余金	23,733
	（うち当期純利益）	(7,155)
	合計	144,196

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年九月二十四日

香川県善通寺市吉原町三一二八番地一
（甲）株式会社キウイバードコーポレーション
代表取締役　島田　満沖
香川県善通寺市吉原町一四〇七番地の一
（乙）有限会社さぬき果匠会
取締役　國重亜紀子

決算公告

令和７年９月24日
福岡市中央区大手門二丁目２番１号
株式会社大原老舗福岡
代表取締役　大原　潤一

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	133,760
	固定資産	765,378
	繰延資産	2,193
	資産合計	**901,331**
負純資産の債及び部	流動負債	718,897
	負債合計	**718,897**
	株主資本	182,434
	資本金	10,000
	利益剰余金	172,434
	利益準備金	1,000
	その他利益剰余金	171,434
	（うち当期純利益）	(989)
	純資産合計	**182,434**
	負債・純資産合計	**901,331**

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年八月三十一日を効力発生日とし、株式会社大原老舗及び株式会社大原エンタープライズを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本件株式交換」という。）により資本準備金の額が増加しましたので、資本準備金の額について、本件株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十四日
福岡市中央区大手門二丁目二番一号
株式会社大原老舗福岡
代表取締役　大原　潤一

第 24 期決算公告

令和７年６月23日
兵庫県神戸市長田区松野通三丁目３－３－３階
株式会社モイネットシステム
代表取締役　堤　　幸治

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	763,693
	固定資産	2,330,371
	資産合計	**3,094,064**
負純資産の債及び部	流動負債	800,591
	賞与引当金	14,250
	固定負債	443,264
	株主資本	1,850,209
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,840,209
	その他利益剰余金	1,840,209
	（うち当期純利益）	(512,984)
	負債・純資産合計	**3,094,064**

第 17 期決算公告

令和７年９月24日
福岡県筑紫野市大字山家2060番地７
エコ・センチュリー21株式会社
代表取締役　田中　直継

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	855,509
	固定資産	5,879,779
	繰延資産	17,268
	合計	**6,752,557**
負純資産の債及び部	流動負債	6,125,369
	固定負債	53,136
	株主資本	574,052
	資本金	260,000
	資本剰余金	240,000
	利益剰余金	74,052
	特別償却準備金	275,798
	繰越利益剰余金	△201,746
	（うち当期純利益）	(277,449)
	合計	**6,752,557**

資本金の額の減少公告

当社は資本金の額を二億一千五百万円減少し、四千五百万円とすることにいたしました。

なお、減少する資本金の額のうち四千五百万円を資本準備金といたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十四日
福岡県筑紫野市大字山家二〇六〇番地七
エコ・センチュリー21株式会社
代表取締役　田中　直継

第 19 期決算公告

令和７年９月24日
福岡県飯塚市新立岩12番37号
南日本メディカルビルディング株式会社
代表取締役　大濵　　理

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	15,998
	固定資産	1,421,657
	資産合計	**1,437,655**
負純資産の債及び部	流動負債	62,986
	固定負債	1,048,812
	株主資本	325,857
	資本金	97,500
	資本剰余金	87,500
	資本準備金	87,500
	利益剰余金	140,857
	その他利益剰余金	140,857
	（うち当期純利益）	(21,286)
	負債・純資産合計	**1,437,655**

第 19 期決算公告

令和７年９月24日
東京都墨田区両国三丁目８番６号
株式会社ＮＡＢ総合研究所
代表取締役　兵本　順一

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	23,257,174
	固定資産	227,361
	資産合計	**23,484,535**
負純資産の債及び部	流動負債	5,625,904
	負債合計	**5,625,904**
	株主資本	17,858,631
	資本金	15,000,000
	利益剰余金	2,858,631
	利益準備金	210,000
	その他利益剰余金	2,648,631
	（うち当期純利益）	(6,637,307)
	純資産合計	**17,858,631**
	負債・純資産合計	**23,484,535**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月一日であり、株主総会の決議は、令和七年八月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

令和七年九月二十四日
東京都墨田区両国三丁目八番六号
株式会社ＮＡＢ総合研究所
代表取締役　兵本　順一

第 15 期決算公告

令和７年９月24日
福岡県飯塚市芳雄町７番18号
株式会社療育振興プロジェクト
代表取締役　坂根　　隆

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	7,882
	固定資産	40,060
	有形固定資産	40,060
	資産合計	**47,942**
負純資産の債及び部	流動負債	1,256
	固定負債	4,200
	株主資本	42,487
	資本金	65,000
	資本剰余金	15,000
	利益剰余金	△37,513
	その他利益剰余金	△37,513
	（うち当期純損失）	(2,738)
	負債・純資産合計	**47,942**

第 10 期 決 算 公 告

令和７年９月24日
東京都豊島区東池袋一丁目７番５号
株式会社アイビーラボ
代表取締役　山下　伸之

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	99,580
	固定資産	14,784
	合計	**114,365**
負純資産の債及び部	流動負債	49,935
	固定負債	30,000
	株主資本	34,429
	資本金	3,000
	利益剰余金	31,429
	その他利益剰余金	31,429
	（うち当期純利益）	(4,262)
	合計	**114,365**

準備金の額の減少公告

当社は、株式会社アイビーシステムズ（住所東京都豊島区東池袋一丁目七番五号）との株式交換により資本準備金の額が増加することを停止条件として、資本準備金の額二億七千四百九万二千八百九十七円を全額減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです

令和七年九月二十四日
東京都豊島区東池袋一丁目七番五号
株式会社アイビーラボ
代表取締役　山下　伸之

第 66 期決算公告

令和７年９月24日
鹿児島市金生町７－８
生和糖業株式会社
代表取締役社長　田中　睦生

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,049,855
	固定資産	1,114,656
	合計	**2,164,511**
負純資産の債及び部	流動負債	98,177
	（うち引当金）	(8,258)
	固定負債	250,087
	（うち引当金）	(250,087)
	株主資本	1,816,247
	資本金	187,500
	利益剰余金	1,628,747
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	1,613,747
	（うち当期純損失）	(81,659)
	合計	**2,164,511**

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲の不動産事業に関する権利義務を承継し甲はそれを承継させることにいたしました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。
（甲）左記のとおりです。
（乙）確定した最終事業年度はありません。
令和七年九月二十四日
東京都江東区大島一丁目八番六号
（甲）スズキテクノス株式会社
代表取締役　鈴木　雅之
東京都江東区扇橋二丁目一〇番三―一
五〇八号
（乙）株式会社鈴木金網
代表取締役　鈴木　雅之

第48期決算公告

令和７年９月24日
東京都江東区大島一丁目８番６号
スズキテクノス株式会社
代表取締役　鈴木　雅之
貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,995
	固定資産	1,027
	合計	3,023
負債及び純資産の部	流動負債	521
	固定負債	317
	株主資本	2,184
	資本金	50
	利益剰余金	2,134
	その他利益剰余金	2,134
	（うち当期純利益）	(120)
	合計	3,023

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千五百三十五万円減少し、減少する資本金の額の全額を資本準備金とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年九月二十四日
長野県木曽郡木曽町新開六九四三番地一
株式会社ツミカサネ
代表取締役　青野　裕介

第5期決算公告

令和７年９月24日
東京都世田谷区赤堤一丁目１番４号１階
医療法人社団コルプス
理事長　長田　次夫
貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	19,456
	固定資産	222
	資産合計	19,678
負債及び純資産の部	流動負債	3,064
	固定負債	0
	負債合計	3,064
	基金	8,830
	積立金	7,784
	評価・換算差額等	0
	純資産合計	16,614
	負債・純資産合計	19,678

第1期決算公告　令和７年９月24日

長野県木曽郡木曽町新開6943番地１
株式会社ツミカサネ
代表取締役　青野　裕介
貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	334,884
	固定資産	233,435
	繰延資産	1,723
	合計	570,043
負債及び純資産の部	流動負債	200,769
	株主資本	369,273
	資本金	97,000
	資本剰余金	271,300
	資本準備金	271,300
	利益剰余金	973
	その他利益剰余金	973
	（うち当期純利益）	(973)
	合計	570,043

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千五百三十五万円減少し、減少する資本金の額の全額を資本準備金とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年九月二十四日
長野県木曽郡木曽町新開六九四三番地一
株式会社ツミカサネ
代表取締役　青野　裕介

第9期決算公告

令和７年９月24日
東京都西東京市谷戸町２丁目14番11号
株式会社データエイジ
代表取締役社長　秦　一雄
貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	139,122
	固定資産	286
	資産合計	139,409
負債及び純資産の部	流動負債	16,389
	株主資本	123,019
	資本金	100,000
	利益剰余金	23,019
	利益準備金	4,048
	その他利益剰余金	18,970
	（うち当期純利益）	(11,984)
	負債・純資産合計	139,409

第60期決算公告　令和７年９月24日

静岡県沼津市西条町50番地
株式会社アート技研
代表取締役　飯田　辰博
貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	46,781
	固定資産	164,217
	合計	210,998
負債及び純資産の部	流動負債	105,464
	固定負債	174,512
	株主資本	△68,978
	資本金	10,000
	利益剰余金	△78,978
	別途積立金	29,000
	繰越利益剰余金	△107,978
	（うち当期純損失）	(18,896)
	合計	210,998

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社アート技研（乙）、住所静岡県沼津市西条町五〇番地の包装材料の加工、印刷、販売・紙、樹脂製品の加工、表面処理・前記に関する企画、設計・電子機器、医療機器、各種機器の制御盤等の組立、配線処理・前記に附帯関連する一切の事業に関する権利義務を承継することにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）左記のとおりです。
（乙）確定した最終事業年度はありません。
令和七年九月二十四日
静岡県沼津市西間門二三番地八
株式会社アート技研
代表取締役　飯田　辰博

第64期決算公告　令和７年９月９日

東京都世田谷区上用賀一丁目７番３号
管清工業株式会社
代表取締役　長谷川健司
貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	6,207,008
	固定資産	6,910,605
	資産合計	13,117,614
負債及び純資産の部	流動負債	5,208,495
	固定負債	2,547,628
	株主資本	5,315,910
	資本金	250,000
	資本剰余金	94,090
	利益剰余金	4,971,820
	利益準備金	47,500
	その他利益剰余金	4,924,320
	（うち当期純利益）	(479,543)
	評価・換算差額等	45,579
	負債・純資産合計	13,117,614

最終貸借対照表　令和７年９月24日

東京都千代田区内神田一丁目９番12号
ＮＴビル１Ｆ
株式会社インフォボックス
貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,044,057
	固定資産	246,660
	合計	2,290,718
負債及び純資産の部	流動負債	177,739
	固定負債	869,144
	株主資本	1,243,834
	資本金	959,905
	資本剰余金	954,033
	資本準備金	954,033
	利益剰余金	△670,105
	その他利益剰余金	△670,105
	（うち当期純損失）	(135,663)
	合計	2,290,718

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八億五千九百九十万五千七百十一円減少して一億円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年九月二十四日
東京都千代田区内神田一丁目九番一二号
ＮＴビル一Ｆ
株式会社インフォボックス
代表取締役　平沼　海統

第２期決算公告

令和７年９月24日
東京都千代田区霞が関三丁目２番６号
東京倶楽部ビルディング11階
INFOMINA JAPAN株式会社
代表取締役　イー・チー・メング

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	336,543
	固定資産	497
	合計	337,041
負債及び純資産の部	流動負債	309,831
	固定負債	191,732
	株主資本	△164,523
	資本金	7,500
	利益剰余金	△172,023
	その他利益剰余金	△172,023
	（うち当期純損失）	(108,177)
	合計	337,041

第14期決算公告

令和７年９月24日
東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目27番５号
リンクスクエア新宿16Ｆ
株式会社ＹＯＵＰＡＣＥ
代表取締役　渡辺　健太

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	109,303
	固定資産	61,084
	合計	170,387
負債及び純資産の部	流動負債	73,697
	株主資本	96,690
	資本金	100,000
	資本剰余金	398,060
	資本準備金	218,676
	その他資本剰余金	179,383
	利益剰余金	△401,370
	その他利益剰余金	△401,370
	（うち当期純利益）	(146)
	合計	170,387

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千七百五十二万八千七百五十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十四日
東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目二七番五号
リンクスクエア新宿一六Ｆ
株式会社ＹＯＵＰＡＣＥ
代表取締役　渡辺　健太

第22期決算公告

令和７年９月24日
京都市下京区中堂寺南町134番地
京都高度技術研究所８階
飛鳥メディカル株式会社
代表取締役　中村　誠司

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	141,069
	固定資産	11,583
	合計	152,653
負債及び純資産の部	流動負債	83,373
	（賞与引当金）	(1,939)
	固定負債	250,528
	（退職給付引当金）	(3,583)
	株主資本	△181,249
	資本金	15,000
	利益剰余金	△196,249
	その他利益剰余金	△196,249
	（うち当期純利益）	(6,370)
	合計	152,653

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により飛鳥メディカル株式会社（乙、住所京都市下京区中堂寺南町一三四番地京都高度技術研究所八階）の全事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）左記のとおりです。

令和七年九月二十四日
京都市下京区中堂寺南町一三四番地京都高度技術研究所八階
飛鳥メディカル承継株式会社
代表取締役　中村　誠司

第23期決算公告

令和７年９月24日
東京都渋谷区恵比寿南三丁目１番１号
いちご恵比寿グリーングラス５階
アイデミア・ジャパン株式会社
代表取締役　根津　伸欣

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,431,977
	固定資産	409,285
	合計	1,841,262
負債及び純資産の部	流動負債	1,280,602
	賞与引当金	58,360
	固定負債	118,494
	退職給付引当金	20,816
	株主資本	442,166
	資本金	100,000
	利益剰余金	342,166
	その他利益剰余金	342,166
	（うち当期純利益）	(161,578)
	合計	1,841,262

第18期決算公告

令和７年８月25日
神奈川県横浜市神奈川区新子安二丁目14番14―317号
株式会社コムウェル
代表取締役　篠澤　威夫

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	58,332
	固定資産	5,444
	資産合計	63,776
負債及び純資産の部	流動負債	27,722
	固定負債	6,473
	株主資本	29,581
	資本金	5,000
	利益剰余金	24,581
	その他利益剰余金	24,581
	（うち当期純利益）	(21,513)
	負債・純資産合計	63,776

第53期決算公告

令和７年９月24日
大阪府東大阪市川俣一丁目19番17号
石田工業株式会社
代表取締役　石田　裕幸

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	132,469
	固定資産	234,271
	合計	366,741
負債及び純資産の部	流動負債	109,836
	固定負債	5,000
	株主資本	251,904
	資本金	12,000
	利益剰余金	239,904
	利益準備金	3,000
	別途積立金	318,000
	繰越利益剰余金	△81,095
	（うち当期純損失）	(46,546)
	合計	366,741

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十四日
大阪府東大阪市川俣一丁目一九番一七号
石田工業株式会社
代表取締役　石田　裕幸

第56期決算公告

令和７年９月24日
兵庫県姫路市北条梅原町1303番地２
ビー・コンフォート株式会社
代表取締役　清瀬　浩伸

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	154,187,461
	固定資産	22,036,037
	合計	176,223,498
負債及び純資産の部	流動負債	63,184,078
	固定負債	60,190,000
	株主資本	52,849,420
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	37,697,420
	その他利益剰余金	37,697,420
	（うち当期純利益）	(37,420)
	自己株式	△4,848,000
	合計	176,223,498

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十四日
兵庫県姫路市北条梅原町一三〇三番地二
ビー・コンフォート株式会社
代表取締役　清瀬　浩伸

第36期決算公告

令和７年９月24日
横浜市神奈川区金港町６番地３
株式会社サーモンジャパン
代表取締役　ミンジー・リー

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	629,685
	固定資産	76,434
	資産合計	706,119
負債及び純資産の部	流動負債	107,196
	有給休暇引当金	1,340
	固定負債	19,676
	退職給与引当金	14,878
	株主資本	579,246
	資本金	50,000
	利益剰余金	529,246
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	516,746
	（うち当期純利益）	(92,231)
	負債・純資産合計	706,119

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千三百万円減少し千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月一日であり、株主総会の決議は令和七年九月五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十四日

神戸市垂水区向陽三丁目一番一一号

株式会社ＪＳＫ―Ｇ

代表取締役　久林　大介

第11期決算公告

令和７年９月24日

神戸市垂水区向陽三丁目１番11号

株式会社ＪＳＫ―Ｇ

代表取締役　久林　大介

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	30,493,247
	固定資産	14,340,086
	合計	44,833,333
負債及び純資産の部	流動負債	7,903,924
	固定負債	20,885,000
	株主資本	16,044,409
	資本金	23,000,000
	利益剰余金	△6,955,591
	その他利益剰余金	△6,955,591
	（うち当期純損失）	（198,701）
	合計	44,833,333

準備金の額の減少公告

当社は、効力発生日を令和七年十月二十九日とする株式会社Ｐ―アシスト及び株式会社Ｐ―スマイルとの株式交換により資本準備金の額が増加することを条件として、その増加額全額を減少することといたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十四日

福岡県糟屋郡志免町志免四丁目一四番二五号

株式会社岩田

代表取締役　岩田　士朗

第32期決算公告

令和７年９月24日

福岡県糟屋郡志免町志免四丁目14番25号

株式会社岩田

代表取締役　岩田　士朗

貸借対照表の要旨

（令和６年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	520,071
	固定資産	26,322
	合計	546,394
負債及び純資産の部	流動負債	154,260
	株主資本	392,133
	資本金	10,000
	利益剰余金	382,133
	繰越利益剰余金	382,133
	（うち当期純利益）	（100,517）
	合計	546,394

第25期決算公告　令和７年９月24日

福井県鯖江市神明町五丁目５番37号

株式会社ハンズ

代表取締役　橋本　幸信

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	351,051
	固定資産	192,542
	合計	543,594
負債及び純資産の部	流動負債	98,400
	固定負債	7,180
	株主資本	438,012
	資本金	3,000
	利益剰余金	435,012
	利益準備金	300
	その他利益剰余金	434,712
	（うち当期純利益）	（190,061）
	合計	543,594

第18期決算公告　2025年７月15日

栃木県栃木市大久保町17番地１

株式会社共和飯塚

代表取締役　岩下　信吾

貸借対照表の要旨（2025年５月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	80
	固定資産	15
	合計	95
負債及び純資産の部	流動負債	36
	固定負債	0
	株主資本	59
	資本金	10
	利益剰余金	49
	その他利益剰余金	49
	（うち当期純損失）	（4）
	合計	95

準備金の額の減少公告

当社は、効力発生日を令和七年十月二十九日とする株式会社大富との株式交換により資本準備金の額が増加することを条件として、その増加額全額を減少することといたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十四日

福岡県古賀市薬王寺一三四八番地一

株式会社大富不動産

代表取締役　大富　勇佑

第８期決算公告

令和７年９月24日

福岡県古賀市薬王寺1348番地１

株式会社大富不動産

代表取締役　大富　勇佑

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	161,727
	固定資産	1,898,894
	合計	2,060,622
負債及び純資産の部	流動負債	41,157
	固定負債	1,722,964
	株主資本	296,500
	資本金	1,000
	利益剰余金	295,500
	その他利益剰余金	295,500
	（うち当期純利益）	（70,146）
	合計	2,060,622

第３期決算公告　令和７年８月29日

東京都中央区銀座一丁目27番８号セントラルビル703号

株式会社ストラテジー・アドバイザーズ

代表取締役　藤田　勉

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	844,103
	固定資産	3,627
	合計	847,730
負債及び純資産の部	流動負債	196,144
	株主資本	647,734
	資本金	459,485
	資本剰余金	459,485
	資本準備金	459,485
	利益剰余金	△271,236
	その他利益剰余金	△271,236
	（うち当期純損失）	（47,289）
	新株予約権	3,852
	合計	847,730

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）

掲載官報

掲載の日付　令和七年六月十七日

掲載頁　二〇一頁（号外第一三三号）

左記のとおりです。

（乙）

令和七年九月二十四日

石川県野々市市下林四丁目五六七番地

（甲）イワタニ北陸株式会社

代表取締役　平島　正郎

福井県福井市月見四丁目三番二五号

（乙）共和マルヰ株式会社

代表取締役　西畑　浩幸

第32期決算公告

令和７年９月24日

福井県福井市月見四丁目３番25号

共和マルヰ株式会社

代表取締役　西畑　浩幸

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	71,631
	固定資産	8,795
	合計	80,427
負債及び純資産の部	流動負債	12,432
	（うち賞与引当金）	（1,000）
	固定負債	10,346
	株主資本	57,648
	資本金	20,000
	利益剰余金	37,648
	利益準備金	500
	その他利益剰余金	37,148
	（うち当期純利益）	（3,655）
	合計	80,427

第13期決算公告

令和７年８月19日

栃木県宇都宮市元今泉３丁目10番１号

株式会社トキワ・サトー

代表取締役社長　篠﨑　暢章

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	132,801
	固定資産	141,989
	合計	274,790
負債及び純資産の部	流動負債	81,151
	株主資本	193,639
	資本金	20,000
	利益剰余金	173,639
	その他利益剰余金	173,639
	（うち当期純利益）	（12,406）
	合計	274,790

第 52 期 決 算 公 告

令和７年９月24日

愛知県一宮市明地字東下城84番地１
鈴憲毛織株式会社
代表取締役　藤澤　　亨

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,389,530	流動負債	1,410,865
固定資産	628,072	固定負債	854,578
有形固定資産	395,125	株主資本	752,160
無形固定資産	1,870	資本金	25,000
投資その他の資産	231,076	利益剰余金	810,698
		利益準備金	6,500
		その他利益剰余金	804,198
		（うち当期純損失）	(105,704)
		自己株式	△ 83,538
資産合計	3,017,603	負債・純資産合計	3,017,603

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の全部の事業に関する権利義務のうち吸収分割契約書に定めるものを承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和七年九月二十四日

愛知県一宮市明地字東下城八四番地一
（甲）株式会社鈴憲毛織
代表取締役　佐々木貞夫

愛知県一宮市明地字東下城八四番地一
（乙）鈴憲毛織株式会社
代表取締役　藤澤　　亨

第９期決算公告　令和７年９月24日
大阪府堺市北区中百舌鳥町五丁764－２
中百舌鳥ビル３階
株式会社Ｍａｎｅｑｌ
代表取締役　田窪　洋士

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,708,518
	固定資産	683,401
	合計	2,391,919
負債及び純資産の部	流動負債	583,975
	固定負債	732,699
	株主資本	1,075,244
	資本金	20,000
	利益剰余金	1,285,244
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	1,280,244
	（うち当期純利益）	(535,148)
	自己株式	△230,000
	合計	2,391,919

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産の管理、賃貸、売買、仲介及びコンサルティング業務、投資事業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和七年九月二十四日

大阪府堺市北区長曽根町一六六四番地一
（甲）Ｌホールディングス株式会社
代表取締役　田窪　洋士

大阪府堺市北区中百舌鳥町五丁七六四－二中百舌鳥ビル三階
（乙）株式会社Ｍａｎｅｑｌ
代表取締役　田窪　洋士

第 16 期 決 算 公 告

令和７年９月24日
大阪府堺市北区中百舌鳥町五丁764－２
中百舌鳥ビル３階
株式会社Ｃｙｂａ
代表取締役　窪田　敦子

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	20,985
	固定資産	35,483
	合計	56,469
負債及び純資産の部	流動負債	644
	固定負債	3,038
	株主資本	52,787
	資本金	1,000
	利益剰余金	51,787
	その他利益剰余金	51,787
	（うち当期純利益）	(16,026)
	合計	56,469

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の株式、有価証券等の保有、売買及びその他の投資事業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和七年九月二十四日

大阪府堺市北区長曽根町一六六四番地一
（甲）Ｌホールディングス株式会社
代表取締役　田窪　洋士

大阪府堺市北区中百舌鳥町五丁七六四－二中百舌鳥ビル三階
（乙）株式会社Ｃｙｂａ
代表取締役　窪田　敦子

第 28 期決算公告　令和７年９月24日
大分県佐伯市西谷町４番47号
株式会社菊池電氣工業
代表取締役　菊池　有二

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	329,710
	固定資産	30,562
	有形固定資産	19,326
	無形固定資産	776
	投資その他の資産	10,460
	資産合計	360,272
負債及び純資産の部	流動負債	23,942
	固定負債	0
	株主資本	336,330
	資本金	20,000
	利益剰余金	316,330
	その他利益剰余金	316,330
	（うち当期純利益）	(18,480)
	負債・純資産合計	360,272

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和七年十一月四日であり、甲の株主総会の承認決議は令和七年九月二日に終了し、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認を経ずに合併を決定しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年九月二十四日

大分県佐伯市西谷町四番四七号
（甲）株式会社菊池電氣工業
代表取締役　菊池　有二

大分県佐伯市西谷町四番四二号
（乙）有限会社トライ
代表取締役　菊池すま子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）左記のとおりです。

令和七年九月二十四日

千葉県柏市旭町一丁目一四番三―九〇四号

（甲）株式会社清水商事

代表取締役　清水　裕正

千葉県柏市柏三丁目六番一六号

（乙）株式会社ラーショ

代表取締役　清水　裕正

第４期決算公告

令和７年９月24日

千葉県柏市柏三丁目６番16号

株式会社ラーショ

代表取締役　清水　裕正

貸借対照表の要旨

（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	8,116
	固定資産	29,309
	繰延資産	302
	合計	37,728
負純資債及産の び部	流動負債	40,021
	固定負債	24,451
	株主資本	△26,744
	資本金	1,000
	利益剰余金	△27,744
	その他利益剰余金	△27,744
	（うち当期純損失）	（9,328）
	合計	37,728

第20期決算公告

令和７年９月24日

千葉県柏市旭町一丁目14番３―904号

株式会社清水商事

代表取締役　清水　裕正

貸借対照表の要旨

（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	215,823
	固定資産	127,076
	合計	342,900
負純資債及産の び部	流動負債	81,823
	固定負債	180,195
	株主資本	80,881
	資本金	3,000
	利益剰余金	77,881
	その他利益剰余金	77,881
	（うち当期純利益）	（41,512）
	合計	342,900

合併公告

左記会社は合併して甲は乙乃至壬の権利義務全部を承継して存続し乙乃至壬は解散することにいたしましたので公告します。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおり

（乙乃至壬）計算書類の公告義務はありません。

令和七年九月二十四日

東京都港区北青山一丁目三番一号アールキューブ青山３階

（甲）志賀興業株式会社

代表取締役　髙嶋　健一

東京都中央区銀座六丁目二番六号

（乙）有限会社髙嶋コーポレーション

代表取締役　髙嶋　健一

東京都中央区京橋二丁目六番一三号

（丙）有限会社ティアンドアイ

代表取締役　髙嶋　健一

東京都中央区銀座二丁目六番一一号

（丁）有限会社髙嶋下川ドア

代表取締役　髙嶋　健一

東京都港区新橋三丁目二番九号

（戊）有限会社髙嶋藪ドア

代表取締役　髙嶋　健一

東京都港区新橋三丁目四番一〇号

（己）有限会社髙嶋あかいドア

代表取締役　髙嶋　健一

東京都港区赤坂三丁目一番一一号

（庚）有限会社髙嶋嶋ドア

代表取締役　髙嶋　健一

東京都港区赤坂三丁目一番一一号

（辛）有限会社髙嶋ヌドア

代表取締役　髙嶋　健一

東京都港区六本木四丁目一番四号

（壬）有限会社髙嶋Ｋみやび

代表取締役　髙嶋　健一

決算公告　令和７年９月24日

東京都港区北青山一丁目３番１号

アールキューブ青山３階

志賀興業株式会社

代表取締役　髙嶋　健一

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	1,583
	資産合計	1,583
負純資債及産の び部	流動負債	330
	固定負債	646
	株主資本	606
	資本金	10
	資本剰余金	87
	その他資本剰余金	87
	利益剰余金	509
	その他利益剰余金	509
	（うち当期純利益）	（387）
	負債・純資産合計	1,583

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年九月二十四日

長野県北佐久郡軽井沢町大字発地一三九八―三〇二

（甲）株式会社ＡＩ

代表取締役　齋藤　和也

東京都港区南青山二丁目三番三号ＡＯＹＡＭＡ・ＴＨＥ・ＴＯＷＥＲ七〇三

（乙）株式会社ｓｔａｖｅｒ

代表取締役　有嶋　一起

第５期決算公告　令和７年９月24日

東京都港区南青山二丁目３番３号

ＡＯＹＡＭＡ・ＴＨＥ・ＴＯＷＥＲ703

株式会社ｓｔａｖｅｒ

代表取締役　有嶋　一起

貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額（円）
資の産部	流動資産	39,210,149
	固定資産	41,878,669
	資産合計	81,088,818
負純資債及産の び部	流動負債	2,261,593
	固定負債	116,286
	負債合計	2,377,879
	株主資本	78,710,939
	資本金	77,777,777
	利益剰余金	933,162
	その他利益剰余金	933,162
	（うち当期純利益）	（389,180）
	純資産合計	78,710,939
	負債・純資産合計	81,088,818

第16期決算公告　令和７年９月24日

長野県北佐久郡軽井沢町大字発地

1398―302

株式会社ＡＩ

代表取締役　齋藤　和也

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（円）
資の産部	流動資産	31,330,268
	固定資産	73,395,742
	資産合計	104,726,010
負純資債及産の び部	流動負債	2,226,820
	負債合計	2,226,820
	株主資本	102,499,190
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	102,169,190
	その他利益剰余金	102,169,190
	（うち当期純損失）	（13,376,086）
	自己株式	△670,000
	純資産合計	102,499,190
	負債・純資産合計	104,726,010

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十四日

大阪府泉南市信達市場一〇八六番地

（甲）丸昌産業株式会社

代表取締役　片木　秀一

大阪府泉南市信達市場二六三八番地

（乙）株式会社丸昌商店

代表取締役　片木　秀一

第60期決算公告

令和７年９月24日

大阪府泉南市信達市場2638番地

株式会社丸昌商店

代表取締役　片木　秀一

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	163,082
	固定資産	697,098
	合計	860,181
負純資債及産の び部	流動負債	146,240
	固定負債	211,534
	株主資本	502,406
	資本金	20,000
	利益剰余金	482,406
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	477,406
	（うち当期純損失）	（31,226）
	合計	860,181

第72期決算公告

令和７年９月24日

大阪府泉南市信達市場1086番地

丸昌産業株式会社

代表取締役　片木　秀一

貸借対照表の要旨

（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	37,759
	固定資産	22,232
	合計	59,992
負純資債及産の び部	流動負債	194
	株主資本	59,798
	資本金	10,000
	利益剰余金	49,798
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	47,298
	（うち当期純損失）	（1,006）
	合計	59,992

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の資産の運用及び管理事業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十四日

神戸市中央区雲井通四丁目二番二号

（甲）株式会社テレックスホールディングス

代表取締役　上村　計明

神戸市中央区雲井通四丁目二番二号

（乙）株式会社アローリンク

代表取締役　上村　計明

第11期決算公告

令和７年９月24日

神戸市中央区雲井通四丁目２番２号

株式会社テレックスホールディングス

代表取締役　上村　計明

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	253,481
	固定資産	2,265,881
	合計	2,519,362
負純資産及び部	流動負債	200,072
	固定負債	1,505,090
	株主資本	814,199
	資本金	10,000
	利益剰余金	804,199
	その他利益剰余金	804,199
	（うち当期純利益）	(2,709)
	合計	2,519,362

第11期決算公告

令和７年９月24日

神戸市中央区雲井通四丁目２番２号

株式会社アローリンク

代表取締役　上村　計明

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	495,262
	固定資産	934,762
	合計	1,430,025
負純資産及び部	流動負債	66,459
	固定負債	1,039,892
	株主資本	323,673
	資本金	30,000
	利益剰余金	293,673
	その他利益剰余金	293,673
	（うち当期純損失）	(56,373)
	合計	1,430,025

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十四日

福岡市早良区原六丁目三〇番三号

（甲）株式会社Ｕ－ＤＡＫＥ

代表取締役　三宅　正隆

福岡市早良区原七丁目二二番一一号

（乙）株式会社Ｍ－ｓｔｙｌｅ

代表取締役　三宅　正隆

第１期決算公告

令和７年９月24日

福岡市早良区原六丁目30番３号

株式会社Ｕ－ＤＡＫＥ

代表取締役　三宅　正隆

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	317,743
	繰延資産	300,000
	合計	617,743
負純資産及び部	流動負債	183,813
	固定負債	165,550
	株主資本	268,380
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	△731,620
	繰越利益剰余金	△731,620
	（うち当期純損失）	(731,620)
	合計	617,743

令和７年９月24日

福岡市早良区原七丁目22番11号

株式会社Ｍ－ｓｔｙｌｅ

代表取締役　三宅　正隆

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	10,181,654
	固定資産	1,570,383
	繰延資産	317,187
	合計	12,069,224
負純資産及び部	流動負債	797,514
	固定負債	11,203,000
	株主資本	68,710
	資本金	2,000,000
	利益剰余金	△1,931,290
	その他利益剰余金	△1,931,290
	（うち当期純利益）	(7,988,571)
	合計	12,069,224

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和七年十一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年九月一日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十四日

熊本県玉名市天水町小天七七一六

（甲）ものがたりＪＡＰＡＮ株式会社

代表取締役　中川　勝也

東京都千代田区内神田一丁目一一番一二号

（乙）Ｋｕｍａｍｅｎｓ株式会社

代表取締役　黒嵜　隆

第14期決算公告

令和７年９月24日

熊本県玉名市天水町小天7716

ものがたりＪＡＰＡＮ株式会社

代表取締役　中川　勝也

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	14,041
	固定資産	6,892
	合計	20,933
負純資産及び部	流動負債	15,319
	固定負債	3,878
	株主資本	1,736
	資本金	3,000
	利益剰余金	△1,264
	その他利益剰余金	△1,264
	（うち当期純利益）	(1,128)
	合計	20,933

第２期決算公告

令和７年９月24日

東京都千代田区内神田一丁目11番12号

Ｋｕｍａｍｅｎｓ株式会社

代表取締役　黒嵜　隆

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,159
	固定資産	8,831
	繰延資産	356
	合計	10,346
負純資産及び部	流動負債	14,926
	固定負債	16,631
	株主資本	△21,211
	資本金	3,000
	利益剰余金	△24,211
	その他利益剰余金	△24,211
	（うち当期純損失）	(13,326)
	合計	10,346

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社エバー（乙、東京都渋谷区道玄坂一丁目一八番三号プレミア道玄坂ビル四階）のコインランドリー事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月一日であり、当社の株主総会の承認決議は令和七年十月二十三日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十四日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一八番三号

エバーホールディングス株式会社

代表取締役　渡邊　伸一

第３期決算公告

令和７年９月24日

東京都渋谷区道玄坂一丁目18番３号

エバーホールディングス株式会社

代表取締役　渡邊　伸一

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	22,833,334
	固定資産	1,300,956,794
	繰延資産	1,019,280
	資産合計	1,324,809,408
負純資産及び部	流動負債	124,359,155
	固定負債	952,597,137
	株主資本	247,853,116
	資本金	10,000,000
	資本剰余金	231,945,832
	その他資本剰余金	231,945,832
	利益剰余金	5,907,284
	その他利益剰余金	5,907,284
	（うち当期純利益）	(25,081,720)
	負債・純資産合計	1,324,809,408

第22期決算公告

令和７年９月24日

東京都渋谷区道玄坂一丁目18番３号

プレミア道玄坂ビル４階

株式会社エバー

代表取締役　渡邊　伸一

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	1,230,757,659
	固定資産	745,131,510
	資産合計	1,975,889,169
負純資産及び部	流動負債	311,036,520
	固定負債	210,356,572
	株主資本	1,454,496,077
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	1,444,496,077
	その他利益剰余金	1,444,496,077
	（うち当期純利益）	(485,558,301)
	負債・純資産合計	1,975,889,169

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十二億五千八十万五百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十四日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号虎ノ門ヒルズステーションタワー一九階

株式会社ＳＴホールディングス

代表取締役　三浦　大地

第１期決算公告

令和７年９月24日

東京都港区虎ノ門二丁目６番１号
虎ノ門ヒルズステーションタワー19階

株式会社ＳＴホールディングス

代表取締役　三浦　大地

貸借対照表の要旨
（令和６年10月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	333,054	流動負債	26,277
固定資産	9,497,746	固定負債	5,238,580
繰延資産	9,312	株主資本	4,575,255
		資本金	2,350,800
		資本剰余金	2,350,800
		資本準備金	2,350,800
		利益剰余金	△126,345
		その他利益剰余金	△126,345
資産合計	9,840,113	負債・純資産合計	9,840,113

損益計算書の要旨
（自　令和６年５月30日　至　令和６年10月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	70,000
売上総利益	70,000
販売費及び一般管理費	12,156
営業利益	57,843
営業外収益	55
営業外費用	183,489
経常損失	125,590
税引前当期純損失	125,590
法人税、住民税及び事業税	755
当期純損失	126,345

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十四日

大阪市旭区清水二丁目一一番二三号
（甲）株式会社あさひ動物病院
代表取締役　坂口　康祐

大阪府松原市阿保二丁目一九三番地の八
（乙）株式会社システムサーベイ
代表取締役　坂口　定司

第７期決算公告

令和７年９月24日

大阪市旭区清水二丁目11番23号

株式会社あさひ動物病院

代表取締役　坂口　康祐

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	32,437
	固定資産	23,447
	合計	55,885
負債及び純資産の部	流動負債	7,487
	固定負債	11,552
	株主資本	36,846
	資本金	10,000
	利益剰余金	26,846
	その他利益剰余金	26,846
	（うち当期純利益）	(7,074)
	合計	55,885

第44期決算公告

令和７年９月24日

大阪府松原市阿保二丁目193番地の８

株式会社システムサーベイ

代表取締役　坂口　定司

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	9,622
	固定資産	1,614
	合計	11,237
負債及び純資産の部	流動負債	285
	固定負債	36,109
	株主資本	△25,158
	資本金	10,000
	利益剰余金	△35,158
	その他利益剰余金	△35,158
	（うち当期純利益）	(32)
	合計	11,237

吸収分割公告

当社（乙）は、吸収分割により株式会社情報ネットワーク（甲、住所大阪府守口市八雲東町二丁目八二番二二号）に対して当社の負債に関する権利義務を承継させることにいたしました。

効力発生日は令和七年十月二十五日であり、当社の株主総会の承認決議は令和七年十月一日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十四日

大阪府守口市八雲東町二丁目八二番二二号
国内ロジ車両運行株式会社
代表取締役　吉田　朋美

第16期決算公告

令和７年９月24日

大阪府守口市八雲東町二丁目82番22号

株式会社情報ネットワーク

代表取締役　西原　賢

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	3,771,950
	合計	3,771,950
負債及び純資産の部	流動負債	289
	株主資本	3,771,661
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	△1,228,339
	その他利益剰余金	△1,228,339
	（うち当期純損失）	(1,228,339)
	合計	3,771,950

第20期決算公告

令和７年９月24日

大阪府守口市八雲東町二丁目82番22号

国内ロジ車両運行株式会社

代表取締役　吉田　朋美

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	148,044,576
	固定資産	3,804,073
	合計	151,848,649
負債及び純資産の部	流動負債	490,008,253
	株主資本	△338,159,604
	資本金	90,000,000
	資本剰余金	1,500,000
	資本準備金	1,500,000
	利益剰余金	△429,659,604
	その他利益剰余金	△429,659,604
	（うち当期純利益）	(11,248,777)
	合計	151,848,649

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十四日

兵庫県宝塚市中山桜台二丁目三番二号
（甲）株式会社ファイン・ロード
代表取締役　髙松　貞彦

兵庫県宝塚市中山桜台二丁目三番二号
（乙）株式会社ザ・グロース
代表取締役　髙松　貞彦

第19期決算公告

令和７年９月24日

兵庫県宝塚市中山桜台二丁目３番２号

株式会社ファイン・ロード

代表取締役　髙松　貞彦

貸借対照表の要旨
（令和６年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	51,053
	固定資産	656,955
	合計	708,008
負債及び純資産の部	流動負債	277,628
	固定負債	241
	株主資本	430,139
	資本金	50,000
	利益剰余金	380,139
	その他利益剰余金	380,139
	（うち当期純損失）	(4,142)
	合計	708,008

第23期決算公告

令和７年９月24日

兵庫県宝塚市中山桜台二丁目３番２号

株式会社ザ・グロース

代表取締役　髙松　貞彦

貸借対照表の要旨
（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	103,205
	固定資産	71,990
	合計	175,195
負債及び純資産の部	流動負債	227,595
	固定負債	—
	株主資本	△ 52,400
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 62,400
	その他利益剰余金	△ 62,400
	（うち当期純損失）	(557)
	合計	175,195

第 52 期 決 算 公 告

令和７年９月24日

埼玉県朝霞市膝折町二丁目15番11号

株式会社無限

代表取締役　本田　博俊

貸借対照表の要旨

（令和６年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,598,372
	固定資産	263,809
	合計	1,862,182
負債及び純資産の部	流動負債	17,203
	賞与引当金	1,625
	固定負債	15,933
	退職給付引当金	15,933
	株主資本	1,829,045
	資本金	10,000
	資本剰余金	370,000
	資本準備金	80,000
	その他資本剰余金	290,000
	利益剰余金	1,449,045
	利益準備金	800
	その他利益剰余金	1,448,245
	（うち当期純利益）	(160,628)
	合計	1,862,182

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年九月二十四日

埼玉県朝霞市膝折町二丁目一五番一一号

（甲）株式会社無限

代表取締役　本田　博俊

東京都新宿区西落合四丁目一〇番一三号

（乙）株式会社ベルガ

代表取締役　小松　幸恵

第 10 期決算公告

令和７年９月24日

東京都新宿区西落合四丁目10番13号

株式会社ベルガ

代表取締役　小松　幸恵

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	145,229
	固定資産	1,297,271
	合計	1,442,501
負債及び純資産の部	流動負債	146,149
	固定負債	241,000
	株主資本	1,055,352
	資本金	10,000
	資本剰余金	988,523
	資本準備金	499,261
	その他資本剰余金	489,261
	利益剰余金	56,828
	その他利益剰余金	56,828
	（うち当期純利益）	(6,898)
	合計	1,442,501

第 22 期決算公告

令和７年９月24日

東京都千代田区神田神保町３丁目19番１号

株式会社キャリアコンサルティング

代表取締役　室舘　勲

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	502,599
	固定資産	363,643
	合計	866,242
負債及び純資産の部	流動負債	329,369
	固定負債	244,990
	株主資本	291,883
	資本金	23,000
	資本剰余金	5,120
	資本準備金	5,120
	利益剰余金	263,763
	利益準備金	679
	その他利益剰余金	263,084
	（うち当期純利益）	(38,030)
	合計	866,242

第 102 期 決 算 公 告

2025年９月24日

東京都千代田区麹町４丁目８番地

末広興業株式会社

代表取締役社長　三嶋　徹

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	50,035
	固定資産	247
	合計	50,282
負債及び純資産の部	流動負債	90
	株主資本	50,192
	資本金	40,000
	利益剰余金	10,192
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	192
	（うち当期純損失）	(507)
	合計	50,282

第 26 期 決 算 公 告

令和７年９月24日

福岡市博多区上呉服町10番10号

株式会社テノ．コーポレーション

代表取締役　池内比呂子

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	2,660
	固定資産	2,748
	資産合計	5,409
負債及び純資産の部	流動負債	2,755
	賞与引当金	55
	固定負債	1,288
	役員退職慰労引当金	2
	株主資本	1,365
	資本金	50
	資本剰余金	57
	資本準備金	3
	その他資本剰余金	53
	利益剰余金	1,258
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	1,257
	（うち当期純利益）	(147)
	負債・純資産合計	5,409

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の通所介護サービス事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年九月二十四日

大阪市中央区谷町二丁目二番二二号

（甲）株式会社フォルテ

代表取締役　池内比呂子

福岡市博多区上呉服町一〇番一〇号

（乙）株式会社テノ．コーポレーション

代表取締役　池内比呂子

第 8 期 決 算 公 告

令和７年９月24日

大阪市中央区谷町二丁目２番22号

株式会社フォルテ

代表取締役　池内比呂子

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	276
	固定資産	413
	資産合計	689
負債及び純資産の部	流動負債	253
	賞与引当金	10
	固定負債	279
	株主資本	156
	資本金	3
	利益剰余金	153
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	152
	（うち当期純損失）	(49)
	負債・純資産合計	689

第 25 期 決 算 公 告

令和７年９月24日

東京都渋谷区円山町３番６号

E・スペースタワー８階

株式会社フルスピード

代表取締役　吉澤　竹晴

貸借対照表の要旨

（令和７年４月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,541
	固定資産	367
	資産合計	3,908
負債及び純資産の部	流動負債	1,802
	株式報酬引当金	22
	その他	1,780
	固定負債	110
	負債合計	1,913
	株主資本	1,995
	資本金	100
	資本剰余金	1,616
	資本準備金	869
	その他資本剰余金	746
	利益剰余金	278
	その他利益剰余金	278
	（うち当期純損失）	(72)
	評価・換算差額等	0
	その他有価証券評価差額金	0
	純資産合計	1,995
	負債・純資産合計	3,908

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月三十一日であり、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和七年九月二十四日

北九州市小倉北区室町一―一―一

（甲）ＢＲラボ株式会社

代表取締役　中西　俊之

静岡県浜松市中央区舞阪町舞阪二七〇一番地の九舞阪協働センター四階事務室三

（乙）ＢＲシーポイントネクスト株式会社

代表取締役　内田　妥与

第３期決算公告

令和７年９月24日

静岡県浜松市中央区舞阪町舞阪2701番地の９　舞阪協働センター４階事務室３

ＢＲシーポイントネクスト株式会社

代表取締役　内田　妥与

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	1,146,166
	合計	1,146,166
負純資産の債及び部	流動負債	5,396,783
	株主資本	△4,250,617
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	△5,250,617
	その他利益剰余金	△5,250,617
	（うち当期純損失）	(2,108,578)
	合計	1,146,166

第９期決算公告

令和７年９月24日

北九州市小倉北区室町１－１－１

ＢＲラボ株式会社

代表取締役　中西　俊之

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	3,025,805
	固定資産	7,639,470
	合計	10,665,275
負純資産の債及び部	流動負債	18,476,557
	株主資本	△7,811,282
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	△8,811,282
	その他利益剰余金	△8,811,282
	（うち当期純損失）	(3,886,671)
	合計	10,665,275

第88期決算公告

令和７年８月27日

東京都千代田区神田美土代町７番地

日成共益株式会社

取締役社長　熊谷　和男

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	25,239,531
	固定資産	6,782,095
	有形固定資産	2,240,302
	無形固定資産	232,416
	投資その他の資産	4,309,376
	資産合計	32,021,627
負債及び純資産の部	流動負債	6,146,898
	役員賞与引当金	62,200
	その他	6,084,698
	固定負債	594,527
	退職給付引当金	531,862
	その他	62,665
	負債合計	6,741,426
	株主資本	25,280,200
	資本金	218,225
	資本剰余金	21,258
	資本準備金	21,258
	利益剰余金	25,040,717
	利益準備金	54,556
	その他利益剰余金	24,986,161
	（うち当期純利益）	(1,676,274)
	純資産合計	25,280,200
	負債・純資産合計	32,021,627

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年九月二十四日

兵庫県芦屋市船戸町五番二号

（甲）株式会社ハーブコーポレーション

大阪市淀川区西中島七丁目四番一七号

代表取締役　久保美津子

（乙）株式会社エマージー

代表取締役　久保　哲夫

大阪市浪速区日本橋四丁目八番一二号

（丙）株式会社河口無線

代表取締役　久保　哲夫

第23期決算公告

令和７年９月24日

兵庫県芦屋市船戸町５番２号

株式会社ハーブコーポレーション

代表取締役　久保美津子

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	75,769
	固定資産	2,154,988
	繰延資産	2,704
	合計	2,233,462
負純資産の債及び部	流動負債	348,051
	固定負債	1,703,683
	株主資本	181,726
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	利益剰余金	81,726
	その他利益剰余金	81,726
	（うち当期純損失）	(7,349)
	合計	2,233,462

第20期決算公告

令和７年９月24日

大阪市浪速区日本橋四丁目８番12号

株式会社河口無線

代表取締役　久保　哲夫

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	52,592
	固定資産	108,460
	繰延資産	9,839
	合計	170,892
負純資産の債及び部	流動負債	671,973
	固定負債	0
	株主資本	△501,081
	資本金	50,000
	資本剰余金	0
	利益剰余金	△551,081
	その他利益剰余金	△551,081
	（うち当期純損失）	(35,570)
	合計	170,892

第20期決算公告

令和７年９月24日

大阪市淀川区西中島七丁目４番17号

株式会社エマージー

代表取締役　久保　哲夫

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	941
	固定資産	158,267
	繰延資産	0
	合計	159,209
負純資産の債及び部	流動負債	636,091
	固定負債	0
	株主資本	△476,882
	資本金	100,000
	資本剰余金	50,000
	利益剰余金	△626,882
	その他利益剰余金	△626,882
	（うち当期純損失）	(16,186)
	合計	159,209

第９期決算公告

令和７年８月28日

大阪市北区中之島３－３－３

中之島三井ビルディング16Ｆ

ナッシュ株式会社

代表取締役　田中　智也

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,245,771
	固定資産	5,376,413
	資産合計	9,622,184
負債及び純資産の部	流動負債	2,706,648
	販売促進引当金	20,517
	役員賞与引当金	21,578
	賞与引当金	17,698
	固定負債	2,843,140
	負債合計	5,549,789
	株主資本	4,070,062
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,602,016
	資本準備金	100,000
	その他資本剰余金	1,502,016
	利益剰余金	2,368,046
	その他利益剰余金	2,368,046
	（うち当期純利益）	(968,000)
	新株予約権	2,332
	純資産合計	4,072,394
	負債・純資産合計	9,622,184

第 9 期 決 算 公 告

令和７年９月24日　東京都渋谷区神泉町８番16号
キュービーネット株式会社
代表取締役　北野　泰男

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年６月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,706	流動負債	2,974
固定資産	11,937	固定負債	9,559
		株主資本	4,115
		資本金	10
		資本剰余金	4,079
		その他資本剰余金	4,079
		利益剰余金	25
		その他利益剰余金	25
		（うち当期純利益）	(260)
		評価・換算差額等	△4
		繰延ヘッジ損益	△4
資産合計	16,644	負債・純資産合計	16,644

第 58 期 決 算 公 告

令和７年９月24日　高知県南国市岡豊町八幡411番地１
明星産商株式会社
代表取締役　森　　健司

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	8,863,684	流動負債	5,581,058
固定資産	8,405,472	固定負債	6,528,878
繰延資産	339	株主資本	5,159,559
		資本金	98,000
		資本剰余金	14,025
		資本準備金	14,025
		利益剰余金	5,069,253
		利益準備金	40,500
		その他利益剰余金	5,028,753
		（うち当期純利益）	(664,466)
		自己株式	△21,719
資産合計	17,269,495	負債・純資産合計	17,269,495

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙の最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

記

令和七年九月二十四日

東京都港区港南二丁目一三番四〇号
（甲）新東物産株式会社
代表取締役　渡部　大輔

東京都港区港南二丁目一三番四〇号
（乙）株式会社東京商社
代表取締役　村上　　修

第 4 期 決 算 公 告

令和７年９月24日
東京都港区西新橋一丁目１番１号日比谷フォートタワー10階
SAP Fioneerジャパン株式会社
代表取締役　パトリック・ダニエル・シュミット

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	808,786,857	流動負債	437,187,974
固定資産	32,696,071	賞与引当金	39,871,095
		固定負債	20,909,652
		退職給付引当金	20,909,652
		負債合計	**458,097,626**
		株主資本	383,385,302
		資本金	10,000,000
		利益剰余金	373,385,302
		その他利益剰余金	373,385,302
		（うち当期純利益）	(124,278,621)
		純資産合計	**383,385,302**
資産合計	841,482,928	負債・純資産合計	841,482,928

第 34 期 決 算 公 告

令和７年９月24日　東京都港区港南二丁目13番40号
新東物産株式会社
代表取締役　渡部　大輔

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	798,675	流動負債	566,996
固定資産	202,859	固定負債	203,780
		株主資本	220,869
		資本金	100,000
		利益剰余金	120,869
		（利益準備金）	(25,000)
		（その他利益剰余金）	(95,869)
		（うち当期純利益）	(9,078)
		評価・換算差額等	9,888
		その他有価証券評価差額金	14,778
		繰延ヘッジ損益	△4,890
資産合計	1,001,534	負債・純資産合計	1,001,534

第 20 期 決 算 公 告

令和７年９月16日　東京都千代田区神田駿河台４丁目６番地
株式会社インテージリアルワールド
代表取締役社長　佐藤　暢章

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	652,946	流動負債	230,176
固定資産	52,846	（賞与引当金）	(23,123)
		固定負債	6,487
		（退職給付引当金）	(6,487)
		株主資本	469,129
		資本金	188,250
		資本剰余金	168,250
		資本準備金	168,250
		利益剰余金	112,629
		その他利益剰余金	112,629
		（うち当期純損失）	(18,204)
資産合計	705,793	負債・純資産合計	705,793

第 79 期 決 算 公 告

令和７年９月24日　東京都港区港南二丁目13番40号
株式会社東京商社
代表取締役　村上　　修

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	513,581	流動負債	70,904
固定資産	125,991	固定負債	60,328
		株主資本	451,497
		資本金	100,000
		資本剰余金	540,540
		利益剰余金	△189,043
		（利益準備金）	(39,000)
		（その他利益剰余金）	(△228,043)
		（うち当期純利益）	(910)
		評価・換算差額等	56,842
		その他有価証券評価差額金	56,842
資産合計	639,572	負債・純資産合計	639,572

第 29 期 決 算 公 告

令和７年９月16日　長野県長野市稲葉上千田沖318番地
株式会社インテージテクノスフィア
代表取締役社長　酒井　和子

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,478,099	流動負債	1,774,131
固定資産	1,737,820	（賞与引当金）	(442,458)
		固定負債	87,828
		（株式給付引当金）	(22,443)
		株主資本	4,353,959
		資本金	100,000
		資本剰余金	2,100,000
		資本準備金	900,000
		その他資本剰余金	1,200,000
		利益剰余金	2,153,959
		利益準備金	88,600
		その他利益剰余金	2,065,359
		（うち当期純利益）	(739,468)
資産合計	6,215,919	負債・純資産合計	6,215,919